0031407000

0031407-000

３４６－Ｔｏ３４７ｎ

日満関税政策の研究

東亜経済調査局

1933

AEB

經濟資料通卷第百八十六

日満関税政策の研究

東亜経済調査局編

經濟資料通卷第百八十六

日滿關稅政策の研究

財團法人 東亞經濟調查局編

346
To34711

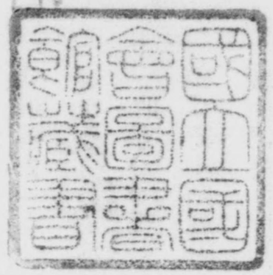

33772

序

滿洲國は今や漸く經濟建設の途上に在る。而して同國經濟政策は尙確立されたと稱し難く、從つて關稅制度に於ても、建國以來舊中華民國時代のものを大體踏襲し、輸出入稅率の如きも最近初めて部分的改正を行つたに過ぎない狀態である。滿洲國として、その獨自の立場よりする關稅政策を確立し、現制度の改廢、稅率の改正に就て充分檢討を要する處、大なる所以も亦此處に在る。

他方、歐洲大戰爭後各國は自國產業保護の爲、市場の獲得に、原料供給地の確保に狂奔し、最近世界經濟恐慌の深刻化は、愈々この情勢に拍車をかけた。卽ち多年通商上自由主義を墨守して居た英吉利も、終ひに一九三〇年その傳統を捨てゝ、保護主義に轉向し、加ふるに、その屬領、保護領、植民地を包含する英帝國經濟ブロックの形成に努力し、この傾向は昨年のオツタワ會議、本年の世界經濟會議を經て、益々强化されつゝある。其他の列强もそれ〴〵ブロック經濟の確立に邁進しつゝあるは勿論、後進國たる支那も凡ゆる手

段に依つて、國民經濟の建設に努力してゐる。是等の諸事情は、資源に惠まれること薄く、且狹小なる國內市場の外海外に好市場を持たぬ我國の貿易發展を阻止し、延いて我產業を萎縮せしめて居ることは、今更喋々を要しない。斯かる經濟難局に處して採る可き途は、我國として先づ日滿經濟ブロックを建設することに異論はない筈であり、從つて日滿を一體とした關稅政策の研究は我國にとつても緊要事であらねばならぬ。

本書は局員細見健三が主として調査、編纂の任に當り、日滿關稅政策を研究する上に必要と思はるゝ基礎的材料を出來るだけ多く蒐集したのであつて、本書が一般研究者に多少の寄與をなす事が出來れば幸甚である。

昭和八年九月二十七日

財團法人 東亞經濟調査局

目次

第一章　過去及現在に於ける滿洲の關稅制度……一
第一節　支那輸入稅率の沿革……一
第二節　滿洲の特殊關稅制度……四七
第一項　關東州關稅制度……四七
第二項　關東州特惠關稅制度……五五
第三項　陸路邊境貿易に關する特惠制度……六三
第四項　條約に基く特別課稅……六九
第三節　滿洲國關稅行政の獨立……七一
第二章　滿洲の外國貿易……七八
第一節　概況……七八
第二節　海關別貿易……九六
第三節　取引國別貿易……一二四

第四節　品目別貿易……一二五
第五節　日本品の輸入趨勢……一四一
第三章　我國に於ける日滿關稅政策論……一九五
第一節　日滿關稅同盟論……一九五
第一項　關稅同盟の意義……一九五
第二項　臺灣の領有と我國關稅政策……二〇〇
第三項　韓國の併合と我國關稅政策……二一〇
第四項　日滿關稅同盟……二一三
第二節　日滿互惠關稅論……二四二
第三節　關東州關稅制度……二四六
第四節　鮮滿陸境貿易に關する特惠制度……二五八
第四章　滿洲國の關稅政策……二六四
第一節　滿洲國關稅政策の根本方針……二七二
第二節　滿洲國關稅改正……九三——九四

挿入表

1. 世界主要國貿易の大勢……九七——九八
2. 滿洲海關別貿易……一一五——一一六
3. 全滿洲對各主要國別輸移出入額……一二三——一二四
4. 支那（滿洲を除く）對各主要國別輸移出入額……一二七——一二八
5. 最近三ヶ年全滿洲品目別貿易額……一三一——一三二
6. 全滿洲對日、支、露輸移出貿易主要品累年比較……一三九——一四〇
7. 昭和六年全滿洲輸移入品價仕出國別表……一四三——一四四
8. 滿洲商品別輸移入統計其一……一四五——一四六
其二……一四七——一四八
其三……一四九——一五〇
其四……一五一——一五二
其五……一五一——一五二

其六……一五三—一五四
其七……一五五—一五六
其八……一五七—一五八
其九……一五九—一六〇

日滿關稅政策の研究

第一章　過去及現在に於ける滿洲の關稅制度

第一節　支那輸入稅率の沿革

支那の全國的に統一された輸出入稅率は、天保十三年（西曆一八四二年）英支間に調印された江寧條約第十條に基いて、翌年協定した廣東、福州、厦門、寧波、上海五港通商章程により、特殊のものを除く大部分のものが、從價五分と片務的に約定されたに始る。

其後安政五年（西曆一八五八年）英支天津條約締結當時物價漸落し、外商の納付する關稅が現實從價五分を超過したので、同條約第二十六條「南京條約第十條に依り定められ且輸出入品に付從價約五分の稅金を課する樣見積られし稅率表は爾來該條約中に列擧せる物品の價格が低落したる爲、右諸物品に課せらるゝ稅金が當初の見積を甚しく超過するに至れること判明したるに因り前記稅率表は之を修正することゝ爲り、本條約署名後直ちに戶部大臣を上海に派遣し英國政府の派遣する代表者と共に其の修正を五に協議せしむる樣淸國皇帝に奏請すべきものとす、但し修正稅率は本條約批

准後直ちに其の効力を發生すべし」に基いて、同年十一月稅率調査委員會を開き、新定稅則なるものを定め、爾後之に據つて各輸入貨物に課稅することゝした。

然るにその後物價漸騰せるに拘らず、彼の北淸事變最終議定書（明治三十四年、西曆一九〇一年調印）第六條に基き、翌年淸國輸入稅率改定に關する協定が調印、實施せらるゝ迄約四十年間は一回の修正もされなかつたのである。而して同協定では前記最終議定書第六條に於て「淸國へ輸入の貨物に對する現行稅率を現實五分稅に引上ぐべし、尙ほ從價にて徵收し來れる一切の輸入稅は爲し得る限り且成る可く速に從量稅に改定すべきものとし、此改定は左の如くし、卽ち一八九七年、一八九九年の三箇年間に於ける各商品陸揚當時の平均價格換言すれば輸入稅及雜費を控除したる市價を以て評價の基礎とすべし」と規定したに從ひ、稅額を引上ると共に從來の無稅品の大部分を有稅品とし、有稅品の多くを從量稅とした。然るに上記三ヶ年間の商品價格は概して低く、且つ當時銀價の低落が殊に著しかつたので、尙右改訂稅則は現實五分の原則に遠ざかること甚しかつた。玆に於て支那はこの不利益より免れんが爲、英支マツケー條約第十五條（明治三十五年）に於て「本條約の各締約國は十箇年終末の際關稅率の改正を要求するを得べきことを合意す、但し最初の十箇年終末の後六箇月以內に何れの側よりも要求を爲さゞるときは最初の十箇年終末の際より起算して更に十箇年間効力を存續すべし、爾後每十箇年終末に於て總て右同斷とす」との規定を設け、それより十箇年後に當る大正元年（西曆一九一二年）支那政府は我國始め關係諸國に對し、條約の規定に基き、稅率を現實五分に改算する樣要求したが、日佛露の三國は或る一定の條件の下に、改正の主旨に贊意を表したに過ぎなかつた。

然るに、大正六年支那が對獨戰爭に參加すると共に列國（日本、英吉利、伊太利、佛蘭西、白耳義、葡萄牙及露西亞）は支那參戰希望條件に關する覺書に於て、海關稅を從價五分の現實率に增額するの原則を承諾し、締約國全部の利益に於て關稅制度の修正を支那委員を包含する一の委員會に委任すべきことを認め、翌年一月上海に各國關稅委員會を開いた。然しながら、各國は前記覺書に於て、單に主義上、現實五分迄稅率引上げを承認したに過ぎなかつた爲め、從量稅率協定の審議を始むるに先ち、稅率算出の標準として如何なる年度の價格を採用すべきかに就き議容易に決せず、此處に於て上海會議は此問題を北京公使團會議に附し、種々折衝の結果、我國の提議に從ひ大正元年より大正五年に至る五箇年平均の支那關稅統計に依る價格を基礎として、從量稅率を算出することゝした。尤も此案に依ると開戰以後の價格を加味する結果、恒久的稅率としては多少高か過ぎるので、公使團會議に於ては前記標準年度の採用と同時に、今回改訂の稅率は歐洲戰爭の一般的平和條約批准後二箇年を經過するとき、再びその全部又は一部の改正を行ひ得べきことを決議した。而して此決議は支那政府及び中立諸國の同意をも得たので、爾來上海の列國委員は專ら稅目の分類及び稅率の算出に關する協議を進め、同年十二月改訂稅率案を議了し、大正八年八月より之を實施した。

その後、一般平和條約批准後二箇年を經過するとき、更に稅率改訂を爲すべき旨定めた關係上、大正九年以來支那政府は屢々稅則の再改訂を各國に提議したが、各國の議決せず、その儘華府會議が開催された。而して同會議で支那の關稅に就き決定された事項は左の如くである。

支那の關稅に關する條約

千九百二十二年二月六日　華盛頓に於て調印
千九百二十五年八月五日　華盛頓に於て締約國全部批准書託

第一節　支那輸入稅率の沿革

第一章　過去及現在に於ける滿洲の關稅制度

第一條　締約國の代表者は支那國と他國との間に締結せられたる現存諸條約に基き支那關稅を現實從價五分に相當せしむるの目的を以てする同關稅の改訂に關する決議にして本條に附屬書として添附するものを千九百二十二年二月四日華盛頓市に於て採用したるに因り締約國は玆に右決議を確認し該改訂の結果として決定せらるゝ稅率を受諾することを約す前記改訂稅率は其公表の時より二月後に於て成るべく速かに之を實施すべし

附　屬　書

本會議に參加する亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國は支那國政府の所要に應ずる爲歲入を增加する目的を以て左の如く約定す

千九百十八年十二月十九日上海に於て關稅率改訂委員會の採用したる支那輸入稅率表は支那國を一方の當事國とする諸通商條約に規定するが如く其の稅率を現實五分に相當せしむる樣直に改訂せらるべし

改訂委員會は前記改訂を直に且前回改訂の一般方針に從ひ實施する爲め出來得る限り速かに上海に於て會合すべし

右委員會は前記諸國の代表者及本會議に參加する諸國に依り現に承認せられたる政府を有する他の諸國にして支那國との間に輸入及輸出の稅率に付從價五分を超えざることを希望するものゝ代表者を以て之を構成すべし且該委員會に參加することを希望するものゝ代表者を以て之を構成すべし前記改訂は軍備制限竝太平洋及極東問題に關する會議に於て本決議を採用したる日より四月內に完了するの目的を以て成るべく速に之を進捗せしむべし

改訂稅率は改訂委員會が之を公表したる時より二月後に於て成るべく速に之を實施すべし

本會議の主催者たる合衆國政府は本會議に參加せざるも千九百十八年の前記改訂に參加したる諸國の政府に對し直に本決議の條項を通告すべきものとす

第二條　大不利顧國及支那國間の千九百二年九月五日の條約第八條合衆國及支那國間の千九百三年十月八日の條約第四條及第五條並日本國及支那國間の千九百三年十月八日の追加條約第一條に規定する附加稅を賦課するの目的を以て右諸條に規定する釐金の急速の廢止及他の條件の履行に付準備を爲すが爲特別會議に依り直に必要なる措置を執るべし

右特別會議は署名國の代表者及該會議に參加する事を希望する他の諸國にして之に其代表者を參加せしむるに足る時期に於て本條約第八條の規定に從ひ本條約に加入することあるべきもの、代表者を以て之を構成すべし右會議は本條約實施後三月內に支那に於て之を開催すべく其の時日及場所は支那國政府之を指定すべし

第三條　第二條に規定する特別會議は同條に記載する諸條約の條項に規定する釐金の廢止及他の條件の履行に先ち適用せらるべき暫行規定を考量すべし同會議は其決定すべき期日、目的及條件に依り有稅輸入品に對し附加稅を賦課することを認むべし

右附加稅は之を從價二分五厘の一律の率とす但し特別會議に於て過度に貿易を阻礙することなくして一層の增課を負擔し得るものと認むるの或種の奢侈品に附ては其總附加稅は從價五分を超えざる限り之を增加することを得

第四條　第一條に記載する支那輸入關稅率表の卽時改訂の後同關稅をして第二條に規定する特別會議の定むる從價稅率に相當せしむべきことを確保する爲更に其の再改訂を行ふべく再改訂稅率は前記卽時改訂の完了後四年を經て之を實施すべし

右再改訂の後に於ては前記の目的の爲め支那輸入關稅率表を支那國との現存諸條約の認むる十年毎の定期改訂に代へ七年毎に定期に改訂すべし

遲延を避くる爲本條に基き行ふべき改訂は第二條に規定する特別會議の定むべき規則に從ひ之を實施すべし

第五條　關稅に關する一切の事項に付ては一切の締約國に對し待遇及機會の現實の均等あるべし

第六條　支那一切の陸境及海境に於て賦課する關稅率に付ての均一の原則は玆に承認せられたるものとす第二條に規定する特別會議は右原則を實行するの取極を爲すべし同會議は撤廢せらるべき關稅上の特權が地方的經濟上の便益に代へて許與せられたるものなるに於ては之が衡平なる調整を爲すことを得

右實行に至る迄は關稅率改訂の結果として生ずべき關稅率の增加又は本條約に基き將來賦課せらるべき附加稅は支那の一切の陸境及海境に於て均一の從價稅率に依り徵收せらるべし

第七條　抵代稅は第二條に規定する措置の實施せらるゝ迄は之を從價二分五厘の率とす

第八條　本條約に署名せざる諸國にして署名國に依り現に承認せられたる政府を有し且支那國との間に輸入及輸出の稅率に付從價五分を超えざることを規定する條約を有し且該條約に加入することを招請せらるべし

第九條　本條約の規定は支那國及各締約國間の條約の一切の規定にして之と牴觸するもの（最惠國民待遇の規定を除く）に優る

〔註〕英國清國間の通商關係に關する條約第八條抜萃、千九百二年九月五日

凡例　清國政府は生産地、通過地及仕向地に於て商品に釐金其他の賦金を課するの制度は貨物の自由移轉を妨け貿易の利益を害することを認め本條第八項の制限に從ひ右收入增加の方法を全廢することを玆に約す

英國政府は右代償として英國臣民の輸入せる外國商品に關稅を課するに當り協定稅額の外に附加稅を課し且外國又は沿岸輸出に供すべき清國生産品に輸出稅の附加稅を課し得べきことに同意す

釐金局及通過貨物に課稅する他の稅局を撤廢したる後は形式又は名義の如何を問はず再び右の種の稅局を復活せざるべきこと、何等の場合に於ても外國輸入品に對する附加稅は千九百一年九月七日清國と列國との調印したる最終議定書に規定せる輸入稅の一倍半を超過せざるべきこと、輸入稅及附加稅を納付したる外國輸入品は其清國臣民の手に在ると外國臣民の手に在るとを問はず又原包裝の儘なると否とを問はず一切の課稅、檢査又は抑留を全く免除せらるべきこと並外國に輸出する清國生産品に課すべき稅額は何等の事情あるを問はず從價七分五厘を超過せざるべきことは玆に明白なる了解を經たり

右條約の結果、大正十一年より上海に稅則改訂特別委員會開かれ、新輸入稅率が決定され、大正十二年一月十七日より昭和四年一月三十一日迄實施された。而して該稅率算定の基礎價格としては大正十年十月より翌年三月に至る六ケ月間に於ける上海の平均卸賣市價を採用した。

次ぎに上記條約の規定により、附加稅を討議す可き北京特別關稅會議に就いて一言する。

本會議は條文にも明かな如く、普通品並に奢侈品に對する附加稅及びその實施期日、條件等を議するため、開かれたものなるに拘らず、支那は最初より附加稅問題の如きを全く顧みず、關稅自主權の奪回とそれ迄の暫定的處置として普通品五分、奢侈品三割又は二割の附加稅徵收實施を要求したのである。然るに列國は關稅自主權のみは釐金廢止を條件として主義上之を認めたが、その他支那の不當なる要求は盡く退けた。

然しながら支那財政の窮乏を救ふ必要上（關稅收入が諸國の公債擔保であり、市場としての支那の重要性等を注意せねばならぬ）諸々の案が各國より提出され、結局米國案を基礎とし日本の立場も充分考慮し、次の如き案が採用された。

類別	稅率	貿易額（千元）	增收額（千元）
甲類	三・五%	五二、八九五	一、九〇一
乙類	一七・五	七八、一五四	一三、六七七
丙類	二〇・五	六二、四〇一	七、八〇〇
丁類	一〇・〇	六八、五四七	六、八六五
戊類	七・五	二三五、二八六	一五、一四六
己類	五・〇	二八〇、三六九	一四、〇三八
庚類	二・五	四三、八二六	一、〇五六
合計		一、二〇二、四九七	九〇、〇一三

然しながら右稅率案も、その增收額の使途に關し、日英の間に意見の一致を見るを得なかつた。卽ち英國は鐵道等確實擔保を有する債權多く、日本は不確實なる債權三億元に上るが爲め、根本的に利害の不一致を來したのである。

次ぎに品目の分類に關しては、支那側では當然奢侈品の範圍を廣くせんとし、日本側は日支貿易の趨勢よりしてその範圍を最少限度に止めんことを望み、容易に兩者の意見が一致しなかつたが、日本の努力は遂に日本側にとつて比較的有利な解決を齎した。然しながら以上凡ての問題は、當時偶々勃發した支那內亂のため、事實上會議繼續が不可能となつたので、未決定の儘殘されたのである。

然るに大正十五年革命が勃發し、廣東國民政府は軍費を捻出する爲め普通品に對し從價二分五厘、奢侈品に對し從價

五分の臨時內地稅を課し、革命の北進するに從ひ、翌年一月一日より漢口を始め湖北、湖南、江西の各開港場でも實施した。因みに貨物內地稅徵收條例の要旨は左の如くである。

一、總て支那各省或は外國間貿易の貨物は普通品と奢侈品とを問はず、臨時內地稅を徵收す。

二、普通貨物に對しては現在の海關或は常關に於て徵收する稅率の半額卽ち二分五厘、奢侈品に對してはその倍額たる五分を課す。但し酒、煙草、石油、ガソリン等特別の規定あるものは徵稅を免じ、奢侈品の種類は別表による。

三、本臨時內地稅は徵收の便宜上各海關、常關、釐金局又はその附近の徵稅局にて徵收す。

次ぎに北京政府に於ても極度の財政難を緩和せんがため、昭和二年一月左の如き大總統令を宣布し、關稅自主權の回復、附加稅の自由徵收並に之が增收の使途を布達した。

一、關稅は國家歲入の主要なる淵源をなすものである。然るに支那は前淸以來條約關係により輸出入貨物に對し協定稅率を課し來つたが、これ既に國際關係自由の原則に悖り、且つ政治經濟發達の過程を阻むものである。曩に國家の主權及び國民の希望に關しては關稅特別會議中に於て、華盛頓會議の際保留されたる支那元來の主張に根據し、支那委員より民國十八年一月一日國定關稅稅定率を實行する旨提議する所あり、各友邦代表は好意的贊同の意を表した。其後支那政府は先づ關稅定率條例を公布したが今やその實行期に遠からず、當然行ふべき準備事項は外交部、財政部をして稅務署と共に之を詳細協議せしめ、且つ財政部をして速かに釐金撤廢進行方法を妥當に準備せしめ、夫々施行せしむることゝした。

二、民國十二年華盛頓會議に於て締結せる九ケ國の支那關稅條約第三條の規定に依れば、釐金撤廢前輸入貨物に對して附加稅を徵收すべく海陸國境同時に施行するを得とあり、故に條約の精神により先づ右輸入附加稅を民國十六年二月一日より夫々徵收すべく、財政部稅務署に命じて之を辦理せしむ。國定稅率實行以前の過渡稅增收辦法に關しては、外交部に命じて速かに關稅特別會議續開を督促せしめ、之が協議を進行せしむ。

三、海關の輸入貨物附加稅は既に財政部稅務署をして期限を定め、夫々徵收すべく命令し、同時に外交部をして曩に提議したる過渡稅增徵の商議を進行せしむる爲め、關稅特別會議の速かなる續開を命じた。

之等の附加稅及び將來增徵さるべき過渡稅は當然釐金撤廢準備、內外債整理、建設事業、緊急なる政費等の用途に充つべく、財政部をして主管各部署と共同し適當に計畫分配せしめ、且つ適切なる保管方法を定めしめんとす。

尙、孫傳芳も軍費捻出の必要上、上海、鎭江、南京の各海關に於て輸入品に對し附加稅を徵收することゝした。

この附加稅賦課は華府條約に於て決定せる事項であるが、該附加稅の實施は關稅會議の決定を俟つて施行せらる可きものであるから、關稅會議の決定以前に、之が徵收を實施せんとする支那側の提議は容認し難い處であり、所謂不當課稅に屬するものである。

かくの如き狀態が續いてゐたが、終に昭和三年十二月七種差等稅率に關する法律が公布さるゝに至つた。此法律が公布される迄には諸外國との間に種々の交涉があつて、日本側としては昭和四年二月一日之に最後の承認を與へたので、同日より此七種差等稅率が實施されることになつた。この稅率は華府會議で承認した附加稅を基礎とし、前述の北京特別關稅會議で定められた率によるものであつて、それは從價二分五厘、五分、七分五厘、一割、一割二分五厘、一割七分五厘及び二割二分五厘となつてゐる。尙この七種差等稅率が日本側の利益を充分尊重して作成されたものであることは既述の通りである。

此七種差等稅率は、昭和五年末迄實施されてゐたが、此間銀價が暴落したゝめ、昭和五年二月一日從來の輸入稅徵收單位海關兩を金單位に變更し、一海關兩と海關金單位との比率を、一海關兩に對する一・五〇金單位としたが、更に三月十六日銀が低落したとの理由で、その比率を一海關兩に對する一・七五金單位と變更し、之がため稅率は二割五分乃至三割五分引上げられたと同じ結果となつた。

第一節　支那輸入稅率の沿革

次ぎに最も注意すべきは、昭和五年五月六日に調印され、同月十一日から實施された關稅自主權承認に關する條約である。尤も此種條約は諸外國と支那との間には早くから出來てゐた。卽ち、諸外國は支那に對し關稅自主權を認むると同時に關稅上の最惠國待遇を約した條約を結んでゐたのである。然るに最も利害關係の大なる日本としては、外國同樣關稅自主權を認め關稅上最惠國待遇を約するのみでは足らず、日本の重要輸出品に對する或る程度の稅率固定を確保しなければ、對支貿易に支障を來たすのである。此處に於て、我國は日支間の重要貿易品に就き、互惠的協定稅率案を作成し支那と商議して妥協を見た。之が爲め五月十一日より關稅自主權は完全に確立された。換言せば、支那の關稅自主權は支那が日本との互惠條約を受諾する條件で日本の最後の承認があつた爲、完全に國際間にその効力を發生じたのである。

次いで昭和六年一月一日より愈々此自主權に基いて支那の新國定稅率が實施された。而して此新國定稅率は財政收入の增加、國內產業の保護、奢侈品の重課の三目的を達成せんが爲め立案されたもので、その稅率は從價五分から五割迄に定められ、前記七種差等稅率に比較して、三割乃至三割五分の增稅となつてゐる。但し、此際日支間に協定された互惠稅率の適用ある品目には何等變更を見るに至らなかつたこと勿論である。

互惠品目其他に關しては左記「日本帝國と支那共和國との間に締結せられたる協定」第一附屬書に明記されてゐるが、我國對支輸出貿易に於て互惠品目として特殊扱ひを受けたものは當時總額の約四割四分で、後の五割五分が國定輸入稅率によつて課稅されたに過ぎない。然しながら此處に注意すべきはその互惠期間は、雜貨品の如きものに就ては旣に一昨年、其の他も本年五月滿期となつたことである。

日本帝國と支那共和國との間に締結せられたる協定（日支關稅協定）

昭和五年五月六日南京に於て署名

第一附屬書

一、前記協定の實施の日（本協定署名の日の後十日目）より起算し支那國政府は本翰の附屬表第一部の第一、第二及第三項目の下に課せらるゝ稅率を三年間又右附屬表第一部の第四項目の下に課せられ又は製造せられたる右諸項目に屬する物品にして支那國の領域內に於て生產せられ又は製造せられたる右諸項目に屬する物品にして支那國の領域內に輸入せらるゝものに對し右夫々の期間內課せらるゝ輸入稅の最高率として維持すべきこと、但し支那國政府が稅率の引上に關し右附屬表に於て爲したる留保に從ふべきものとす

二、日本政府は前記協定の實施の日より三年間は本翰の附屬表第二部の三項目の下に課せらるゝ稅率を支那國の領域內に於て生產せられ又は製造せられたる右諸項目に屬する物品にして日本國の領域內に輸入せらるゝものに對し右期間內課せらるゝ輸入稅の最高率として維持すべきこと

表

第一部

項目番號	品名	千九百二十九年の支那國輸入稅表に於ける番號
一	綿製品	一乃至一〇、一二乃至一四、二二乃至二四、二六乃至三二、三七、三八、四〇、四三、四六、四七、五一、五三、五八、五九
二	漁獲物及海產物	一九六乃至一九九、二〇二、二〇五、二〇六、二一三、二一六、二一七、二一八、二三一
三	小麥粉	二八〇
四	雜品	三〇二、五六七、五六八、六〇三乃至六〇五(イ)、六一二、六四七、六五二(ロ)、六六六(ロ)、六七七〇九(ハ)、六八五、七〇六、七〇九(ハ)、七〇九(ト)、七一〇、七一五

本表第一部に揭げらるゝ番號は千九百二九年の支那國輸入稅表に於ける該當番號の下に揭げらるゝと同一の物品を示す、但し左記

番號は其の下に列記せらるゝ物品のみを示す

六五二(ロ)　護謨製の短靴及長靴竝に全部又は一部護謨にて作られたる履物

六六六(ロ)　掛置時計及一單位に組立てられたる「ムーヴメント」(一打に付價格四十海關兩を超えざるもの)

六七七(ハ)　海狸毛又は毛以外の材料にて作られたる「フエルト」製の帽子(一打に付價格十五海關兩を超えざるもの)

七〇六　魔法罐及同部分品(一打に付價格十五海關兩を超えざるもの)

七〇九(ヘ)　電氣機械及同部分品

七一〇　玩具及遊戲品

七一五　車輛　別號に揭げられざる「ヴエロシピード」(自轉車一箇に付價格四十海關兩を超えざるもの)

本表第一部に揭げらるゝ物品に對する稅率は前記稅表に於ける該當番號の下に記載せらるゝ稅率と同一たるべし、但し側線を附せられざる番號に屬する物品に對する稅率に關しては支那國政府は前記稅率を從價二分五厘を超えざる範圍內に於て引上ぐるの權利を留保するものとす、從量稅率に付ては右に規定せらるゝ引上は前記稅表に於ける稅率が決定せられたる原課稅價格を一律に又は千九百二十八年に稅率改訂委員會に依り採擇せられたる課稅價格を一律に基礎として行はるべし

支那國政府は輸入關稅以外に輸入綿綴絲(番號第五十一)に對し消費稅を課するの權利を留保す

第二部

項目 番號	品名	現行日本國輸入稅表に於ける番號
一	夏布	二九九、五(幅四十八センチメートルを超えたるものを除く) 丙の一、イの一乃至イの四 丙の二、イの一乃至イの四
二	絹織物	三〇三、三の甲イ及ロ
三	刺繍布	三〇八(手工品に限る)

本表第二部に揭げらるゝ番號は別に明記なき限り現に實施中の日本國輸入稅表に於ける該當番號の下に揭げらるゝと同一の物品を示す

本表第二部の第一項目に揭げらるゝ物品に對する稅率は現に實施中の日本國輸入稅表に於ける該當番號の下に記載せらるゝ稅率と同一たるべく又本表第二部の第二及第三項目に揭げらるゝ物品に對する稅率は贅澤品等の輸入稅に關する法律に依り現に課せらるゝ稅率に比し三割を減ぜらるべし

第一部互惠品目

番號	品名
	生綿布
一	金巾、シーチング(幅四〇吋以下長四一碼以下)
二	金巾、シーチング(幅四〇吋以下長四一碼以下にして一平方吋內の糸數一一〇以上)
三	金巾、シーチング(幅四〇吋以下長四一碼以下一平方吋內の糸數一一〇以下)
四	綾木綿及細綾木綿(三筋組或は四筋組、幅三一吋以下長三一碼以下)
五	同(三筋組或は四筋組、幅三一吋以下長四一碼以下)
六	天竺布(幅三四吋以下、長二五碼以下)
七	天竺布(幅三四吋以上、三七吋以下にして長二五碼以下)
八	模造土布(機械織を含む)(幅二四吋以下一平方吋內の糸數一一五以下)
九	綿フランネル又はフランネレット(平織或は綾織) 晒白又は染色綿布
一〇	晒平織金巾及シーチング
一一	晒綾木綿及細綾木綿(三筋組或は四筋組、幅三一吋以下、長三二碼以下)
一二	同(三筋組或は四筋組、幅三一吋以下、長四二碼以下)
一三	晒天竺布及メキシカン
一四	染平織金巾、シーチング及ポンジー

第一節　支那輸入稅率の沿革

二三　染綾木綿及細綾木綿（三筋組或は四筋組）
二四　染天竺布、壓型付カントン、アルパシアノ及眞正又は擬染のターキーレッド布（幅三二吋、長二五碼以下）
二六　晒、染平織又は綾織オートミルクレープ（幅三三吋以下、長三三碼以下）
二七　生、晒、染、絲染の綿縮
二八　晒、染、ラスチング、サテン、イタリアン、模造ベネシアン、テンシントウイル、ピートリストウイル、ダイアゴナルトウイル、ヘリンゲボーントウイル、サージ、リーブ、コート（ポプリンを除く）レツプ、モーリーン（平織又は綾織のものにして幅三三吋以下、長三三碼以下）
二九　晒、染、平織ポプリン、ベネシアン（ポプリン、タフエタを含む）（幅三三吋以下、長三三碼以下）
三〇　晒、染、綾織ポプリン、ベネシアン（ポプリン、タフエタを含む）（幅三三吋以下、長三三碼以下）
三一　晒、染、サテンドリル（五筋組）經繻子（五筋組以下）繻子縞（平織又は綾織のものにして幅三三吋以下、長三三碼以下）
三二　平織、綾織綿フランネル、フランネレット
三七　綿莫大小地
　　捺染綿布
三八　カンブリック、寒冷紗、毛斯綸、金巾、シーチング、天竺布、綾木綿、細綾木綿、斜綾木綿、トウイルクレトン、シレシア、畝織（クレップクレトンを除く）
四〇　綿縮
四三　繻子、サチネツト、プロケード（縞織又は格子地に捺染したるものを含む）イタリアン、ダマスク、ベネシアン、ラスチング、ピートリストウイル、コード、ポプリン、モーリーン（幅三二吋以下、長三〇碼以下）
　　絲染綿布
四六　列記せざる絲染綿布
　　雜綿布
四七　列記せざる綿布
五一　棉花、綿縫絲、綿繰絲、綿製品
五三　綿繰絲
五八　腿帶子（無地及飾付あるもの）
五九　起毛メリヤス衣類（絹絲にて絓りたるもの又は絹其他の材料を以て前飾を附したるものを含む）
　　起毛せざる肌衣又は股引（絹絲にて絓りたるもの又は絹其他の材料を以て前飾を附したるものを含む）
　　魚類及海產物
一九六　乾鮑（大量包裝のもの）
一九七　黑海參（刺あるもの）
一九八　同（刺なきもの）
一九九　白海參
二〇二　乾貝柱
二〇五　乾鱚（骨を拔きたるものを含む）
二〇六　鰑
二一三　列記せざる鹹魚
二一六　乾蝦、小蝦（大量包裝のもの）
二一七　刻昆布
二一八　長昆布
　　罐詰類
二三一　鮑
　　穀物、果實、藥材、種子、香味料及蔬菜類

第一節　支那輸入稅率の沿革

二八〇　小麥粉
三〇二　椎蕈
五六七　陶器、磁器、琺瑯鐵器、硝子器
五六八　琺瑯鐵器（鉢、ボール、カップ及マッグ）
　　列記せられざる琺瑯鐵器
六〇三　鈕釦類
六〇四　陶磁製鈕釦
六〇五（イ）　貝鈕釦
六一二　角、骨、蹄、アイボリーナット製鈕釦
　　扇、傘、日傘
　　其他の柄の木綿傘
六四七　雜品
六五二（ロ）　鏡
六六六（ロ）　護謨製の短靴及長靴竝に全部又は一部護謨にて作られたる履物
六七七（ハ）　掛置時計及一單位に組立てられたる「ムーヴメント」（一打に付價格四十海關兩を超えざるもの）
六八五　海狸毛又は毛以外の材料にて作られたる「フエルト」製の帽子（一打に付價格十五海關兩を超えざるもの）
七〇六　內藥、外用藥、調合藥、藥品、藥材にして其の調劑法を記載せざるもの
七〇九（ヘ）　魔法罎及同部分品（一打に付價格十五海關兩を超えざるもの）
七〇九（ト）　電氣機械及同部分品
七一〇　織布機械
七一五　別號に揭げざる玩具、遊戲品
　　別號に揭げざる車輛、ヴエロシピード（例へば自轉車一個に付價格四十海關兩を超えざるもの）

關稅自主權を獲得した支那國民政府は、更に、一昨年十一月財政難を理由として、水災附加稅なる名目により附加稅徵收を開始した。その徵收內容は次の如くである。

（一）　附加稅は一九三一年十二月一日より一九三二年七月三十一日迄一割を課す。
（二）　一九三二年八月一日よりは米國より購入せる水災救濟用小麥代金支拂完了迄五分を課す。
（三）　但し課稅に當り免稅さるゝものは次の如き品目である。

輸入稅率表稅番	品目
一—九	生地綿布
一一	別號に揭げざる生綿布
一二	晒金巾、粗布
一四—一六	晒ドリル、ジーンス、天竺
二一—二三	染金巾、粗布、ドリル、ジーンス、天竺
二五	オートミルクレープ
三一	ネル
三六	別號に揭げざる晒又は染色綿布
三七	捺染カンブリック、金巾、ドリル、ジーンス、天竺等
三九	捺染綿縮
四一	捺染綿朱子等
四三	其他捺染綿布
四四	絲染綿織物
四六	其の他綿布

第一節　支那輸入稅率の沿革

五一	綢絲	
五九—六一	メリヤス	
六四	腿帶子	
二四九	鮑	
二五〇	海參	
二五二	貝柱	
二五五	乾鱈	
二五六	鰑	
二六二	別號に揭げざる鹹魚	
二六五	乾鰕及小鰕	
二六六—二六七	昆布	
三〇五の甲	麥粉	
三八五	紙卷煙草	
三八六	葉卷煙草	

本附加稅は、當初の規定によれば、昨年八月一日より從價一割より從價五分に引下げらるゝことになつてゐた。然るに國民政府は、かくするに於てはその收入の減少するを恐れ、水災附加稅としては五分に引下げたが、別に關稅附加稅の名目を以て從價五分を徵收することゝなり、附加稅は今日に於ても水災附加稅五分、關稅附加稅五分、合計一割を依然として徵收しつゝある。

次ぎに國民政府は昨年來その財政難を緩和し、或は排日貨の目的で屢々關稅規則の變更を斷行してゐる。左の如し。

一、領事送狀查證制の實施

南京政府が昭和七年六月十一日附を以て公布した領事送狀發給規則の實施に關しては、免稅點の低きに失すること、（同規則では最低二百元）支那領事館設置數の少きこと、（日本及米國は三箇所、英、佛、獨は各一箇所）同規則條文の不備等を擧げ、對支關係諸國は素より、支那商民に至るまで擧つて反對の氣勢を擧げ、對支貿易に最も關係の深い日本を始めとし各國代表者等は、その實施延期方を交涉中であつたが、同政府は之が實施期日を延期しない代りに、罰則を規定して同規則第九條を緩和することゝし、同規則を九月より實施する旨發表した。その要旨は次の通りである。

第一條　本規定效力發生の日よりその價格中國通貨二百元及びそれ以上の中國に輸入せらるゝ凡べての貨物には積出港若くはその附近中國領事の發行せる領事證明書を附すべし、但し郵便小包及び中國海關により無稅輸入を許さるゝものを除く

第二條　領事證明書用紙は近接中國領事館に請求すべし、證明書は完全に記入せらるべく當該商人署名の上積出港若くはその近接領事の證明を受くべし

第三條　領事は證明に先だち商人の證明書に記入せる各國を精查すべし、領事が必要と認めたる場合商人は契約書、商用仕切書（コンマーシャル・インボイス）其他の書類を提出すべきものとす

第四條　領事證明書は一通の白色原本と黃色紙の寫し二通の三通よりなるものとす、原本は商人に返還せらるべく商人は中國海關に提出のため荷受主に送附すべし、寫一通は領事館に留めおかるべく他の一通は每月末外交部に送らるべし

第五條　領事證明料金は一件中國海關金單位五とし證明書寫と共に每月外交部に送附すべし

第六條　領事はその徵收せる證明料金を領事證明書寫と共に每月外交部に送附すべし

第七條　異りたる二人若くはそれ以上の輸入商に賣られ若くは異りたる二隻若くはそれ以上の船舶により運送せられ、若くは異りたる二港若くはそれ以上の港に宛てられたる貨物には同一領事證明書を用ふべからず

第八條　貨物到着地に於ては荷受主は領事證明書の原本を他の通關用書類と共に中國海關に檢査のため提出すべし

第九條　領事證明書を添附せざる貨物に就ては荷受主は證明料金の三倍に相當する罰金を課せらるべし、同罰金納入と共に海關は領事證明書發行のため金單位五を海關に納入すべし

第十條　海關は受入れたる及び發行せる領事證明書の表と徵收罰金の證明書とを毎月末外交部に提出し右證明書及罰金は關務署に送付すべし

第十一條　外交部は中國海關所定の中國海關金單位と諸外國金貨幣との換算率表を頒つべし

第十二條　外交部は領事證明書用紙を作製捺印の上各領事館及海關に頒布すべし

第十三條　本規定の改廢は政府の許可を俟ちて行はるべし

第十四條　本規則は民國二十一年九月一日よりその効力を發生す

一、民國二十一年九月一日若くはそれ以後發送せられ同年九月及十月中に申告せられたる領事證明書なき貨物の荷受主は領事證明書發行のため金單位五を海關に納入すべし

二、民國二十一年九月一日若くはそれ以後發送せられ同年十一月及十二月中に申告せられたる領事證明書なき荷物の荷受主は金單位十を納入すべし

三、民國二十一年九月一日若くはそれ以後に申告せられたる領事證明書なき貨物の荷受主は本條項記の如く罰金十五金單位を領事證明書發行を受くるため海關に支拂はざるべからず

（注意）一、二、三、各項に所謂「申告」は「輸入申告」若くは「保稅倉庫庫入申告」を指し「轉口（トランシップメント）申告」を意味せず、即ち本規定の關する限り中國港灣に於ける轉口申告の日時は重視せられざるものとす。

二、輸入品原産國標記條例

國民政府は昭和七年十二月十六日附を以て、輸入品原産國標記條例を公布したが、之は排日貨の具に供せられる危險が多分にあり、從つて我が對支貿易に甚大な影響を與ふるものと謂はなければならない。

第一條　一般輸入貨物及其の容器並に包裝は總て鮮明なる中國文字を以て原産國名の標記をなし且該標記は耐久的性質を具有する事を要す

第二條　一般輸入貨物にして前條の標記なきものは海關監視下に之が標記を爲さしめ、右標記を爲さゞるものは其の輸入を禁止す

第三條　輸入貨物中左記各項の一に該當するものは海關の認可を經て原産國標記の免除を受くる事を得

一、容器又は包裝が貨物と一括販賣せらるゝものにして該容器及包裝の標記により充分識別し得らるゝもの

二、貨物の性質上標記をなす能はざるもの

第四條　輸入貨物の標記に不正の事實あるものは海關に於て之れを沒收す

第五條　本條令は公布の日より六箇月後に之れを施行す

尤も本條令は、その後改正されて中國文字の代りに本國文字を以てして好いことゝなり（我國に關する限りでは、寧ろ改惡である）、實施期日も明年一月からとなつた。

尚、國民政府は財政收入增加の目的を以て、數次輸入稅率の引上げを行つたが、その主なる改正は次の通りである。

三、輸入砂糖分類法及稅率改定

（昭和七年四月一日より實施）

稅番	品名	課稅單位	金單位
三六〇	（變化なし）		
三六一	砂糖（角糖、塊糖、氷糖を含む）		
	（甲）精糖、轉化糖百分の二以上のものを含む	擔	五・八〇
	（乙）其他（粗糖を含む）		

稅番	品名	課稅單位	金單位
	(一) 旋光度八六度を過ぎざるもの	同	三・八〇
	(二) 同　八六度以上八七度以下	同	三・九〇
	(三) 同　八七度以上八八度以下	同	四・〇〇
	(四) 同　八八度以上八九度以下	同	四・一〇
	(五) 同　八九度以上九〇度以下	同	四・二〇
	(六) 同　九〇度以上九一度以下	同	四・三〇
	(七) 同　九一度以上九二度以下	同	四・四〇
	(八) 同　九二度以上九三度以下	同	四・五〇
	(九) 同　九三度以上九四度以下	同	四・六〇
	(十) 同　九四度以上九五度以下	同	四・七〇
	(十一) 同　九五度以上九六度以下	同	四・九〇
	(十二) 同　九六度以上九七度以下	同	五・一〇
	(十三) 同　九七度以上九八度以下	同	五・三〇
	(十四) 同　九八度を超ゆるもの	同	五・八〇
三六二	(削　除)		
三六三	(削　除)		
三六四	角糖及塊糖	同	一二・〇〇
三六五	氷砂糖	同	九・〇〇
三六六	以上列記せざるもの(葡萄糖、麥芽糖、乳糖、果糖、糖精等)	從價	五〇%

四、奢侈品に對する輸入稅率改正

(昭和七年八月四日より實施)

國民政府は滿洲國の海關接收に伴ふ財政上の必要のためと稱して、左記の如く稅率の引上げを實行した。

稅番	品名	課稅單位	金單位
一〇四	人造絹糸(細糸太糸)	一擔	七三・〇〇
一〇五	列記せざる生糸及屑生糸		
	(イ) 生　糸	從價	六〇%
	(ロ) 屑生糸	同	四〇%
一〇六	生糸製模造金糸又は銀糸	同	六〇%
一〇七	列記せざる絹糸及絹撚糸	同	五五%
一〇八	レース、縁取、刺繡品、其他裝飾用及同製品	同	七〇%
一〇九	絹莫大小織物	同	七〇%
一一〇	エラスチック、ウエッビング、ブレード及コート	同	五五%
一一二	ブラッシュ、ベルベット及其他パイル、クロース	同	七〇%
一一三	絹綿交織サテン(白、染色又は糸染織)		
	(イ) 無　地	一斤	二・七〇
	(ロ) 綾　織	同	五・五〇
	(ハ) 糸染織	同	七・〇〇
一一四	列記せざる絹布製品		
	(イ) 純絹製品	從價	七〇%
	(ロ) 人絹製品	同	七〇%
	(ニ) 純絹及羊毛又は純絹、羊毛及其他植物纖維交織品	同	七〇%

	(ホ)　人絹及羊毛又は人絹、羊毛及其他植物纖維交織品	同	七〇%
	(ヘ)　純絹及其の他植物纖維交織品	同	六〇%
	(ト)　人絹及其の他植物纖維交織品	同	六〇%
一一五	列記せざる衣服及同部分品又は附屬品	同	七五%
一一六	列記せざる絹製品(他纖維との交織物を含む)	同	八〇%
三六七	シャンペン及シャンペンのレッテルを有する酒類	一箱一二瓶或は二四半瓶入	三四・〇〇
三六八	スパークリング、アスチス	同	一五・〇〇
三六九	其の他の起泡酒	同	一六・〇〇
三七〇	赤及白葡萄酒(自然醱酵によるものを除くリキュール酒を含まず)		
	(イ)　瓶　詰	一箱一二瓶或は二四半瓶入	三・〇〇
	(ロ)　樽　詰	一英ガロン	一・八〇
三七一	ポートワイン		
	(イ)　瓶　詰	一箱一二瓶或は二四半瓶入	一九・〇〇
	(ロ)　樽　詰	一英ガロン	五・九〇
三七二	マルサラ		
	(イ)　瓶　詰	一箱一二瓶或は二四半瓶入	一五・〇〇
	(ロ)　樽　詰	一英ガロン	四・八〇
三七三	リキュール酒(ポート及びマルサラを除く、マデイラ、シエリー等)		
	(イ)　瓶　詰	一箱一二瓶或は二四半瓶入	一八・〇〇
	(ロ)　樽　詰	一英ガロン	五・〇〇
三七四	ヴルモット、バイル、キンキナ	一箱十二立入	九・〇〇
三七五	ヴルモット(樽詰)	一英ガロン	四・五〇
三七六	日本清酒		
	(イ)　樽　詰	一擔	二九・〇〇
	(ロ)　瓶　詰	一二升(日本單位)	一五・〇〇
三七七	エール、ビール、ポーター、スタウト、サイダー、ペリー、其の他果實ベリー等より造られる同種液體	從價	八〇%
三七八	ブランデイ及コニヤク		
	(イ)　瓶　詰	一箱一二クオーツ入	三・〇〇
	(ロ)　樽　詰	從價	八〇%
三七九	ウヰスキー		
	(イ)　瓶　詰	一箱一二クオーツ入	三・〇〇
	(ロ)　樽　詰	從價	八〇%
三八〇	ジ　ン		
	(イ)　瓶　詰	一箱一二クオーツ入	一一・〇〇
	(ロ)　樽　詰	從價	八〇%
三八一	ラ　ム		
	(イ)　瓶　詰	一箱一二クオーツ入	一〇・〇〇
	(ロ)　樽　詰(工業用を除く)	從價	八〇%
三八二	リキュール	一箱一二クオーツ入或は二四パイント入	一九・〇〇
三八四	列記せざる酒類及飲料	從價	八〇%

四四四	列記せざる藥劑類	同	二〇%
四四五	別號に揭げざるアニリン染料及其の他列記せざるコールタール染料	同	三五%
四六一	人造藍（含有藍素二〇%以下）	一擔	一四・〇〇
六四四	列記せざる玩具及遊戲品	從價	三〇%
六四七	本稅則中に列記せざるもの	同	二五%

註　一、稅番三六七乃至三八四に對する新稅率は消費稅を包含するものなり。

五、葉煙草輸入稅率の改正

（昭和八年一月十日より實施）

輸入稅則第三八八號葉煙草の稅率を（甲）每擔價格百五金單位以上のものは十四金單位、（乙）每擔百五金單位以下のものは四金單位と改定し、（丙）は取消。

六、人參、燕巢の輸入稅率改正

（昭和八年五月十九日より實施）

人參、燕巢の稅率を共に四割とした。

七、一般輸入稅率の改正

（昭和八年五月二十二日より實施）

支那國民政府の財政狀態は惡化する一方であり、產業保護政策も改められる理由がないのみならず、滿洲事變、上海事件、北支事變等日支關係は圓滑ならざるものがあり、加ふるに世界經濟會議を眼前に控えてゐたので、去る五月十五日滿期となつた日支互惠條約の繼續に就いては、當初頗る悲觀視されてゐた。然しながら、滿期日の直前に在つては、日支外交關係が幾分好轉したのと、支那側が輸入稅率改正の意圖を極力祕したので、我國當事者は事態を頗る樂觀した。卽ち、國民政府は日支互惠條約を廢棄するとしても、互惠稅率に多少の修正を加ふるのみであらうと豫想したのである。然るに國民政府は日本側の期待を裏切つて、五月二十日國內產業の保護、財政難を理由として、頗る廣範圍に亘つて改正せる關稅々則を發表し、同二十二日公布、卽日實施した。（但し、本稅則は未だ立法院で審議中である）

改正された主要點左の如し。

（一）　分類品目を增加して從來の六百四十七項目を六百七十三項目に增加した。

（二）　課稅物件の重量單位を變更したものがあり（例へば疋より碼に變へた如き）亦從量、從價稅が相互に變更されたものがある等微稅方法の上に、幾多の改正が行はれてゐる。

（三）　大衆消費品たる綿布類、水產物を筆頭に多くの項目に對し、高率の稅率引上げを行つてゐる。

（四）　工業原料品、機械類、精工業製品等の稅率は、引下げ又は据置きとしてゐる。

（五）　高級品、奢侈品等に於ては、增收の目的を以て、稅率の引下げられたものもある。

第一類　棉花及綿製品

一、綿　布

綿布、綿製品等の輸入稅率改正は、それが全般的に餘りに高率に引上げられて居り、且つ之等のものが我國にとつて

最も關係深いものである點で、充分檢討する必要がある。

今、舊輸入稅率に就いて見るに、綿布類としては、從價稅は商品價格の一割乃至一割二分五厘なるに拘らず、從量稅は最近二三年來綿布相場の下落せると、輸入稅徵收單位が海關兩より金單位に變更された爲め、價格の約三割乃至四割となつてゐた。而して從量稅の適用さるゝ商品は品質粗にして、加工程度も簡單なものであるから、排日貨、支那綿工業の發達に壓迫され勝ちの本邦品の輸入は、近頃では大激減してゐた。然るに、今回の新輸入稅率に依れば、從量稅品目は二割乃至八割の引上げとなつてゐるので本邦品の輸入は愈々絶望となるであらう。次ぎに從價稅品目は約十割乃至十五割の引上げとなつてゐる。但し本邦品中此等の品目に該當するものは比較的少い。最後に從來從價稅品目であつたものが從量稅に變更され、而も其の稅率を引上げたものは、三十割乃至七十割の增稅となつてゐる。而して本邦品の大部分はこの種品目のものであるからその打擊は頗る大きいのである。

今、綿布類中主なるもの、新舊稅率竝に增稅率を見るに次の如し。（側線を附したものは從價稅より從量稅に改められたものである）。

稅番	品目	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）	增加率
一	生金巾、生粗布及生天竺布				
（イ）	幅三十四吋を超えざるもの				
一、	每碼の重量四オンス半を超えざるもの	每碼	○・○二六	○・○一〇五	二五％
二、	每碼の重量四オンス半を超えたるもの	〃	○・○三九	○・○二八五	三五％
（ロ）	幅三十四吋を超え四十吋を超えざるもの				

一、	每碼の重量三オンスを超えざるもの	〃	○・○二四	○・○一二五	九〇％
二、	每碼の重量三オンスを超えたるもの	〃	○・○二九	○・○一三七五	四〇％
二	生雲齊布及生細綾綿布（三枚又は四枚綜絖を用ひたるものにして幅三十一吋を超えざるもの）	〃	○・○三九	○・○二七六七	八〇％
四	生カムブリック、塞冷紗、モスリン、ブロケード（單絲のものに限る）及縞、散點模樣、筋入及紋金巾	從價	二五％	一〇％	一五〇％
七	生綿サージ、ダイヤゴナルトウイル、ヘリンボーントウイル、オートミルクレップ、コーテインゲ、スウーテンゲ、トウキード、ガバーデインス及トラウザー地	〃	二五％	一〇％	一五〇％
八	生サチーンドリル	〃	二五％	一〇％	一五〇％
九	生ポプリン	〃	二五％	一〇％	一五〇％
一一	生綿帆及生綿ダツク（色附筋入のものを含む）	〃	二五％	一〇％	一五〇％
一二	生綿フランネル又はフランネレット（平織又は綾織のもの）	〃	二五％	一〇％	一五〇％
（イ）	幅三十二吋四分ノ三を超えざるもの	每碼	○・○三三	○・○一三五	六五％
（ロ）	幅三十二吋四分ノ三を超え四十吋を超えざるもの	〃	○・○四六七	○・○三一	五〇％
一四	別號に揭げざる生綿布	從價	二五％	一〇％	一五〇％
二四	白又は染色の綿縞（幅三十吋を超えざるもの）	每碼	○・○四〇	○・○二八	四五％
二五	染色したる金巾、粗布及ボンヂー（無地のもの）	〃	○・○三四	○・○一三五	五〇％
	（イ）幅三十吋を超えざるもの	〃	○・○三五	○・○一三五	五〇％
二八	（ロ）幅三十吋を超え三十六吋を超えざるもの	〃	○・○四五	○・○三〇	五五％
二八	白シーチンダ	〃	○・○五六	○・○一〇	四六〇％
二八	白サージ	〃	○・○五六	○・○一三五	三一〇％
二九	白又は染色のダイアゴナル、ヘリンゲボーン、ガバヂン、トゥイーズ、スーテンゲ、トラウザリンゲ（三十吋を超えざるもの）	〃	○・○六〇	○・○四〇	五〇％
	白色又は染色のサチーンドリル、五シヤフト				

二九	〃	八シヤフト	〃	〃	〃	〃
三二	白色又は染色のポプリン（ポプリンタアフエタを含む）（三十三吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
三三	白色又は染色の擬ポプリン、畦織、コード畝織及モーリーン（三十三吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
三六	白色又は染色の綿フランネル（二五吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
三六	〃（二十吋を超え三十六吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
三九	捺染金巾、捺染粗布及捺染天竺布、無地のもの（三十二吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
三九	〃（三十二吋を超え四十二吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
四〇	捺染雲齊布及捺染細綾木綿（三枚又は四枚綜絖を用ひたるもの（幅三十二吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
四一	捺染カムブリック、捺染塞冷紗、捺染モスリン、捺染プロケード及縞、散點模様、筋入又は紋金巾（幅三十二吋を超え四十二吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
四六	捺染したる縞縮（三十吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
四七	捺染コーチング、サージ（幅三十二吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
四七	捺染ダイアゴナール、ヘリンクボーン、オートミルクレープ、ガバーヂンクトラウザアリング等（三十吋を吋えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
五一	捺染ポプリン（三十二吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
五二	捺染擬ポプリン、リブ、コード、レツプ、モレオン（三十二吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
五四	捺染フランネル（三十吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
五四	〃（三十吋を超え三十六吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
五六	別號に掲げざる捺染綿布	〃	〃	〃	〃	〃
六二	絲染のサージ、ダイアゴナル、ヘリンクボーン、オートミル、マウイテンクガバーヂン、コーチング	〃	〃	〃	〃	〃
六三	絲染ポプリン（三十二吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃
六四	絲染擬ポプリン（三十二吋を超えざるもの）	〃	〃	〃	〃	〃

一、棉花、撚絲、綿織絲及綿製品

棉花、棉屑及屑絲の稅率は据置きであり、綿織絲、綿縫絲では、据置きのものも二、三あるが大部分のものは一、二割乃至十割の增稅となつてゐる。主なるもの次の如し。

稅番	品目	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
七五	綿織絲（イ）生綿織絲（合絲數を不問）			
	一、一七番手以下	擔	六・五〇	五・三〇
	二、一七番手以上二三番手以下	〃	七・〇〇	五・八〇
	三、二三番手以上三五番手以下	〃	九・〇〇	七・九〇
	四、三五番手以上四五番手以下	〃	一〇・〇〇	八・九〇
	五、四五番手以上	〃	一一・〇〇	七・五%
	（ロ）其の他の綿織絲	〃	一一・〇〇	七・五%
八〇	レース、トリミング、刺繍したる物品及裝飾材料又は製品竝此等を用ひて裝飾したる凡ての物品	從價	五〇%	二五%
八二	莫大小地（イ）起毛せるもの	擔	二八・〇〇	二二・〇〇
	（ロ）起毛せざるもの	〃	三三・〇〇	二五%
	一、瓦斯燒又はマーセライズせざる絲にて製したるもの	從價	五八・〇〇	一〇%
	二、瓦斯燒又はマーセライズしたる絲にて製したるもの	〃	三一・〇〇	一七・〇〇
八三	莫大小製衣類（起毛したるもの）			

稅番	品名	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
八四	莫大小製衣類（起毛せざるもの）（イ）瓦斯燒又はマーセライズせざる絲にて製したるもの	〃	三七・〇〇	從價 一〇%
	（ロ）瓦斯燒又はマーセライズしたる絲にて製したるもの	〃	六三・〇〇	
八五	靴足袋（イ）瓦斯燒又はマーセライズせざる絲にて製したるもの	〃	三七・〇〇	三一・〇〇
	（ロ）瓦斯燒又はマーセライズしたる絲にて製したるもの	〃	六三・〇〇	四五・〇〇
八六	護謨入布及護謨紐	從價	三〇%	一五%
八七	腿帶子	擔	五三・〇〇	二〇・〇〇
八九	タオル	〃	三三・〇〇	一八・〇〇
九一	手巾	〃	四〇%	二五%
九二	蓑（新しきもの）	〃	一五・〇〇	九・一〇
九三	別號に揭げざる衣服、衣類及其の部分品又は附屬品	從價	四〇%	二五%
九四	別號に揭げざる綿製品	〃	三〇%	一五%

第二類　麻及其製品

改正された主なるもの左の如し。

稅番	品名	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
九五	亞麻	從價	七・五%	五%
九六	ラミー	〃	七・五%	五%
九七	大麻	擔	〇・九〇	五%
九八	黃麻	〃	〇・九〇	〇・五八
一〇二	レース、トレミング、刺繡したる物品及裝飾用として用ひらるゝ其の他の材料並全部此等のものより製したる物品	從價	五〇%	三〇%
一〇三	大麻及黃麻製の帆布及「ターポリン」（綿と交織物を含む）	〃	二五%	一二・五%
一一一	別號に揭げざる麻製品	〃	三〇%	一五%

第三類　毛及毛製品

主なる改正は次の如くである。

稅番	品目	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
一一四	絲及綿（全部毛のもの及他纖維を交へたるもの）（イ）每擔價格百十金單位を超ゆるもの	擔	四三・〇〇	純毛のもの 三五・〇〇
	（ロ）〃 〃 を超えざるもの	〃	一九・〇〇	其の他（從價） 一三・五%
一二二	別號に揭げざる毛織物（イ）一平方碼の重量六オンスを超えざるもの	〃	一三〇・〇〇	經絲が綿なるもの 一三〇・〇〇 其の他 二八〇・〇〇
	（ロ）〃 〃 六オンスを超え十二オンスを超えざるもの	〃	一三五・〇〇	經絲が綿なるもの 八四・〇〇 其の他 二五〇・〇〇
	（ハ）〃 〃 十二オンスを超ゆるもの	從價	四〇%	三〇%
一二五	カーペット其の他の敷物（交織物を含む）	〃	五〇%	四〇%
一二六	フエルト製帽子及帽體			

	（イ）帽　子		〃
	（ロ）帽　體		
	一、型取せるもの	五〇%	〃
	二、其　の　他		
一二七	別號に揭げざる衣服衣類其の部分品又は附屬品	四〇%	〃
一二八	別號に揭げざる毛製品（交織のものを含む）	二〇%	〃
		五〇%	〃
		一、獵皮はヘアー製ならざるものにて一打價格金單位二六・三以下のもの	五〇%
		二、其の他 帽體	三五%
		其の他のもの	一〇%
			三五%

第四類　絹及其の製品

本品に就ては昨年八月四日以降增收の目的を以て七、八割乃至十割の增稅を實施したので、此度の改正では大した稅率の引上げもせず、その引上率は一割弱に止めて居り、大部分のものが八〇%となつてゐる。

第五類　金屬及其の製品

金屬及其の製品の稅率は大部分据置きとなつてゐるが多少の改正はないでもない。而してその稅率の引上げ或は引下げの範圍は比較的僅少であり、兩者の項目數も相半ばしてゐる。今その主なるものに就き見るに次の如くである。

一、金　屬

眞鍮及黃銅

條及竿、板が約三分乃至一割引下げられ、ナット、リベット、ワツシヤー、鋲等が二割乃至五割引上げられてゐる外殆んど全部据置きである。

銅

條及竿、釘を引下げ、鋲、線、其の他を若干引上げた外、從價稅を從量稅に變更したものが三項目ある。

鐵及鋼（電鍍せざるもの）

鐵砧、型盤、錨及部分品竝に鍛鐵一個の重量二五封度以下のもの、釘、軌條が各々五分或はそれ以下僅少引上げられネールロツド、バー、テー、チヤンネル、アングル等、銑鐵、錫を鍍せざる鋲が一割乃至五割引下げられ、ワイヤー、螺旋釘が從價より從量稅に改正されてゐるのみで、他は全部据置きである。

鐵及鋼（電鍍せるもの）

ワイヤーロープ（新）、バンブー鋼は二割五分、一割五分引下げられ、ボルト、ナツト、リベツト及ワツシヤー、線が從價稅より從量稅に改正されてゐるのみである。

一、車輛及船舶

自動車の部分品及附屬品の稅率が引下げられ、別號に揭げざる車輛（自轉車を含む）及部分品の稅率は反對に三割以上引上げられてゐる。

一、其の他金屬製品

配線、送電及配電用電氣材料及附屬品

この內に含まれるものは碍子、スキツチ及スキツチ板、電球、コード、その他一切の電氣材料（別號に揭げざるもの）等大部分支那に於て漸次生產されつゝあるものである。而してその稅率は悉く引上げられてゐるが、殊に電球の引上率

は十割以上である。

針の中手縫針、ミシン及莫大小針

蓄電池、電池コンデンサー及同部分品

何れも一割五分乃至五割引上げられてゐる。

時　計

掛時計、置時計及懐中時計を一括して、完成したもの従價二五%、部分品一五%と改正したから、掛時計、置時計及び下級懐中時計(同部分品は据置)に於ては高率引上げとなつてゐるに拘らず、上級懐中時計では却つて四割近くの引下げとなつてゐる。

第六類　飲食物及藥草類

一、魚及海産物

減稅されたものは高級品たる魚肚、鱶鰭のみで、その他各品に於ては殆んど倍額の增稅となつてゐる。主なるもの次の如し。

稅番	品目	課稅單位	新稅(金單位)	舊稅(金單位)
二七五	鮑			
	(イ)大量包裝のもの	擔	三一・〇〇	一八・〇〇
	(ロ)罐詰	〃	一三〇・〇〇	六七・七九
二七六	海參			
	(イ)黑色にして刺あるもの	〃	三一・〇〇	一七・〇〇
	(ロ)黑色にして刺なきもの	〃	二一〇・〇〇	一四〇・〇〇
	(ハ)白色のもの	〃	二九〇・〇〇	六四・〇〇
二七八	貝柱	〃	一〇〇・〇〇	二三・〇〇
二八二	鰕	〃	三二・一〇	五六・六〇
二八四	鮮魚	〃	一一〇・〇〇	二二・一〇
二八五	鹹魚	〃	一三〇・〇〇	六九・九〇
二九一	乾鰕及小鰕	從價	二〇%	二二・五%
二九二	海草			
	(イ)刻みたるもの	擔	一四〇	〇・七九
	(ロ)長きもの	〃	一〇〇	〇・五〇
	(ハ)調理したるもの	從價	一〇%	一〇%
	(ニ)赤色のもの	〃	一〇%	二二・五%
二九八	別號に揭げざる魚類及海産物			
	(イ)大量包裝のもの	〃	二〇%	二二・五%
	(ロ)罐詰又はその他の包裝のもの	〃	三〇%	一五%

一、動物産品及食料品

バター、ベーコン、ハム、鹽漬鯖及びマカロニー、麵類の内大量包裝のものが減稅されたのみで、据置かれたもの六を除くと大部分のものが一割乃至二割引上げられてゐる。

一、穀物、果實、藥材、種子、香味料及蔬菜

據置又は引下げられたものが多く、增稅されたものは少い。但し增稅されたものゝ中には小麥粉、寒天、椎茸、レモン、蔬菜(生のもの、乾したるもの、調理したるもの又は鹽漬のもの)等我國に關係深い物があることは注目に値する。

(註)麥粉は從來無稅であつたが、今回の改正に據ると一擔に付〇・二五金單位課稅さるゝことゝなつた。

一、砂　糖

一、葡萄酒、麥酒、蒸餾酒、テーブル・ウオター等

昨年四月及び八月の改正稅率と今回のものと異る處は、糖蜜、葡萄糖の稅率のみである。

第七類　煙草類

葉煙草に就ては本年一月若干の改正があつたので此度は何等影響を受けてゐない。紙卷煙草、葉卷煙草に於ては今回多少その分類法を改めてゐるが、大體稅率は据置きと見て差支へない。

第八類　化學藥及染料類

大體に於て稅率据置きのものが多いが、從價稅より從量稅に變更されたものが可成りあり、之等は結局稅率の引上げとなつてゐる。

稅番	品目	課稅單位	新稅(金單位)	舊稅(金單位)
四二八	硼酸(七封度以上のもの)	擔	一・四二	二・一〇
四三四	酒精			
四四四	漂白粉	毎英ガロン	〇・四〇 〇・二〇	〇・二四
四五〇	別號に揭げざる化學入造肥料	〃	一〇%	七・五%
四五二	殺蟲粉及消毒品	從價	一〇%	七・五%
四五九	鹽酸加里	〃	二〇%	一二・五%
四七三	硝酸曹達	擔	一・〇〇	〇・八五
四八四	梅樹皮	〃	〇・五〇	〇・七九
四八八	カーボンブラック	〃	一・〇〇	〇・九七
四九四	拷皮膏又は檳榔膏	〃	二・八〇	四・九〇
五〇一	各種インキ類	〃	二・〇〇	二・一〇
五一八	別號に揭げざるペンキ、ワニス類及擦光料	從價	一五%	一二・五%

(イ)エチール、アルコール(酒精)
(ロ)變性酒精及メチール又は木精(甘味を附せざるアラツク及フユーゼル油を含む)　一五%

第九類　蠟燭、石鹼、油、蠟、ゴム及樹脂

この部門に於て稅率の引上げられたものは殆んどなく、据置きとされたものが大部分である。唯、此處に注目すべきはガソリン、ナフサ及びベンジン、石油類の稅率が引下げられたことである。

稅番	品目	課稅單位	新稅(金單位)	舊稅(金單位)
五二〇	ガソリン、ナフサ及ベンジン(鑛物性のもの)			
	(イ)罐入のもの	一〇米ガロン入一函	一・六三	一・七五
	(ロ)バラ積	〃	一・五三	一・七〇

第一節　支那輸入稅率の沿革

稅番	品目	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
五二六	肝油	米ガロン入一函	從價 一〇%	從價 一二・五%
五三二	石油			
	（イ）鑵入のもの	〃	從價 一・四三	從價 一・五〇
	（ロ）バラ積	〃	從價 一・三三	從價 一・四五
五三四	機械油			
	（イ）全部又は一部鑛物性のもの	米ガロン	從價 〇・〇七	從價 〇・〇五九
	（ロ）其の他のもの	〃	從價 〇・一二	從價 〇・一〇
五三五	石鹼			
	（ロ）其の他のもの	英ガロン	從價 三五%	從價 二〇%（その他化粧用又は裝飾を有する石鹼三〇%）
	ターペンタイン（礦物性のもの）	擔	從價 〇・一〇	從價 〇・〇九七
五三七	パラフイン蠟	擔	從價 一・〇〇	從價 〇・九八
五三九	別號に揭げざる油脂及蠟（天然及合成精油竝全部此等のものより成る混合物を含む）		從價 一五%	從價 一二・五%

第十類　書籍、地圖、紙及パルプ

書籍、地圖類及煙草用紙、燐寸の貼紙等の稅率は据置き、普通印刷料紙及新聞用紙、パルプ類では減稅せるに拘らず包裝紙、筆記用紙その他紙類では倍額以上の增稅をしてゐる。

稅番	品目	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
五四五	板紙（塗りたるもの又は塗らざるもの、裏張りしたるもの又は裏張りせざるもの、白色又は著色のもの、艶附したるもの又は艶附せざるもの、押形を附したるもの又は押形を附せざるもの）			

稅番	品目	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
五四八	（イ）全部又は一部分ケミカル・パルプより成るアイボリー・ボード、クローム・ボード及ブリストル・ボード	從價	二五%	二三・五%
	（ロ）ボックス・ボード、レザー・ボード、マニラ・ボード、ジヤツカード又はシルク・ボード、チツプ・ボード、ウツド・パルプ・ボード及二枚又は三枚貼合のもの（各種の貼合板紙を含む）	擔	二・一〇	二・二五
五四九	片面又は兩面蠟引のものにして白色又は染色したるもの（蠟引印刷紙を含む）	〃	七・三〇	四・二〇
五五〇	普通印刷料紙及新聞用紙（主としてメカニカル・ウツド・パルプより成りたるもの）カレンダーしたるもの又はカレンダーせざるもの、サイズを施したるもの又はサイズを施さざるもの	從價	七・五%	一・二〇
		擔	三〇%	一・二五
五五一	（イ）卷きたるもの	〃	八・七〇	四・六〇
	圖畫用紙、交書用紙、紙幣用紙及證券用紙	〃	三・三〇	一・六〇
五五二	艶附したる紙、フリント、フリクション、マーブルしたる紙、紋樣あるもの、押形を附したるもの又は押形を附せざるもの又は著色のもの	〃	三・〇〇	一・八〇
五五三	油光紙（白又は有色のもの）但し全部又は主としてメカニカル・ウツド・パルプより成るもの	（イ）硫酸又は亞硫酸パルプにて作りたるもの	三・〇〇	二・〇〇
	包裝用紙	（ロ）其の他	一・六〇	一・二〇
五五四	羊皮紙、パーガミン紙、グラシン紙及耐脂紙（セロエン其の他同樣の透明紙を含む）	從價	三〇%	一五%
五五五	チユツシー紙	〃	三〇%	一五%
五五六	別號に揭げざる筆記用紙及印刷料紙			
	（イ）メカニカル・ウツド・パルプを含まざるもの	擔	五・一〇	二・五五%
	（ロ）其の他	〃	四・六〇	一・一〇
五五七	壁紙、押形を附したる紙、金屬を用ひたる紙及其他の裝飾を施したる紙（別號に揭げざるもの）	從價	三〇%	二五%

稅番	品目	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
五五八	別號に揭げざる紙			
	（イ）メカニカル・ウツド・パルプを含まざるもの	擔	二五%	一二・五%
	（ロ）其の他	〃	二五%	一〇%
五五九	ケミカル・ウツド・パルプ	〃	〇・二七	〇・五九
五六〇	メカニカル・ウツド・パルプ	〃	〇・二四	〇・三三
五六一	別號に揭げざる紙器及紙を以て作りたる總ての製品	從價	三〇%	（（イ）乾きたるもの 〇・一六 （ロ）水分を有するもの 一五%

第十一類　皮、革、毛皮及其の製品及び骨、羽毛、毛角、貝殼、筋、牙類及其の製品

多少の增稅は勿論あるが、大體に於てその稅率は据置きである。

第十二類　木材、木、竹、籐、藁類及其の製品

一、木　材

鐵道枕木及び製成せる硬木材が据置きとなり、普通の木柱及び列記されざる木材が各々從價一〇%であつたのが一五%に引上げられ、普通角材竝に丸太が從價より從量に改められた外は大體一割見當引上げられた。

一、木、竹、籐、椰子、藁及其の製品

大部分その稅率は据置きである。而して稅率の引下げられたものは籐、麥桿類で、引上げられたものは生棕、棕纖維、棕絲、棕繩、疊、白檀、白檀末、秤稈木、薰香木、木毛、ベニヤ板及び各種木細工及び別號に揭げざる木製品の大半であつて、その引上げ率は大要五割程度である。

第十三類　石炭、燃料、ピツチ及タール

稅番	品目	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
六〇二	木炭	擔	〇・六〇	〇・三七
六〇三	石炭			
	（イ）無烟炭（燃率五以上のもの）	噸	一・八〇	〇・八九
	（ロ）其の他	〃	一・八〇	
	炭	從價	一五%	一〇%
六〇四	煉ピツチ及アスファルト	擔	〇・五〇	七・五%
六〇五	コールタール	〃	〇・三六	〇・三六
六〇六	コークス	從價	一〇%	七・五%
六〇七				

第十四類　陶磁器、琺瑯鐵器及硝子類

昭和六年一月陶磁器の稅率は七・五%より一躍四〇%に引上げられてゐるから、此度の改正では何等影響を受けてゐないが、支那市場に於て我國產品が優勢を持してゐる琺瑯鐵器、鏡等では五割乃至十割の增稅をしてゐる。

稅番	品目	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
六〇九	琺瑯鐵器			
	（イ）鉢、ボール、カツプ及マツグ			
	一、直徑十一センチメートルを超えざるもの	打	〇・一五	〇・一六
	二、直徑十一センチメートルを超え二十二センチメートルを超えざるもの	〃	〇・二五	〇・二九
	二、直徑二十二センチメートルを超え三十六センチメートルを超えざるもの	〃	〇・五五	〇・五一

稅番	品目	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
	四、其の他			
	（ロ）其の他			
六一〇	板硝子（鍍銀したるもの）			
	（イ）一平方呎以下のもの（斜緣ならざるもの）	從價	二〇%	一〇%
六一二	別號に揭げざる板硝子	〃	二〇%	一〇%
六一三	普通の窓硝子（每平方呎の重量二十オンスを超えざるもの）	每平方呎	一・〇〇	〇・九七
六一四	窓硝子（著色のもの、有色のもの、條付のもの、エンボッスしたるもの及網を入れたるもの）	從價	二〇%	一五%
六一五	硝子器（化學用及科學用のものを含まず）	〃	二五%	三〇%
六一六	鏡	〃	二五%	一、（イ）クリスタル切り子硝子又は磨きたるもの　三〇% 二、（ロ）その他のもの　二五%

第十五類　石、土及其の製品

稅率据置きのもの二、三あるが、增稅されたものが多い。

稅番	品目	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
六一八	水硬性セメント（ポートランドセメートの如き）	擔	〇・五〇	〇・二四
六二〇	金剛砂及硝子粉	〃	〇・五〇	〇・四三
六二三	燧石（燧石礫を含む）	從價	一五%	一二・五%
六二四	瓦	〃	一五%	一〇%
六二五	坩堝	〃	一五%	一〇%
六二六	別號に揭げざる石土及其の製品 （イ）製品 （ロ）其の他	〃 〃	二〇% 一五%	一二・五%

第十六類　雜品

別號に揭げざる玩具、遊戲品及び本稅則中に列記せざるもの、稅率は、昨年八月四日以降、前者は一二・五%より三〇%に、後者は一二・五%より一五%に各々引上げられてゐるので、此度の改正では何等變更されなかつた。

今、雜品中主なるもの、新舊稅率を見るに次の如くである。

稅番	品目	課稅單位	新稅（金單位）	舊稅（金單位）
六二七	琥珀、珊瑚及龜甲（眞正のもの又は模造のもの）及その製品	從價	二五%	四〇%
	（イ）加工せるもの	〃	一五%	一五%
	（ロ）其の他			
六三二	鈕釦			
	（イ）金屬製鈕釦（貴金屬製のもの又は貴金屬を鍍したるものを含まず）	每罐	〇・六〇	1眞鍮製　〇・三四
	（ロ）陶磁製鈕釦（普通硝子製鈕釦を含む）	每十二罐	〇・二〇	2其の他　〇・〇六二
	（ハ）貝製鈕釦	每罐	〇・二〇	〇・〇六八
	（ニ）其の他	從價	二五%	1角、骨、アイボリーナット製のもの　一〇% 2貴金屬製又は貴金屬を鍍したるもの　三〇% 3其の他のもの　二・五%

六三四 六四四	金銀象嵌器物、薩摩燒及漆器			四〇%
	インデイアン・ラバー及ガタパーチヤ竝その製品			三〇%
	(イ) 生、故、又は屑インデイアン・ラバー及生ガタパーチヤ	〃	從價	一〇%
	(ロ) 短靴及長靴竝全部又は一部護謨にて作られたる履物	〃	〃	三〇%
	(ハ) 別號に揭げざる製品（自轉車、自動車、人力車等用のタイヤーを含む）	〃	〃	二〇%
六四六	別號に揭げざるランプ及ランプ器	〃	〃	二五%
六四七	模造革及油革及其の製品	〃	〃	二〇%
	(イ) 模造革及油布	〃	〃	二五%
	(ロ) 其の製品	〃	〃	二〇%
六五八	貴石及半貴石（眞正のもの又は模造のものを含む）及其の製品			
	(イ) カットせざるもの及磨かざるもの			
	一、玉石	〃	從價	一〇%
	二、其の他	〃	〃	二五%
	(ロ) 其の他	〃	〃	三〇%
六六五	魔法瓶及同部分品又は附屬品	〃	〃	二五%
六六九	トランク、スーツ・ケース、小鞄、名刺入、賣石匣、ポートフオリオ及各種の旅行用手提鞄及箱	〃	〃	二〇%
六七〇	傘及日傘			
	(イ) 握柄の全部又は一部に貴金屬、象牙、眞珠母、鼈甲、瑪瑙等を用ひたるもの又は寶石を嵌めたるもの	〃	從價	二五%
	1 其の他の握柄を有するものにして綿布張のもの	〃	〃	三〇%
	一、傘骨の柄一七吋を超えざるもの	〃	〃	二五%
	二、傘骨の柄一七吋を超えたるもの	〃	〃	三〇%
	2 其の他の握柄を有するものにして絹を交へざる交織布張のもの	〃	〃	二五%
	(ロ) 其の他の握柄を有するものにして綿布又は絹交織布張のもの又は交織布張のもの（絹に非ざるもの）	毎個	〃	〇・二〇
	(ハ) 其の他の握柄を有するものにして絹布又は絹交織布張のもの	本	〃	〇・五〇
	(ニ) 其の他の握柄を有するものにして紙製のもの	從價	〃	〇・一三
	(ホ) 其の他の握柄を有するものにして別號に揭げざるもの	〃	〃	二五%
	(ヘ) 部分品及附屬品	〃	〃	一〇%

第二節　滿洲の特殊關稅制度

本節に於て、滿洲の特殊關稅制度として述べる處のものは、勿論その全部ではなく、滿洲國關稅政策を考究する上に特に必要と思はれるものを列擧したに過ぎない。

第一項　關東州關稅制度

露西亞は明治三十一年三月北京に於て支那と遼東半島租借條約を締結したが、更に同年七月租借地內關稅制度に就き、大要左の如く定めた。

第二節　滿洲の特殊關稅制度

東支鐵道南滿洲支線建設及經營に關する契約

明治三十一年七月六日

第五條　露國は遼東半島租借地内に於て自ら稅則を規定するを得べく清國は境界線上に於て貨物の該租借地より輸入し若は該租借地に輸出するものに對し收稅すべし、此件に付清國政府は露國政府と商議の上大連灣に於て其開港通商後稅關を設置することを允し其開設及管理に關しては東省鐵路公司に委任して清國政府の戶部代理者と爲し收稅事務を代掌せしむべし、但し該稅關は北京政府の直轄となし右代理者は期を定めて其事務の情況を報告すべく清國政府は別に文官を派遣し該稅關駐紮の委員となすべし凡そ乘客の手荷物及貨物にして露境内の停車場より東淸鐵道線路に依り遼東半島の露國租借地域内に輸送し或は該租借地より露國境内に輸送するものは一切其關稅及釐金稅を免除すべきも鐵道に依り淸國内地より租借地内に輸入し若は租借地より内地に輸入する貨物は必ず淸國關稅則に照し輸出入稅を定納すべきものとす

註　租借地内關稅に就いては明治三十二年大連港を自由港とする旨の露國皇帝の勅命が發布されてゐる。

右の如く露西亞は關東州租借地の關稅制度に關して規定する處あつたが、間もなく日露戰爭勃發し、大連は明治三十七年五月日本軍に占領され、越えて三十八年九月日露媾和條約の結果同地が日本の租借地となるに及んで、露西亞の計畫は凡て水泡に歸したのである。

さて、右日露媾和條約及び滿洲に關する條約並附屬協定に據つて關東州は日本の租借地となつたので、我國は之が關稅制度を確立する爲め、淸國と種々商議し明治四十年五月大連海關設置及內水汽船航行に關する協定を結んだ。尙、關東都督府は同年六月關東州租借地稅關假規則を發布し、大連海關は右協定及假規則に基き同年七月二日より事務を開始した。

大連海關設置及內水汽船航行に關する協定

明治四十年五月三十日北京に於て調印

日本國及淸國政府は大連に淸國海關を設置することを協定したるを以て下名は各本國政府より相當の委任を受け茲に同海關の一般指導の爲め豫備及暫定の處置として本書に添附する左記の文書に開陳せる細項取極を承認することを約す

甲　大連海關設置に關する協定

乙　內水汽船航行に關する協定

本取極は一季間試みに之を實施したる上明春に至り更に善く土地の狀況及必要に應ぜしむる爲再考を加へ茲に承認する文書に代ふるに修正取極及命令を以てすべき事を約す、該修正取極は日本國公使と總稅務司とに於て之を作成し命令は租借地の日本國官憲に於て大連海關長と協議し之を作成すべきものとす又日本國官憲は租借地より淸國への密輸入を防遏する處置を採り且淸國官憲が淸國より租借地に密輸入を防ぐ爲に採る所の處置につき之を援助すべく又大連の鐵道終點及境界地停車場(瓦房店又は其の他)に於ける鐵道運輸を處理する爲相當手續を定め並海關の徵稅の爲假規則を設くべきものとす

甲　大連海關設置に關する協定

(一)　大連海關長は日本の國籍を有するものたるべし、該海關長新任の場合には總稅務司は在北京日本國公使館と協商を遂ぐべし

(二)　大連海關の職員は通則として日本の國籍を有する者たるべし、但し俄に缺員を生ずるか若は臨時必要ある場合には假りに他の國籍に屬する職員を大連に派遣することを得

(三)　大連海關長の更迭は豫め總稅務司より關東都督に通告すべし

(四)　大連海關と日本國官憲及日本國商人との往復は凡て日本文を以てすべし、但し大連に來往する他の國籍所屬の商人は英文若は淸國文を以て通信するも妨なし

(五)　海路大連に輸入する商品には輸入稅を課せず、日本國租借地境界を越え淸國內地に至る各種の商品及產物は海關に於て現行條約に從ひ輸入稅を課すべし、日本官憲は海關の許可證又は通關證を有せざる商品の日本國租借地境界通過を防遏するに就き成るべく援助を與ふる爲適當の處置を採ることを承諾す

(六)　淸國內地より日本國租借地に來りたる淸國商品及產物にして大連より他所へ船積せらるゝときは現行條約に依り輸出稅を納むべし、日本國租借地の產物及該產物より製造せる商品若は海路同租借地へ輸入せる商品(英文には「若は海路同租借地へ輸入

ぜる産物及該產物より製造ぜる商品」とあり）は輸出稅を納むるを要せず、日本租借地内に於て清國内地より來る原料を以て製造したる物品に對して納むべき稅は膠洲灣に於ける獨逸國租借地に於て同一事情の物品に對し現に納むるものと同一たるべし

（七）清國の條約港より大連へ來る清國商品若は產物は日本國租借地境界を越え清國内地に入る場合には現行條約に從ひ納稅すべし

（八）大連より船積ぜられ隨て輸出稅を納めたる清國商品には領收證を下付し清國條約港に於て陸揚の際右領收證を差出し現行條約に從ひ滿額貿易稅を納むべし

（九）日本國及其の他清國以外の商品にして清國の條約港より大連へ船積ぜらるゝ場合には該條約港に於て納めたる輸入稅は條約の規定に從ひ拂戻を受くべし、右商品は大連に輸入ぜらるゝも日本國租借地の境界を越え清國内地に入らざる限り何等の納稅を要せず又右商品にして大連より清國以外の地に再輸出ぜらるゝときは輸出稅を納むるを要せず

（十）清國の商品又は產物にして清國條約港より大連に船積ぜられ同所より更に清國以外の場所へ船積ぜらるゝに際し右條約港に於ける輸出稅納入濟の證據書類を提出するときは輸出稅を納むるを要せず

（十一）大連海關は噸稅、燈臺稅及港稅の徵收若は管理に干與ぜざるものとす

（十二）清國條約港に於ける現行關稅率は大連海關に於ても均しく之を適用すべし

（十三）日本國政府は大連に於て該海關の爲其の事務所及職員宿舍建築用に供する充分の地所（適當の庭園、廐並僕舍用共）を備へ置くべき事に同意す（以下略）

（十四）稅關長及職員は陪審人若は陪席判事たり又は其の他何等聽役に從事するの責任なきものとす

（十五）前記大連海關は又大連より清國内地に輸出し並同内地より大連に輸入する商品に對し通過免狀の發給を專享し且同海關は清國の條約港に於て謂ゆる清國海關道に屬する一切の職務、權利又は資格を有するものとす

（十六）第十五條に記載の通過免狀に對しては現行條約に依る稅率即ち輸出稅若は輸入稅の半額を大連海關に於て徵收すべし

（十七）海關規則に對し商人の行ひたる詐僞又は犯則の場合に於ける處分手續は今後別約を以て之を定むべしと雖も大體の主義に於て總て司法上の手續は日本國法衙に屬すべきものとす

（十八）日本國租借地に於げる商業の發達に伴ひ現に豫知すべからざる必要の生ずることあるべきを慮り本協定は暫定に屬するものとし當事者雙方は本協定實行上に生ずることあるべき不便を除くが爲必要ある毎に速に修正を提議すべき事を約す

乙　内水汽船航行に關する協定

（一）清國海關は正式に大連に於て其の職務を執行することを認可せられたるを以て内水航行免狀を發給することを得内水航行免許を受けたる汽船は一般に千八百九十八年七月並同年九月の規則及千九百三年十月の追加規則に依るべきものなりと雖も尙特に左記の規定に遵守すべきものとす

（二）内水を往復せんとする汽船は内外國何れに屬するを問はず其の船籍證書を海關に寄託し願書を出して引換に内水航行免狀を受くべし該免狀は一箇年間效力を有するものにして其の初度發給の手數料を十兩とし爾後年々書換の都度二兩を納め噸稅は四箇月毎に納入すべきものとす

（三）右免狀を得たる汽船は規定に從ひ（一）大連より内地の一箇所若は數箇所に往復すること（二）大連より内地に赴き更に條約港に至り再内地を經大連に歸航することを得是等の汽船は地方の海關若は收稅所に成規の報告を爲し地方の關稅及諸稅を納むるときは總て航行中に通過する認可貿易場に於て積荷若は乘客を陸揚し又は塔載することを得、但し特別の許可なくして專ら内地の各所間のみを往復することを得す、内地航行中他の條約港に寄航するときは成規に從ひ同地海關に報告し一般及同地の港則は總て之を遵守すべきものとす

（四）免許を得たる汽船は大連發着の都度大連海關に出港手續又は入港の報告を爲し出入積荷目錄を交附し寄港したる場所又は寄港すべき場所を報告し規定の關稅を納むべきものとす、阿片及禁制品は之を輸入し又は輸出すべからず、若し之を輸入し又は輸出したるときは該物品を沒收し並該汽船に對し五百弗の罰金を課す再犯するものは内水免狀及其の特權を撤消すべし

（五）日本國官憲は大連海關を援助し密輸入殊に阿片及禁制品の密輸入を禁止すべし

（六）大連及内地諸港間に於ける清國閉囊郵便物の遞送は無料たるべし日本租借地以外に於ける清國郵便局發着の清國閉囊郵便物にして同租借地を經由するもの、遞送に關しては郵政廳に於て適當の方法を協定すべし

（七）内水汽船航行に關する協定は日本國租借地以外の内水に往復する汽船に限り適用ぜらるべきものとす

關東州租借地稅關假規則（明治四十年六月二十六日府令第三十八號）

第一條　外國より輸入せる外國貨物又は外國より輸入せる外國貨物を以て製造したる物品を內地に輸送せんとするときは輸入稅を納付すべし

清國通商港より輸入せる外國貨物を內地に輸送せんとするとき納稅濟證を所持せざるものは輸入稅を納付すべし

清國通商港より輸入せる外國貨物にして租借地內に於て消費せられたるとき若は租借地より再輸出せられたるときは納稅地の稅關に請求し稅金の拂戻を受くることを得、但し仕出港稅關の發行に係る納稅濟證を所持する場合に限る

第二條　清國通商港より輸入せる清國貨物を內地に輸送せんとするとき納稅濟證を所持するものは沿岸貿易稅を納付すべし

第二條ノ一　租借地の生產物又は租借地の生產物を以て製造したる物品を內地に輸送せんとするときは輸入稅を納付すべし

第三條　清國通商港より清國貨物を輸入せるとき納稅濟證を所持せざるものは輸入稅金に相當する金額を稅關に供託すべし若し不正の行爲ありたるときは貨物並供託金を沒收することあるべし

第四條　陸路租借地に輸入せられたる清國貨物を輸出せんとするときは輸出稅を納付すべし

第五條　租借地の生產物及租借地の生產物若は外國より輸入せる材料を以て製造したる物品を輸出せんとするときは輸出稅を納付するに及ばず但し日本官憲の發行に係る產地證明書を所持する場合に限る

第六條　內地又は海路清國港より輸入せる材料を以て製造したる物品を輸出せんとするときは輸出者の撰擇に依り材料若は製造品に對し輸出稅を納付すべし

第七條　清國通商港に於て輸入稅を納付したる外國貨物若は輸出稅を納付したる清國貨物を大連より再輸出せんとするときは輸出稅を納付するに及ばず

第八條　內地より又は內地に向て內地通過規則に依り貨物を輸送せんとするときは輸出稅又は輸入稅の外に通過稅を納付すべし

第九條　海路又は陸路より租借地內に阿片を輸入せんとするときは直に稅關に屆出づべし

第十條　阿片を內地に輸送せんとするときは輸入稅並に釐金を納付すべし、但し清國通商港より輸入せる外國又は清國阿片にして納稅濟證を所持せざるものは此の限りにあらず

第十一條　阿片を內地に輸送せんとするときは稅金の有無を問はず稅關に申請し證票の貼付並關印の押捺を受くべし

第十二條　內地又は清國通商港より清國阿片を輸入せんとするとき納稅濟證を所持せざるものは統稅を納付すべし輸入阿片に戶部證票の貼付あらざるとき亦同じ

第十三條　武器、彈藥、爆發物及其の製造材料を輸入せんとするときは稅關の許可を得べし

第十四條　武器、彈藥、爆發物及其の製造材料は清國官憲の發行に係る護照を所持する者に非ざれば之を內地に輸送し若は清國港に輸出することを得ず

第十五條　前二條の規定は日本陸海軍又は警察の用に供する武器、彈藥、其他に之を適用せず

第十六條　船舶入港したるときは船長又は其の代理者は遲滯なく船舶證書又は領事報告書並輸入積荷目錄を稅關に提出すべし、輸入積荷目錄には船舶の名稱、國籍、貨物の仕出地、仕向地、記號、番號、品名、箇數、數量、噸量及荷受人を記載し船長又は其の代理者之に署名すべし

內地仕向の積載貨物の數量獨立貨物として取扱ふに足るものなるときは船長又は其の代理者は內地行及租借地行を區分し各積荷目錄を調製すべし

第十七條　輸入貨物の荷受人は其の貨物の內地行なるとを問はず船舶の名稱、國籍、貨物の仕入地、產出地又は製造地、記號、番號、品名、箇數、數量及價格を記載したる報告書を稅關に提出すべし

第十八條　船舶出港せんとするときは船長又は其の代理者は輸出積荷目錄を作製し、出港許可申請前少くも二時間に之を稅關に提出すべし、輸出積荷目錄の記載事項に同じ輸出積荷目錄には船長又は其の代理者之に署名すべし

第十九條　貨物を輸出せんとする者は輸出申告書を稅關に提出し貨物の檢查を受くべし、貨物の檢查終了したるときは申告者は稅關の交付する關稅納入告知書に記載せる稅金を稅關指定の銀行に納付し其の領收證を稅關に提出し船積許可書の交付を受くべし

第二十條　出港許可書は一切の稅金を完納したる後に非されば之を發行せず
第二十一條　船積許可書の交付を受けたる其の貨物を船積すること能はざるときは遲滯なく稅關に屆出て船積停止通知書の交付を受くべし
第二十二條　或る船舶より他の船舶に貨物の船移を爲さんとするときは稅關の許可を受くべし若し許可を得ずして船移を爲したるときは其の貨物を沒收し船長を罰金に處することあるべし
貨物の船移は積荷目錄に符合し且原包裝の儘に非されば之を爲すことを得ず
第二十三條　稅關に於て適用する稅率左の如し
一、輸入外國貨物に對しては千九百二年の改正輸入稅率
二、輸出入淸國貨物に對しては舊淸國稅率
「ジャンク」に依り輸出入する貨物に對しては別表に規程するものを除き、舊淸國稅率の半額を課す
第二十四條　稅關長の罰金又は沒收の處分に對し不服を申立つる者あるときは千八百六十八年五月三十一日北京に於て協定せられたる罰金及沒收に關する會審規則の精神に基き處理するものとす
第二十五條　稅關執務時間は日曜日及祭日を除き午前九時より午後四時迄とす、但し貨物の檢査場は午前八時より午後四時迄とす
第二十六條　午前六時前午後六時後若は日曜日及祝祭日には稅關長の特許を受くるに非されば貨物の積卸を爲すことを得ず
但し旅客の手荷物及郵便物は此の限りに在らず
特許手數料左の如し（手數料略す）
第二十六條ノ一　大連稅關に納付すべき海關兩の換算率は牛莊建相場に依り之を定む
第二十七條　稅關事務に關する照會通信は總て稅關長に提出すべし
附　則
第二十八條　此の規則に於て內地と稱するは租借地境界外の淸國領土を云ふ
（別表略す）

第二項　關東州特惠關稅制度

日露戰爭後滿洲は日本の勢力範圍となつたので、日滿の經濟關係は愈々緊密となり、我國の對滿經濟政策も確立し、邦人の彼地に於ける發展策等も屢々講ぜられた。而して今此處に問題とする關東州特惠關稅制度の如きも亦之が一手段として行はれたものに過ぎない。

抑々、關東州產品の內地輸入に特惠を附與し、以て州內產業を開發し、邦人に經濟活動の餘地を與へることは、邦人による滿洲經濟開發の端緖ともなり、一方我國經濟の基礎をも强固ならしむるものとして、內地に於ても當然希望さるべきものであるに拘らず、現在日滿關稅同盟乃至特惠關稅制度確立困難の一原因となつてゐる日滿產業の利害衝突の事實は、僅か關東州產業に對する特惠附與の場合に於てすら明白に表面化され、一部內地產業家の反對は激烈を極め、關東州特惠關稅制度實現の上に幾多の暗影を投げかけたのである。

以下簡單に同制度の沿革並に現狀に就いて述べる。

所謂關東州特惠關稅制度が確立されたのは大正十四年のことであるが、既にそれ以前に於て州內產業の發達を助長し又は內地工業原料の不足を補ふ目的で、或る種の關東州產品に對しては、特惠の方法によらず、他の方法により事實上我國の輸入稅を輕減してゐた。卽ち、明治三十九年には豆粕は無稅、搾油原料たる大豆は百斤に付四十七錢の關稅拂戻しを規定し、以て內地輸入の促進を計り、同時に勅令第二百六十二號を發布して州內生產品の內地輸入稅輕減を試みたが、此の勅令に依つて關東州の受けた利益は左表の如く極めて僅少なものであつた。

國稅定率表番號	品名	課稅單位	國定稅率	協定稅率
四八	支那素麵（粉條子）	毎百斤	七・九円	六・〇〇円
一一七	石鹼			
	一、薫香を付したるもの	毎百斤（內裝共）	二八・六〇	一八・〇〇
	二、其の他	毎百斤	五・七〇	二・九〇

次ぎに同年偶々銑鐵、水銀、毛織物、毛綿交織物及び綿織物に對し、朝鮮及支那の生産に係る物品の輸入稅率に關する勅令が公布せらるゝに及んで、關東州も亦その恩惠に浴することゝなつた。然し之等品種の日本向輸出數量は極めて少量であり、從つて實質的利益の如きは殆んどなかつた。

國稅定率表番號	品名	課稅單位	國定稅率	協定稅率
二九八	綿織物甲（生地もの）	毎百斤	三四・〇〇円	二五・〇〇円
	同　乙（其の他のもの）	同	四〇・〇〇	三〇・〇〇
	右の外經緯の糸數に依り稅率異なるも省略す			
三〇一	毛織物（甲、イ、一平方米に付百グラムを超えざるもの）	同	三七・五〇	三〇・〇〇
	同　（乙、ニ、其他）	同	三三・五〇	一八・〇〇
	毛綿交織物（乙、ハ、一平方米に付百グラムを超えざるもの）	同	五七・五〇	四三・一〇
	同　（ロ、一平方米に付二百グラムを超えざるもの）	同	七〇・〇〇	五七・五〇
	同　（ハ、一平方米に付五百グラムを超えざるもの）	同	六〇・〇〇	四五・〇〇
四六二	同　（ニ、其の他）	同	五〇・〇〇	四〇・〇〇
四六九	銑鐵	同	〇・一〇	〇・〇八三
	水銀	無稅		無稅

然るに大正八、九年頃から多年右の如き不徹底な制度に不滿を抱いてゐた在滿邦人は、特惠關稅制度確立の急務を高唱し、先づ關東廳を動かした。此處に於て政府も亦一般關稅定率法改正を離れて適當の處置を採るに決し、大正十四年三月十日關東州の生産に係る物品の輸入稅免除に關する法律案を議會に提出した。

案に揭げられた品目は、(一)關東州內に產する食糧品又は原料品、(二)州內の原料を以て製造せるもの、(三)內地輸入に關稅を必要とせざる原料品の滿蒙產に係るものを加工したるものにして、內地の供給に不足を告げ、しかも內地の產業に影響尠きもの等であつた。卽ち、大豆油及硬化油の如きは內地製油業者の利益に反するものとして、次期議會まで之が實施を延期せらるゝ等幾多修正が加へられ、大正十四年六月十七日を以て輸入稅免除に關する法律が公布され、同時に右法律施行に關する勅令（輸入稅免除を受けんとするものゝ製產原地證明書取扱手續、樣式、有效期間を規定せるもの）右勅令に關する關東廳令（製產原地證明書の記載事項並罰則等を規定せるもの）及同廳令に基く關東廳告示（製產原地證明書の下付申請書記載事項の用例を規定せるもの）が公布された。

今、右法律及び免稅品目を揭ぐるに左の如くである。

法律第五十一號（大正十四年六月十七日）

關稅定率法別表輸入稅法に揭ぐる物品にして關東州の生產に係り本法別表に揭ぐるものゝ輸入稅は之を免除す

前項の規定に依つて輸入稅の免除を受くる物品に付ては、命令の定むる所に依り其の關東州の生産に係るものなることを證明することを要す

（別　表）

輸入稅表番號	品　　名
三一の內	生　　果
七二の內	緬羊革及山羊革（塗りたるものを除く）
一四一の二	甘草越幾斯
一四五	阿　膠
一四六	ゼラチン
一五一の二	プローム
一六五の內	曹　達　灰
一六九	硫酸曹達
二〇四	ナフタリン
二二九の內	硫酸マグネシウム及コールタール分餾物
二三〇の內	コールタールを主要原料としたる消毒劑
二七八の內	苧麻絲及苧麻線
二八一の內	黃麻絲及黃麻線
二八三	毛　織　絲
二八四	毛綿織絲
二八六の內	野蠶眞綿
二八八の內	野蠶紡績絹織絲
二八九の內	野蠶絹絲
二九六の內	苧　麻　繩
二九九の內	黃　麻　布（關東州の生產に係る黃麻絲を原料としたるもの）
三〇一の內	天鵞絨、ブラツシエ其の他のパイル織物以外の毛織物及毛綿交織物（關東州產の生產に係る毛織絲又は毛綿織絲を原料としたるもの）
三一四の內	油布（關東州の生產に係る布帛及油を原料としたるもの）
三二六の內	毛製又は毛綿製のブランケット（關東州の生產に係る毛織絲又は毛綿織絲を原料としたるもの）
四三二の內	ポートランドセメント
四三六の內	耐火煉瓦
四三八	耐火性粘土製品（別號に揭げざるもの）
四四一	硝子塊
四四二	硝子粉
四四四	硝子板
六一七の內	骨炭（徑一・二五ミリメートルの圓眼を有する篩を通過するものを除く）

右法律に依り輸入稅免除となつたものは生果外二十九種であるが、當時既に州內に生產されつゝあつたものは、前記別表輸入稅表中側線を附せるもの十種に過ぎず、州內生產品に對する特惠制度に關しては、從來期待されてゐた如き効果を得るに至らなかつた。卽ち、實施直後六ケ月間の成績を大連民政署の發給せる生產原地證明書に就いて見るに、その價格僅か二萬圓餘に過ぎない。

かくの如く法律第五十一號に依る免稅品三十種の大部分は、唯將來の大量生產に望みを置くものゝみで、特惠制度自

體の主旨を餘りに無視せる憾みがあつたので、更に免稅品の範圍を擴大し、立法の主旨を透徹せんとする希望が州內邦人間に擡頭するに至つたことは極めて當然であつた。卽ち、當業者は現在關東州に於て生產され、而も內地產業を脅威することなきは勿論、反つて母國產業の缺陷補充に急なりとせられる物品を選擇し、之が追加を要請した。その主なるものは、硝子製品、綿絲、黃麻織絲、黃麻製セメント袋、特殊鋼及其の製品、ペイント、ボイルド油、亞鉛華、黑鉛坩堝、マグネサイトを主材とする建築材料、ドロマイトを主材とする諸材料、杞柳及柳行李、味噌、醬油、硬化大豆油、油布（防濕防水覆布其の他）ガンニー袋及びニツケル及クロームを含む電氣抵抗材料等である。而して其の後又昭和二年及四年に左記の如く特惠品目及びその減免程度に改正があつたが、實狀に適せざることは依然として變らなかつた。

法律第五十一號　昭和二年第四十三號改正　昭和四年第六十四號改正

關稅定率法別表輸入稅表に揭ぐる物品にして關東州の生產に係り本法別表甲號に揭ぐるもの、輸入稅は之を免除し、本法別表乙號に揭ぐるもの、輸入稅は關稅定率法別表輸入稅表に依らず本法別表乙號に依る

前項の規定の適用を受くる物品に付ては命令の定むる所に依り其の關東州の生產に係るものなることを證明することを要す

附　則

本法は公布の日より之を施行す

（別　表）甲號

輸入稅表番號	品　名
三一の內	生果
七二の內	綿羊革及山羊革（塗りたるものを除く）
一四一の二	甘草越幾斯
一四五	阿膠
一四六	ゼラチン
一五一	ブローム
一六五の內	曹達灰
一六九の內	硫酸曹達（精製のもの）
二二九の內	硫酸マグネシウム
二三〇の內	コールタールを主要原料としたる消毒劑
二七二	綿織糸
二七八の內	苧麻絲及苧麻線
二八〇	黃麻織絲
二八一の內	黃麻絲及黃麻線
二八三	毛絲絲
二八四	毛綿織絲
二八九の內	野蠶絹絲
二九六の內	苧麻繩、黃麻線及黃麻繩
二九九の內	黃麻布（關東州の生產に係る黃麻絲を原料としたるもの）
三〇一の內	天鵞絨、プラッシユ其の他のパイル織物以外の毛織物及毛綿交織物（關東州の生產に係る毛織絲又は毛綿織絲を原料としたるもの）
三二六の內	毛製又は毛綿製のブランケット（關東州の生產に係る毛織絲又は毛綿織絲を原料としたるもの）
三三九の內	ガンニー袋（關東州の生產に係るガンニー布を原料としたるものにして長九十五センチメートル、幅六十センチメートルを超えたるもの）

三四三の內	別號に揭げざる布帛製品
四二二の內	二の內、內地、朝鮮、臺灣、樺太又は關東州の生產に係る綿布及關東州の生產に係る油を原料としたるもの
四三五	ポートランドセメント
	別號に揭げざる礦物及礦物製品
四三六	二其の他
四三七	乙の內マグネサイト又はドロマイトを主要原料としたる建築材料（粉狀のもの）
四三八	煉瓦（セメント製のものを除く）
四四一	瓦（粘土製のもの）
四四二	耐火性粘土製品（別號に揭げざるもの）
四四四	硝子塊
四六二の二	硝子粉
	硝子板
	特殊鋼
四七六の內	一の內全重量百分中クローム、タングステン又はモリブデンの重量〇・五以上を含有するもの（關東州に於て製鍊したる塊及錠並に之を原料としたる條、竿及板）
五七〇の內	ニッケル及クロームを含む電氣抵抗材料（關東州に於て精鍊したる塊及錠並之を原料としたる紐、帶及線）
六一七の內	ゲージガラス
六三五の內	骨炭（徑一・二五ミリメートルの圓眼を有する篩を通過するものを除く）
	安全燈ホヤ

（別　表）　乙號

輸入稅表番號	品　名	課稅單位	稅率
五二の內	牛　肉（生鮮なるもの）	毎百斤	一・〇〇円
一二〇の內	大豆硬化油（關東州の生產に係る大豆油を原料としたるもの）	同	一・二〇
三四三	別號に揭げざる布帛製品二の內內地、朝鮮、臺灣又は樺太の生產に係る亞麻布（他の植物纖維を交へたるものを含む）及關東州の生產に係る油を原料としたるもの	同	二・八五

側線を附せるものは州內に於て生產されつゝあるものである。尙、參考のため州內生產物にして內地輸入の際本制度の特典に浴したものゝ總價額を示すに左の如くである。

	千円
大正十四年	二七
昭和元年	一、五八七
昭和二年	一、九四二
昭和三年	三、六一九
昭和四年	三、五七一
昭和五年	三、八七五

註　大正十四年度は六ケ月分である。

第三項　陸路邊境貿易に關する特惠制度

陸路貿易は海路貿易と何等その本質に於て異らないが、唯前者の場合國境附近住民の生活に必要な物品に限り、關稅

の減免をなすことは極めて當然のことであつて、歐洲諸國の間にも屢々その例を見る。卽ち、滿洲に於ては現在旣に廢止されてゐるが、露支、日支國境貿易に關しては、各種の理由により、その關稅は一般海關稅に比し輕減されてゐた。

抑々露支間の貿易はネルチンスク條約（西曆一六八九年）により開始されたのであるが、それより約二百年間、卽ち一八六二年兩國間に陸路通商條約が締結されるまで陸路貿易は全て無稅であつた。然るに同條約に於てこの無稅の原則は破れ、その後修正陸路通商條約（西曆一八八一年）、東支鐵道建設及經營に關する契約（西曆一八九六年）等によつて若干の修正が加へられたが、その要旨は一、黑龍江及松花江による貿易は海路貿易と同率の關稅を課す二、純然たる陸路貿易はイ、蒙古及天山南北路は無稅とし、ロ、その他の地方に於ては輸入稅は三分の一を減するも、輸出稅は全額徵收するを原則とすハ、但し鐵道による貨物は輸出入稅共に三分の一を減し、且子口半稅も海路輸入品に比し減額す、と謂ふのである。

然るに支那は歐洲大戰後露西亞が革命のため疲弊せるに乘じ、大正十一年一月大總統令を以て通商條約規定中三分の一減稅、免稅區域、免稅物品各種辨法は同年四月一日以降履行の要なき旨發表した。

次ぎに日支國境關稅制度に就いて述べる。

一、安奉線による特惠關稅制度

本制度は明治三十八年十二月淸國との間に締結された滿洲に關する條約竝附屬協定第十一條「滿韓の國境貿易に關しては相互に最惠國の待遇を與ふ可きものとす」に基き、露支間の條約に均霑せるものである。卽ち、明治四十四年我國が韓國を合併し、次いで安奉線が完成全通するに至つて鮮滿貿易は激增する機運に向つたので、日本政府は多年懸案となつてゐた國境陸路貿易の關稅輕減を支那政府に提議し、支那政府も亦之を容れたので、大正二年五月二十九日北京に於て調印道貨物關稅輕減取極が成立した。

鮮滿國境通過鐵道貨物關稅輕減取極

大正二年五月二十九日北京に於て調印

第一條　滿洲より鐵道に依り新義州以遠の各地に仕向けらるゝ有稅貨物及新義州以遠の各地より鐵道に依り滿洲に仕向けらるゝ有稅貨物に對しては各海關稅率三分の二の輸出稅又は輸入稅を課す

第二條　新義州より更に鴨綠江水路に依り他に輸送せんが爲鐵道に依り滿洲より輸出せられ又は該水路に依り新義州に到着して更に鐵道に依り滿洲に輸入せらるゝ貨物は前記減稅の特典を受くることを得す

從て滿洲より鐵道に依り新義州に輸出せらるゝ一切の有稅貨物には關稅全額を課するも左記の貨物に限り其の三分の一の拂戻を爲すものとす

（イ）新義州に於て地方的消費に供せらるゝもの

（ロ）滿洲輸出の日より二年以內に更に鐵道に依り新義州以遠に輸送せらるゝもの

前記（イ）の貨物に關しては新義州稅關發給の輸入免狀（輸入稅仕拂濟を證せるもの）（ロ）の貨物に關しては安東稅關をして原輸出貨物たることを識別せしめ得るに必要なる細目を記載せる新義州稅關發給の運送免狀を以て當該貨物が關稅三分の一の拂戻を受くるに必要なる條件を具備するの證憑と認むべし

本條第一項に記載するものを除くの外新義州より鐵道に依り滿洲に輸入せらるゝ有稅貨物は船便に依り到着したるものに非ざることを明記せる新義州稅關發給の輸出免狀又は運送免狀を添附するに於ては海關稅率三分の二の輸入稅を課せらるべし

朝鮮稅關手續に何等變更ありたる場合には本條記載の貨物に關する支那海關手續も亦改正を要することあるべし

第二節　滿洲の特殊關稅制度

第三條　三分の一減稅の特典を受けて滿洲の內地に仕向けらるゝ貨物に對する抵代稅は海關稅率の三分の一卽ち既納三分の二輸入稅の半額とす

第四條　三分の一減稅の特典を受けて安東に輸入せられ次で鐵道に依り滿洲以外の條約港若くは支那本部各省の內地に仕向けらるゝ貨物又は海路滿洲若は支那本部に仕向けらるゝ貨物は支那海關に右既減額を納入するに非ざれば條約の規定に基き外國輸入品に適用せらるべき普通の稅關取扱を受くることを得ざるものとす

第五條　申告者は英文及支那文の申告書の外左の事項を記載せる鐵道運送狀の副狀を提出することを要す

出荷者の氏名及成るべくは荷受主の氏名、發荷地（停車場名）、仕向地（停車場名）、品名、容量、重量、包裝、符號、記號、番號等及成るべくは其の價格並鐵道係員の署名

第六條　朝鮮稅關及支那海關は各其の所屬國の收入を害すべき詐僞行爲を防遏する爲共助するの主義を承認す

右取極の特典に浴するものは日本側では綿絲布、海產物、滿洲側では粟、豆粕等が重要なものであつて、この制度の確立によつて鮮滿貿易の受けた利益は頗る大きく、從つて安東港の貿易が劃期的發達を遂げたことは後に述べる如くである。

二、間島方面に於ける特惠關稅制度

間島は支那領であるが、この地住民の大部分は鮮人である結果、北鮮、間島間の經濟關係は頗る密切である。然るにこの兩地間の交易が政治的境界線に妨げられ、自由に行ひ得なかつたのであるから、鮮人の不便、苦痛は一通りでなかつたのである。

我政府は右の特殊事情を考慮すると共に、支那陸境關稅制度の現況に照し、當然間島、朝鮮間陸境關稅に特惠が與へらる可きものとして、種々支那側と接衝し、終ひにその同意を得、大正八年八月一日より兩地間の陸路貿易に關する特惠關稅制度は實施さるゝことゝなつた。

（往翰）支那外交總長發在支帝國公使宛間島方面陸境關稅三分の一減稅方承認の公文

大正八年五月三日

以書翰啓上仕候貴國政府は間島經由日滿鮮陸路貿易は明治三十八年滿洲條約附則第十一條に依り當然最惠國待遇を享く可く從て前記間島地方を經由する貨物に對しては安奉鐵道經由貨物及其の他の陸路を經由する貨物に關する協定に準じ輸出入稅共に三分の一を輕減すべき趣御提議に相成候處滿鮮陸路國境貿易に關しては曩に既に東淸鐵道運輸貨物と同樣減稅方承認することゝ相成居候樣思考被致候に付本國政府は貴國政府今回の提議に對しても事同一に屬するものと認めて當然之を照辨可致卽ち北鮮に近接する間島琿春等の地方より陸路琿春關及延吉分關を經由して北鮮地方に輸出せらるゝ各貨物竝北鮮地方より琿春關及延吉分關を經由して前記間島琿春等の地方へ輸入せらるゝ各貨物は一九一九年議定の支那改訂稅率實施の日より以後民國二年日支間調印の朝鮮より滿洲に輸入せられ及滿洲より朝鮮に輸出せらるゝ安東經由鐵道貨物に對する減稅辨法に照して之を辨理すべき旨を玆に聲明仕り以て劃一に歸せしめ度此段及回答候　敬具

在支帝國公使より支那外交總長に交付せる間島方面運貨區域の了解に關する覺書

大正八年五月十日

拜啓陳者北鮮地方と之に接近する貴國諸地方との陸路貿易に關し本月三日附貴翰を以て貴國政府に於ては北鮮接近間島琿春等の地方より陸路琿春稅關及延吉分關を經由して北鮮地方に運往する各貨物及琿春稅關及延吉分關を經由して北鮮地方より前記間島琿春等の地方へ運往する各貨物は一千九百十九年議定貴國の改訂稅期實行の日より大正二年日支調印の朝鮮より汽車運送貨物の安東を經東三省に赴くもの竝東三省より朝鮮に運送せらるゝ貨物の減稅辨法に依り減稅の待遇を受くべきものなる旨聲明せられ正に致了承候右貴翰中所謂「間島琿春等の地方」とは運貨區域を該一地方に限定するものには非ずして琿春稅關及延吉分關を經由して輸

出又は輸入せらるゝ各貨物の仕向地竝仕立地に關し右二地方以外歟き推定を受くべきものと了解すべきは勿論に有之候得共後日の誤解を避くる爲爲念此段得貴意候　敬具

然るに支那に於ける陸路貿易が、海路貿易とその取扱を異にするは機會均等の原則に反するものとして、華府會議で兩者の差別待遇は將來撤廢する旨規定されたので（前揭支那の關稅に關する條約第六條參照）昭和五年五月、日支關稅協定成立するに至つて上記日支間の陸路貿易に對する特惠制度も亦廢止された。

日支關稅協定

第二附屬書

（來翰）

以書翰啓上致候陳者支那國と日本國との間に本日署名せられたる協定に關し本部長は右協定の實施後四月の期間の滿了と同時に、支那國と日本國との間の陸境を通過して輸入せられ又は輸出せらるゝ物品に對し從來課せられたる支那國關稅輕減率が廢止せらるべく且輕減せられざる關稅率が右物品に對し適用せらるべしとの本部長の了解を貴下に於て日本國政府の爲に確認せられんことを要求するの光榮を有し候

本部長は玆に重て貴代理公使に向て敬意を表し候　敬具

支那共和國十九年（千九百三十年）五月六日南京に於て

支那國駐劄日本國臨時代理公使

重光葵殿

（往翰略）

王正廷

第四項　條約に基く特別課稅

撫順及煙臺炭の海による輸出稅に關しては、明治四十二年の滿洲五案件に關する協約並に同四十四年の撫順煙臺兩炭坑細則に關する議定書によつて左記の如く取極められてゐる。

撫順煙臺兩炭坑細則に關する議定書

明治四十四年五月十二日調印

日清兩國委員は各本國政府の委任を受け明治四十二年九月四日（宣統元年七月二十日）を以て大日本政府と大清國政府との間に北京に於て議定せられたる滿洲五案件に關する協約第三條の規定に基き撫順煙臺兩炭坑に關する細則を議定すること左の如し

第一條　南滿洲鐵道株式會社（以下單に會社と記す）は撫順煙臺兩炭坑（以下單に兩炭坑と記す）の石炭に對しては坑口原價の百分の五の割合を以て算定したる鑛産稅を淸國政府に納付することを承諾す

但し坑口原價は出炭高一日參千噸（英噸以下同じ）未滿に止まる間は每噸庫平銀壹兩と定め又一日參千噸を超過するときは日本貨幣壹圓と定めて稅額を計算す

第二條　會社は海口より輸出する兩炭坑の石炭に對して每噸海關銀拾分の壹兩卽ち銀壹錢の割合を以て算定したる輸出稅を淸國海關に納付することを承諾す

陸路を經て朝鮮又は露國に輸出する兩炭坑の石炭に對する輸出稅は追て別に協定すべし

第三條、第四條、第五條略

第六條　兩炭坑の石炭に對しては第一條又は第二條に據りて課稅する外各種の稅金、厘捐賦課金、手數料等を課することなし

但し他所の石炭にして兩炭坑の石炭よりも課稅を輕減せらるゝものあるときは會社も亦之に均霑する權利を有すべし

前項厘捐等免除の報償として會社は年額日本貨幣五萬圓を第三條第二項に準し四期に分ちて淸國政府に納付す

第一章　過去及現在に於ける滿洲の關稅制度

清國官憲は兩炭坑の石炭に對して厘捐等免除の旨を各省一般に周知せしむるの手續を執るべし

第七條以下略

註　滿洲五案件に關する協約　明治四十二年九月四日北京に於て調印

第三條　日清兩國政府は撫順及煙臺兩處の炭鑛に關し和平商定することを承認す

甲　清國政府は日本國政府が上記兩炭鑛採掘權を有することを左の如し

乙　日本國政府は清國の一切の主權を尊重し竝上記兩炭鑛の採炭に對し清國政府に納稅することを承諾す右の稅率は清國他處の石炭に對する最惠の稅率を標準とし別に協定すべし

丙　清國政府は上記兩炭鑛の採炭に對し他處の石炭に對する最惠の輸出稅率を適用することを承諾す

丁　炭鑛の區域竝一切の細則は別に委員を派して協定すべし

尙、この外支那は、日露媾和條約の結果として、翌明治三十八年日支間に成立した滿洲に關する條約及附屬協定に於て、南滿洲鐵道に要する諸般の材料、並に同協定に基いて設立された日清合同材木會社章程に於て同會社が輸入する機械及伐木に必要な器具等には課稅せざる旨約してゐる。左の如し。

滿洲に關する條約及附屬協定

明治三十八年十二月二十二日（一九〇五年）

第八條　清國政府は南滿洲鐵道に要する諸般の材料に對し各種の稅金及釐金を免すべきことを承諾す

第十條　清國政府は日清合同材木會社を設立し鴨綠江右岸地方に於て森材截伐に從事すること其の地區の廣狹、年限の長短及會社設立の方法竝に合同經營に關する一切の章程は別に詳細なる約束を取極むべきことを承諾す、日清兩國株主の利權は均等分配たるべき期すべし

東支鐵道建設及經營に關する契約

明治三十年九月八日（一八九六年）

第七條　鐵道の建設、經營及修理の爲必要なる一切の物件及材料は一切の關稅及一切の內國課金竝稅金を免除せらるゝものとす

鴨綠江日清合同材木會社章程

明治四十一年五月十四日（一九〇八年）

第十二條　本會社の納付すべき木材稅は奉天に於て詳細の章程を商議する際兩國委員に於て從來規定の稅額を査明し地方官に商議し同意の上酌減すべし、但し會社が輸入する機械及伐木に必要なる器具等に就ては一切の稅金、釐金等を免除すべし

第三節　滿洲國關稅行政の獨立

滿洲國は昨年三月一日その建國を中外に宣言したのであるから、關稅行政も亦當然新國家に歸屬すべき筈であつた。然るに支那の關稅收入は、外債及び國匪賠償金の擔保となつてゐるので、諸外國の支那關稅に對して有する關心は頗る大であり、一方關東州は我國が支那との條約により支那より租借してゐるのであるから、同國關稅行政の獨立に就いては相當困難な問題が生じたのである。

以下簡單にその經過を見るに、新國家は獨立後間もなく三月二十一日付を以て、關稅問題に關し四ケ條の原則（後揭昭和七年六月十八日付關稅問題に關する財政部總長の聲明書參照）を非公式に南京政府に提議し、爾來在滿各海關の接收につき南京政府との間に妥協を見んとしたが、之に對する南京政府の態度は頗る不誠意にして何等應ずべき色がなか

つた。玆に於て滿洲國政府は大連海關を除く在滿各海關關稅收入の送金を停止し、次いで大連海關及在滿各海關收入の完全なる把握を決意し、六月九日大連海關長に大連海關の南京政府への送金に就き警告を發した。然るに南京政府はほ之に對して何等誠意ある態度を示さず、玆に於て滿洲國政府は最後の決意をなし、遂に六月十八日、本問題により劣惡なる事態を惹起するに至らば、其の責は南京政府に於て負ふべきものなる事を聲明するに至つた。

關稅問題に關する財政部總長の聲明書

昭和七年六月十八日

滿洲國政府は建國後直ちに大連海關を含む滿洲全海關を完全に接收し關稅自主權を確立すべき處獨立宣言及び對外通告の趣旨により可成穩便に本問題を處理せんとする見地に基き三月中旬以降支那海關制度の保全を紊さず又外債擔保部分に手を觸るゝことなく所期の目的を達する爲、三月二十一日非公式に

一、大連を含む全滿洲海關及其の分局は一切之を滿洲國の統轄に歸せしむ。

二、輸入稅率及びその徵收方法は當分現在通りとす。

三、從來關稅を擔保とせる外債の償還に對しては滿洲國は海關收入中より合理的方法により之を分擔する用意を有す、但し殘餘は之を滿洲國政府に抑留使用すること。

四、各海關に於ける中外關員は當分從來の者を使用す、但し稅務司及び幹部の任免に付いては豫め滿洲國政府の了解を得べきこと。

の趣旨を提議し以て妥協に達せんと努力し來りたる處南京政府は却つて當國の輕便なる態度を以て與みし易しと爲し何等應ずる處なく曠日彌久の策に出でその間各海關を督勵し關稅收入の全部の吸收に汲々たりしを以て我方に於ては先に大連海關を除く滿洲各海關の稅收全部の送金を停止し無言の警告を與へたり、然るにも拘らず今日迄先方に何等反省の色無く且つ同國內外の情勢は本問題の解決を荏苒遷延するを許さゞるに至りたるを以て玆に斷乎たる決意を固め大連關稅收入竝に先に南京政府への送金を差し止め居る他關の稅收の完全なる把握を準備するに至れり。

於玆滿洲國政府は先方に對し反省の最後の機會を與ふる爲六月九日付を以て福本大連海關長に對し次の如き通告を發し更に合理的なる我原案受諾を促したり。

滿洲國は三月二十一日當國よりの提議に基く協定の成立する迄海關收入の滯逸を防止する爲爾來大連海關を除く他の一切の滿洲海關の收入に付其保管銀行をして送金を差し止め居れり、總稅務司は大連海關の收入が滿洲國に所屬する旨の滿洲國の通告竝に右收入が全部滿洲國人民の負擔に於て徵收されつゝあるの否定し難き事實に鑑み滿洲國は右收入を收得すべき完全なる權利を有する動かすべからざる事實たも無視し大連海關長をしてその全收入を南京政府に送金せしめ以て同政府の滿洲國に對する敵意ある政策の遂行を援助する結果を招來しつゝあり、滿洲國はその存立の必要上最早斯くの如き自殺的事態の繼續を寬容する能はず仍つて玆に貴海關長に對し右事實を充分に考慮されん事を要求すると同時に至急總稅務司に對し本通告受領後に於ける貴海關長の行動如何に依りては滿洲國は豫て表明したる誠意ある要望にも拘らず海關行政の保全及びその國際的現狀維持を不可能ならしむるが如き措置を執らざるを得ざるに至るべき旨を通知されんことを要求す。

然れ共若し南京政府及び總稅務司に於て我が道理ある要求に對し倘之を無視し苦くは反抗的態度に出づるに於ては滿洲國は止むを得ず滿洲全海關に對し斷乎たる措置を執らざるを得ざるべし。此の場合に於ても滿洲國は海關收入を擔保とする外債に付ては飽くまでも之を尊重し滿洲國として負擔すべき部分は合理的方法に依り確實に之を負擔するの用意を有し且つ現に各海關に勤務中の內外人も其の希望に依りてはその儘任用するの用意あり。

以上を以て瞭なる如く海關制度の維持に對しては滿洲國政府は最善の努力と種々の忍耐とを以て之に臨みたり。然るに南京政府に於て飽然其の態度を改むることなく事態決裂に至らば南京政府は全部其の責に任ずべきものなり。

南京政府は、之に對して終始抗議的聲明を發し絕對否認の態度をとつてゐたが、一方滿洲國は既定方針に基き着々準備をとゝのへ、大連海關に對しては、それが日本の租借地內にあり、且日本が滿洲國を承認してゐないので、手の下し樣がなく、萬一の場合には瓦房店に新しく稅關を設置する旨豫め關東廳に通告を發したのである。處が偶々同月二十六日大連に於て同海關長罷免問題が動機となつて、邦人稅關吏六十餘名が支那海關との關係斷絕を聲明し、直ちに滿洲國財

政部關稅徵收處の名に於て、關稅事務をとることゝなつた。從つて大連では滿洲、南京兩政府の海關が併立する狀態となつたが、舊來同海關に於ける邦人の優勢な地位よりして滿洲國は事實上同海關の接收を行ひ得た。これに勢を得た滿洲國は大連を除く滿洲內各海關全部の接收を開始し、抑留してゐた海關收入は滿洲國政府に送付せしむることゝした。

而して關稅收入の外債擔保問題に關しては、本來ならば、滿洲國は當然には支那の債務に付責任がないのであり、從つて滿洲國の關稅收入が支那の外債、團匪賠償金等の擔保物でもないから、滿洲國としては之を放任しても好い譯であるが、同國は友誼的精神を發揮し、進んでその負擔部分に就いて七月二十五日財政部總長熙洽の名によつて次の如く聲明してゐる。

聲　明　書

滿洲國政府は從來中華民國の負擔せる關稅收入を擔保とする外債は飽くまで之を尊重し、且つ、その償還に就ては合理的方法に依り之を分擔するの用意あることは屢々聲明したる處なるが、本國はこの意思を具體的事實に依つて證明しその義務の履行を確實且容易ならしめるが爲め左の原則に基き今後關稅收入中より一定の金額を確實なる外國銀行に信託する制度を設くることゝし、滿洲國はその關稅收入を擔保とせる一九三二年三月一日現在に於ける外債にして御後償還すべき總金額の中滿洲國の負擔すべき部分並に之が償還方法に就き速に關係債權國と協定をなすを必要且つ妥當なりと認め、之に關する債權國又は上海總稅務司より提議ある場合は信賴すべき資料の提出を求め何時にても交涉に應ずるの用意あるも斯の如き協定成立迄の暫行措置としては各年次に償還すべき金額の前年度に於ける滿洲國の關稅收入總額と之に中華民國關稅收入總額を加へたる金額の比率により按分し滿洲國の負擔部分を決定す。

然れども滿洲國は關稅自主權を有し關稅制度の整理完成並に資源の開發により關稅收入の增加を期すべく自然右比率に變動を生ずべきことあるべきも、斯くの如きは滿洲國の努力に依つて獲らさる可き新らしき比率を　適用するは合理的なるに非さる可し。

故に滿洲國は右比率の如何なる場合と雖も一九三一年に於ける比率を限度とし之を超ゆることなきを根本原則となす。

尙、滿洲國政府は今回之が誠意を具體的に表示するの一端として先に稅關接收に至る迄に抑留せる關稅收入より取敢へず鈔票百十四萬百一圓九十五錢を橫濱正金銀行大連支店より上海總稅務司宛送金せしむるの手續を了せり、この金額に就いては追つて滿洲國負擔部分確定次第精算するの權利を留保す。

かくの如く大體滿洲の關稅行政の獨立は順調に進んでゐたが、九月十五日日滿議定書が調印され、日本が正式に滿洲國を承認するに及んで、大連海關の問題も自然解消し、此處に始めて同國の關稅行政は確立するに至つた。

尙、同日滿洲國々務院は滿洲國の海關行政に關し、支那を純然たる外國として取扱ふべき旨を明かにした左の如き重要聲明書を發表した。

聲　明　書

滿洲國はその建國の當初に於て諸外國との關稅通商航海關係に就ては當分の內從來の制度をその儘踏襲すべきことを中外に聲明し本日までこれを實行し來れり。然るに滿洲國はその後着々新國家の名實を整備しつつあるのみならず日本國に於ても右の事實を認めてこれを承認するに至りたる今日、關稅並に通商航海關係に於て中華民國を內國と同一に取扱ふ如きことはその儘これを放置する事能はず、玆に於て滿洲國は今回關稅並に通商航海關係に關し中華民國を純然たる外國として取扱ひ從來の變則的關係を改めることゝなり、大同元年九月二十五日より左記の如く實施することゝせり。

一、滿洲國より海路又は陸路により中華民國に仕向くる物品に對しては現行稅率により輸出稅を課す。

二、中華民國より海路又は陸路により滿洲國に輸入する物品に對しては現行稅率により輸入稅を課す。

三、噸稅の賦課に就ては中華民國に於て發給せられたる噸稅納稅濟證書は滿洲國に於てはその効力を有せざるものとす。

四、滿洲國諸港と中華民國諸港間に內水航行權を認めず、中華民國に於て發給せられたる內水航行免狀は滿洲國に於てはその効力を有せざるものとす。

五、右實施のため山海關其他必要の地點に稅關を設置し徵稅を開始す。

滿洲國はこの變革により內外商民に不測の損害を被らしむることを避くるがため、本辭明の日より相當の猶豫期間を置きてこれを實施することゝしたるが、なほ右實施の日以前に中華民國の海港以外の港より積出し中華民國の諸港に於て輸入稅を徵收せられ實施の日以後に於て滿洲國諸港に到着する貨物に對し本辭明の適用上不當の損害を與へざる樣相當の考慮をなす用意あり。尙滿洲國は從來踏襲し來りたる水災附加稅はこの機會に撤廢する豫定なりしも又復哈爾濱を中心とする北滿の水害極めて甚大なるものあり、これが救濟復興に多額の資金を要する新事態の發生に遭遇したるを以て、本附加稅は暫くこれを賑災の目的のため存續することゝしたり。

（右は外國に對しては財政部總長謝介石、內國に對しては財政部總長熙洽の名によつて發せられてゐる）

此處に於て九月二十四日國民政府は、「日本が滿洲を占領したる爲め、滿洲各港に於ける合法的支那關稅を一時徵收することを得ず、在哈爾濱、牛莊、安東、龍井村の各稅關家屋は一九三二年九月二十四日之を閉鎖し、更に告示ある迄之が閉鎖を繼續し、以上各港に於て合法的に徵收すべき關稅は一時他の支那港に於て徵收せらる可きものなり」との訓令を發した。從つて上記各港に輸送せらるゝ貨物の課稅は左の如く變更された。

（A）支那各海關徵稅方法左の如く定む

甲、滿洲向け（大連を除く哈爾濱、牛莊、安東、龍井村諸港向）貨物に對する徵稅方法

一、支那內地品は從來通り（轉口稅）

二、工場製品は從來通り（統稅又は單一稅）＝大連以外の滿洲國向け綿絲布は統稅の外更に單一稅を徵收する旨決定した＝

三、外國貨物は

イ、輸入稅納付濟みのものは課稅せず（無稅）

ロ、輸入稅未納のものは輸入稅を課す（從來は滿洲到着港にて輸入稅）

ハ、輸入稅未納積替貨物は積替港に於て輸入稅を課す（從來は滿洲到着港にて輸入稅）

乙、支那向け（大連を除く滿洲諸港より）貨物に對する徵稅方法

一、支那內地品に對しては轉口稅及轉口附加稅を課す（從來は輸出港にて轉口稅を課し到着港に於てはなさず）

二、支那內地に於ける外國工場製品は出廠稅及び附加稅を輸入港に於て徵收す（同上）

三、外國貨物に對しては輸入稅を課す（從來は滿洲諸港で納付したるものは無稅）

（B）大連租借地內は日本當局の支那海關大連海關協定に準據し、職權行使拒絕により大連に出入する貨物は海關に於てその輸出地及目的地を確定する能はざるを以て玆に徵稅方法を左の如く定む

甲、支那より大連向け貨物

一、支那內地品に對しては輸出稅を課す（從來は關東州向けには輸出稅、滿洲奧地向けには轉口稅）

二、支那內地に於ける外國工場製品に對しては其の最後の目的地を論ぜず總て出廠稅を課す（從來は關東州向けには無稅、滿洲奧地向けには統稅又は單一稅）＝その後大連關東州內向けの綿絲布に對しては海關に於て單一稅を課徵する旨決定した（海關封鎖前には國外品として統稅單一稅とも免除してゐた）

三、外國貨物に對しては輸入稅を課す（從來は滿洲到着港にて輸入稅）

乙、大連より支那向け貨物

總べての貨物に輸入稅を課し、又關稅附加稅及び災難救濟附加稅は一律に之を徵收す（從來は關東州生產品のみに輸入稅、滿洲奧地より來るには大連にて轉口稅を課したるのみ）

第二章　滿洲の外國貿易

第一節　概況

滿洲に於ける外國貿易は牛莊の開放に始まる。元來牛莊の開放は一八五八年の英支條約によつて約されたのであつたが、實行されたのはそれよりも七年を經過した一八六四年のことであつた。その後外國貿易は多少の進展があつたが、その額は今日に比較すると、極めて微々たるものにすぎなかつた。然るに日露戰爭後安東、大連、大東溝、滿洲里、綏芬河、愛琿、三姓、哈爾濱、琿春、龍井村等が相次いで開放され、日露戰爭後の治安の回復と經濟的發達は相俟つて、滿洲に於ける外國貿易の著しい發展を促した。殊に大連は日本の經營後、その港灣設備と、滿鐵線とによつて貿易額は年々著しく增加し、開放後數年ならずして四十數年の歷史を有する牛莊を凌ぎ、名實共に滿洲に於ける最も重要な貿易港となつた。又安東は安奉線及び鴨綠江の鐵橋完成と共に漸次貿易額を增し、これ亦南滿の貿易港として、重要な位置を占むるに至つた。北滿に於ては哈爾濱があり、その管下にある滿洲里、綏芬河等は露領に對し、更に東滿の龍井村、琿春等は朝鮮に對して貿易が行はれ、何れも開放以來日なほ淺きに拘らず、その發達は隔世の感がある。

滿洲に於ける開港場と、その開放の時日を示すと次の如くである。

名稱	省名	條約	開港年月
牛莊	奉天省	英國（一八五八年）	一八六四年五月
安東	同	北米合衆國（一九〇三年）	一九〇七年三月
大連	同	日本（一九〇七年）	一九〇七年七月
大東溝	同	同（一九〇三年）	一九〇七年十月
滿洲里	黑龍江省	同（一九〇五年）	一九〇七年二月
愛琿	同	同（同）	一九〇九年七月
三姓	吉林省	同（同）	同
哈爾賓	同	同（同）	同
綏芬河	同	同（一八九五年）	同
琿春	同	同（一九〇五年）	一九〇八年二月
龍井村	同	同（同）	一九一〇年一月
拉哈蘇々	同	自開	同
			一九〇九年七月

註　上記各開港場中大東溝は安東稅關に屬し、滿洲里、綏芬河及び拉哈蘇々は哈爾濱稅關の管下にある。なほ三姓はもと哈爾濱の管下にあつたがその後撤廢された。

今、滿洲に於ける貿易の發達を見るに當り、貿易港として僅かに牛莊の一港があるに過ぎなかつた時代は先づ措き、安東、大連、大東溝、滿洲里等が開放されるやうになつた明治四十年を基準として、その後の發達の狀況を見るに滿洲に於ける總貿易額は逐年增加の傾向を辿り、殊に歐洲大戰中には劃期的躍進をなし、其の後も昭和四年に至る迄で順調な發達を續けてゐる。卽ち、明治四十年に六千萬海關兩に過ぎなかつた貿易額は昭和四年には七億五千萬海關兩に、又昭和五年、六年には經濟恐慌に禍され若干の減少を免れなかつたとは云へ七億萬海關兩の巨額に達してゐる。尙、滿洲貿

易に於て看過し得ない一事は滿洲貿易が連年輸出超過を續けつゝあり、而もこの出超が漸次增加の趨勢にあることである。この點は滿洲經濟の力强さを證明するものであつて、その將來の多望を物語るものである。

因みに明治四十年後今日に至る迄の滿洲貿易趨勢並に最近に於ける全滿洲の貿易狀態は左の如くである。

全滿洲貿易額累年比較表　（單位海關兩）

年度	輸移入額	指數	輸移出額	指數	合計	指數	輸移出入超過額（一入超）	指數
明治四十年	三五、五一六、八〇二	四八	二四、四二一、六一七	三三	五九、九二九、四一九	四〇	(一)一一、〇九五、一八五	(一)一〇
同四十一年	六〇、三〇九、〇三三	八二	五五、〇六〇、〇四〇	七四	一一五、三六九、〇七三	七八	(一)五、二四八、九八三	(一)五
同四十二年	七九、〇一四、五三〇	一〇七	九一、九一七、九一九	一二三	一七〇、九三一、四四九	一一五	(一)一一、九〇三、三八九	(一)一〇
同四十三年	八八、八五七、四六四	一一三	九三、五五五、五七二	一二五	一八二、四一三、〇三六	一二三	四、六九八、一〇八	四
同四十四年	一〇三、九四五、七六七	一四一	一〇九、〇五五、七五六	一四六	二一三、九五一、五三三	一四四	五、〇五九、九八九	五
以上五年平均	**七三、五八、七一七**	**一〇〇**	**七四、五九〇、三八一**	**一〇〇**	**一四八、一九、〇九八**	**一〇〇**	**一〇六、一六四**	**一〇**
大正元年	一〇六、一九三、四〇一	一四四	一〇三、三四七、一七二	一二九	二〇九、五四〇、五七三	一四一	(一)二、八四六、三九	(一)二
同二年	一二三、〇三三、一六八	一六五	一一、九三二、八一五	一四五	二三五、九六五、九八三	一五五	(一)一、八九九、六四七	(一)一
同三年	一二九、二〇九、九八一	一七四	一〇三、〇八四、五〇二	一四〇	二三六、一九六、一四八	一五六	三、五三七、〇四五	三
同四年	一〇八、一一一、六四六	一四九	一三〇、八〇七、一三九	一七五	二三八、一九六、一四八	一五六	(一)二一、九七三、八五六	(一)二一
同五年	一二九、五五五、八七二	一七四	一四三、四〇二、九五四	一九二	二七三、四五八、〇〇一	一八四	(一)一、二五一、二五七	(一)一
同六年	一五八、五六二、〇一〇	二一二	一六六、八五六、一六六	二二四	三二五、四一九、一七六	二一九	(一)一、六六一、一四四	(一)一
同七年	一七七、二一九、一五六	二三八	二一二、〇八七、九二七	二八四	三九〇、三〇六、〇八三	二六二	(一)一〇、三六二、九〇	(一)一〇
同八年	二三一、三〇三、五九三	三一〇	二一五、三四四、三五五	二八八	四四六、三四八、九四八	二九九	(一)一九、二九四、八三一	(一)一九
同九年	二〇五、一二九、四二九	二七五	二三五、九二六、四二九	三〇五	四四一、〇五五、八〇八	二九七	二〇、七九六、九七八	二〇

年	輸移入額	指數	輸移出額	指數	合計	指數	輸移出入超過額（一入超）	指數
同十年	二一八、一八七、六七四	二九七	一九六、四三二、〇七二	二六二	四一四、六二〇、七四六	二七九	(一)二一、九九四、六〇二	(一)二一
同十一年	二〇七、〇五五、二三八	二八二	二〇〇、六四八、四七〇	二七二	四〇八、一〇四、七〇八	二七五	(一)七、四〇七、七六八	(一)七
同十二年	二二四、七二一、〇五五	三〇五	二〇四、一八六、一九〇	二七五	四二八、九〇七、二四五	二八八	(一)二〇、五三四、八六五	(一)二〇
同十三年	二七八、八四〇、六一九	三七八	二〇六、〇五五、一六八	二七八	四八四、八九五、七八七	三二六	(一)七一、七八四、四五一	(一)七一
同十四年	(二六二、三三六、八一六)	(一四〇、二九二、)	(一六八、九一三、五八六)	(一一四、八二七、)	(四三一、一五九、四〇二)	(二九〇、一一九、)	(一)九五、四七八、八三〇	(一)九五
昭和元年	(二九四、八三七、四八二)	(一四二、八五五、)	(三〇二、九五五、九〇四)	(一一五、九一四、)	(五九七、七八八、三八六)	(三九八、〇七三、)	(一)一九二、九八二、五七八	(一)一九二
同二年	三一六、八四〇、六一九	四二七	二一〇、〇三三、一六八	一四二	五二六、八七三、七八七	三五一	(一)一〇〇、九七七、四五一	(一)一〇〇
同三年	(三〇二、三三六、八一六)	(一四〇、二九二、)	(一六八、九一三、五八六)	(一一四、八二七、)	(四七一、一五九、四〇二)	(三一四、一一九、)	(一)一三三、四七八、八三〇	(一)一三三
同四年	(二九四、八三七、四八二)	(一四二、八五五、)	(三〇二、九五五、九〇四)	(一一五、九一四、)	(五九七、七八八、三八六)	(三九八、〇七三、)	(一)一九二、九八二、五七八	(一)一九二
同五年	(二九六、六四九、三七六)	(一四二、八五五、)	(三〇六、九九九、四三七)	(一一五、九一四、)	(六〇三、六五五、四一三)	(三九八、〇七三、)	(一)一九六、八二六、五七八	(一)一九六
同六年	(二一八、九四八、九七二)	(一四七、八六八、)	(三三三、四三一、一一八)	(一二五、九二六、)	(五五二、一四〇、一三九)	(三六八、〇七三、)	(一)一一五、五八二、八五三	(一)一一五

註　北支那貿易年報及滿洲貿易年報に據る。
昭和六年度は愛琿を缺く。
括弧を附した金額は滿洲內貿易額を控除した金額である。
指數は明治四十年より四十四年に至る實額平均を百としたものである。
昭和六年度輸移入額が激減してゐるのは滿洲事變の影響による事實上の輸移入減にもよるが、密輸入額が相當あつたことも見逃せない。

内、戎克貿易	滿洲内貿易		總貿易合計	外國品			支那品			輸移入
				輸移入額合計	再輸移出額		純輸移入額合計	再輸移出額		
	移出	移入			支那へ	外國へ		支那へ	外國へ	
	支那品	外國品								
移出計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	五、三六〇、〇〇〇	六、七〇二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇		五、三六〇、〇〇〇		五、三六〇、〇〇〇	六、七〇二、〇〇〇
一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇
一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇
一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇
一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇
一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇
一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇
一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇
一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇
一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇
一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇
一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇		七、三六〇、〇〇〇	八、七〇二、〇〇〇

註　本表は昭和六年滿洲貿易年報に據る。昭和六年度は參考に據る。

滿洲の貿易（單位百萬海關兩）

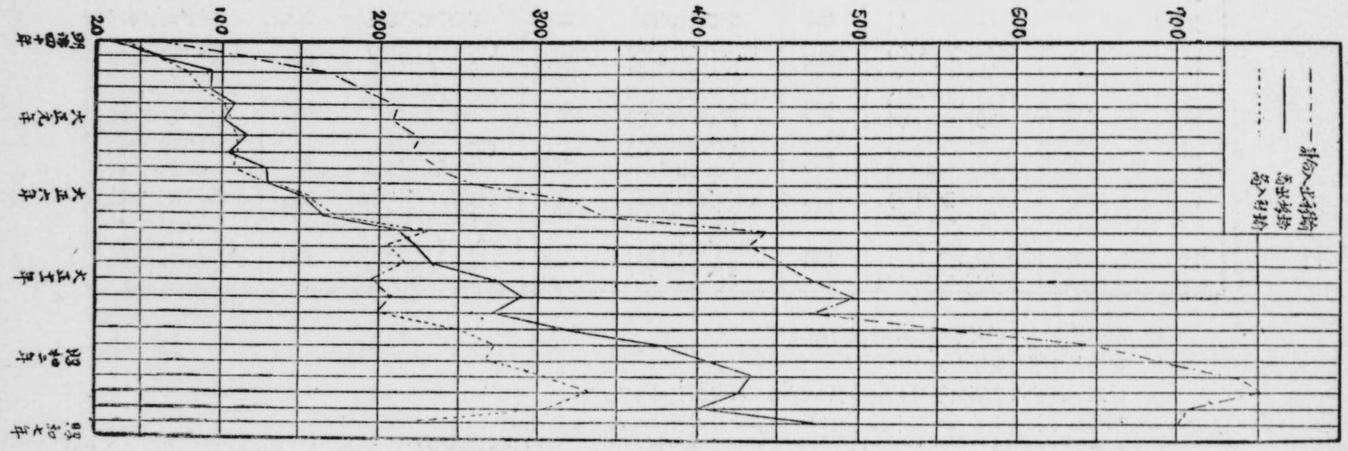

全滿洲輸移出入額累年比較

輸移出
外國へ　昭和二年　二億九千七百七十七萬七千兩
支那へ　昭和二年　一億四千二百七十七萬二千兩
計　昭和二年　四億四千五十四萬九千兩

輸移入
外國より　昭和二年　三億五千四百二十萬四千兩
支那より　昭和二年　一億四千二百七十七萬二千兩
計　昭和二年　五億九千六百九十七萬六千兩

輸移出入
外國へ　昭和四年　三億五千四百二十萬四千兩
支那へ　昭和四年　一億四千二百七十七萬二千兩
計　昭和四年　五億九千六百九十七萬六千兩

輸移出入
外國より　昭和五年　三億五千四百二十萬四千兩
支那より　昭和五年　一億四千二百七十七萬二千兩
計　昭和五年　五億九千六百九十七萬六千兩

輸移出入
外國へ　昭和六年　三億五千四百二十萬四千兩
支那へ　昭和六年　一億四千二百七十七萬二千兩
計　昭和六年　五億九千六百九十七萬六千兩

右は海關兩卽ち銀で現された滿洲貿易額に就いての觀察である。元來滿洲の幣制は銀を以て本位とし、新國家の幣制も同樣の基礎の上に立ち、その經濟は總て銀を基として建てられてゐるから、滿洲自體の貿易を研究するには銀で現された貿易額をその儘用ふるのが最も妥當である事は多言を要しない。且、銀そのものが世界的には一箇の商品に過ぎないのであるから、最近の如く物價低落の甚しい時には銀勘定の貿易額は或る程度其貿易數量の推移をも反映するものと謂ひ得る。然しながら滿洲が支那本土同樣銀貨國であることは金貨國、例へば我國の立場より見る時、相當問題になることは勿論であつて、過去の我國の對滿貿易は銀問題に關聯して概して苦い經驗を嘗めてゐる。勿論個々の場合には滿洲の幣制が銀本位であることに依つて日滿貿易が反つて促進されたこともあらうが、少くとも日滿貿易がこの問題あるが爲めに滿支貿易よりも圓滑に行はれなかつたことは事實であつて、何人もこれを否定し得ないであらう。然し此處ではこれ等の問題に就いてこれ以上述べず、唯滿洲貿易の實體を金貨國のそれと比較する便宜上一應金（米弗）に換算して見るに、海關兩勘定での增加にも拘らず金（米弗）では著しく減退してゐることを知る。左圖はこの關係を示す爲めに作成したものである。

全滿洲貿易指數

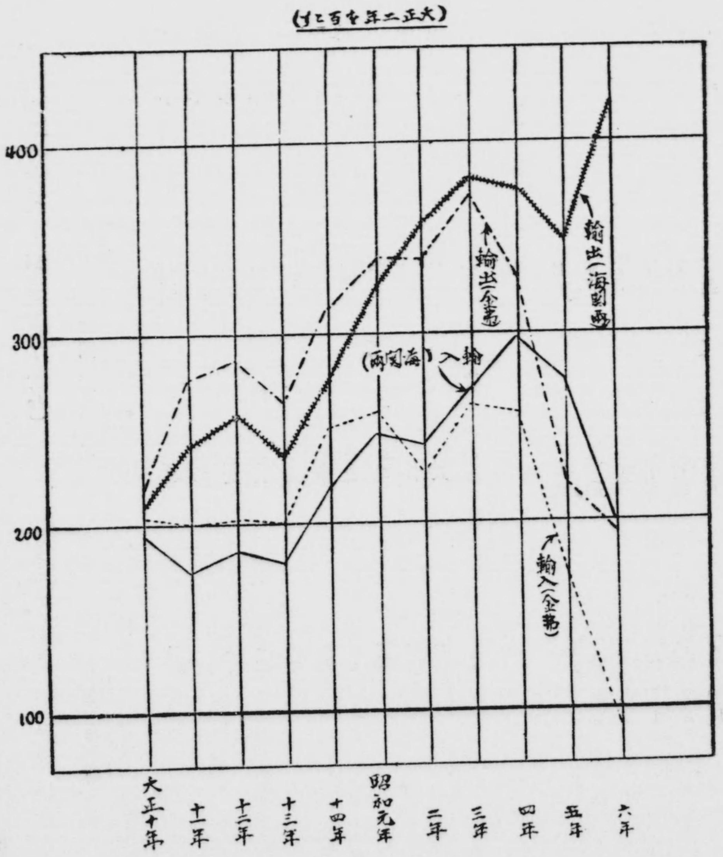

全滿貿易指數（滿洲內貿易を含む）

	海關兩勘定 輸移入	海關兩勘定 輸移出	金弗勘定 輸移入	金弗勘定 輸移出
大正二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同十年	一九四	二〇六	二〇三	二一四
同十一年	一七五	二四一	一九九	二七四
同十二年	一八五	二五八	二〇三	二八三
同十三年	一七九	二三六	一九九	二六二
同十四年	二一八	二七四	二五一	三一五
昭和元年	二四七	三二五	二五七	三三九
同二年	二四〇	三五八	二二七	三三九
同三年	二七〇	三八一	二六三	三七一
同四年	二九四	三七四	二五八	三二八
同五年	二七四	三四八	一七三	二一九
同六年	一九九	四二〇	九三	一九六

海關兩換算表

	日本 圓	米國 弗	英國 志片
大正元年	一・四六	〇・七四	三・〇 5/8
同二年	一・四七	〇・七三	三・〇 1/4
同三年	一・三四	〇・六七	二・八 3/4
同四年	一・二五	〇・六二	二・七 1/8
同五年	一・五四	〇・七九	三・三 13/16
同六年	一・九八	一・〇三	四・三 13/16
同七年	二・七三	一・二六	五・三 7/16
同八年	二・七二	一・三九	六・四
同九年	二・三八	一・二四	六・九 1/2
同十年	一・五七	〇・七六	三・一一 7/16
同十一年	一・七二	〇・八三	三・九
同十二年	一・六三	〇・八〇	三・五 3/4
同十三年	一・九五	〇・八一	三・七 15/16
同十四年	二・〇四	〇・八四	三・五 7/8
昭和元年	一・五八	〇・七六	三・一 3/8
同二年	一・四四	〇・六九	二・九 13/16
同三年	一・五三	〇・七一	二・一一 1/16
同四年	一・三八	〇・六四	二・七 13/16
同五年	〇・九二	〇・四六	一・一〇 11/16
同六年	〇・六九	〇・三四	一・六 7/16

次ぎに、右の滿洲貿易を支那貿易（滿洲を除く）と比較するに、その著しく異る點は前者の發達の割合が後者のそれよりもより速かであつたこと、支那貿易が連年輸入超過なるに反し滿洲貿易は輸出超過を續けつゝあること等である。今滿洲を除く支那貿易と滿洲貿易を支那海關統計の示す處により見るに左の如くである。

支那（滿洲を除く）對外貿易累年比較（單位千海關兩）

年次	輸入 金額	輸入 指數	輸出 金額	輸出 指數	合計 金額	合計 指數	輸出入超過額（一入超）
明治四十年	四二二、〇六四	101	二五三、八五四	九〇	六六五、九一八	九六	(一)一五八、二一〇

年	大以上	輸入		輸出		合計		輸出（－）輸入超過
		金額	指數	金額	指數	金額	指數	
同治九年	均	一、三一四、四七八	四一	一、二九五、五二一	三五	二、六一〇、〇〇一	三四	（一）一七、九五七
同治十年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同治十一年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同治十二年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同治十三年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
光緒元年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同九年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十一年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十二年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十三年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
光緒十四年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十五年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十六年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十七年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十八年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十九年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十一年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十二年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十三年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十四年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十五年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十六年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十七年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十八年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十九年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十一年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十二年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十三年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
光緒三十四年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十五年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十六年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十七年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十八年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十九年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十一年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十二年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十三年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十四年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十五年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十六年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十七年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十八年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十九年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十一年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十二年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十三年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十四年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十五年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十六年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十七年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十八年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十九年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十一年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十二年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十三年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十四年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十五年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十六年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十七年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十八年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十九年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十一年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十二年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十三年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十四年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十五年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十六年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十七年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十八年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十九年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十一年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十二年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十三年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十四年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十五年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十六年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十七年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十八年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十九年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同九十年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同九十一年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同九十二年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同九十三年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同九十四年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同九十五年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同九十六年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同九十七年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同九十八年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同九十九年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同一百年	均	一、三九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一

第一節　概況

滿洲對外貿易累年比較（單位千海關兩）

年次	輸入 金額	輸入 指數	輸出 金額	輸出 指數	合計 金額	合計 指數	輸出（－）輸入超過
同治九年	三、三一四、四七八	四一	一、二九五、五二一	三五	二、六一〇、〇〇一	三四	（一）一七、九五七
同治十年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十一年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十二年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十三年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
光緒元年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同九年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十一年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十二年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十三年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
光緒十四年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十五年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十六年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十七年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十八年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同十九年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十一年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十二年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十三年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十四年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十五年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十六年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十七年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十八年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同二十九年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十一年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十二年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十三年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
光緒三十四年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十五年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十六年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十七年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十八年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同三十九年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十一年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十二年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十三年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十四年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十五年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十六年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十七年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十八年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同四十九年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十一年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十二年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十三年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十四年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十五年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十六年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十七年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十八年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同五十九年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十一年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十二年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十三年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十四年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十五年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十六年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十七年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十八年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同六十九年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十一年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十二年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十三年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十四年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十五年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十六年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十七年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十八年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同七十九年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十一年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十二年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十三年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十四年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十五年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十六年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十七年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十八年	三、九五、五二一	四三	一、二九五、五二一	三五	二、六九一、〇四二	三五	（一）一〇〇、〇〇一
同八十九年	三、九五

同十年	一四四、九六〇	三〇九	一五三、三二一	二六八、四九一	三〇八	三〇一	三八、五七一	三〇	三〇	三〇	三〇
同十一年	二一、二三〇	三一六	一六四、八四一	二八五、八六一	三七三	三八九	四三、四二二	三五	三五	三五	三五
同十二年	一三〇、七四三	三二三	一〇八、四七七	三一六、七五四	四七二	四一三	七五、二六八	六五	六五	六五	六五
同十三年	二六、四九五	三四〇	二〇八、九二	三四、九七二	四八四	四三八	八一、九八二	七〇	七〇	七〇	七〇
同十四年	一五〇、五七六	四〇五	二二三、九二一	三六四、四九七	五九九	五三五	六三、三四五	八五	八五	八五	八五
昭和元年	一七八、六四三	四八一	二六四、六五二	四四三、二九四	六五五	六五五	八六、〇一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同二年	一七九、一五〇九	四八三	二八九、三三七	四六八、八四六	七四四	七四四	一〇五、九一三	一二二	一二二	一二二	一二二
同三年	二一五、七二一	五七五	三一九、六三三	五三三、三五四	七四四	七四四	一〇五、九一三	一二二	一二二	一二二	一二二
同四年	二三〇、〇三三	六一九	三三八、五七四	五五八、五九六	七四四	七四四	九八、五五二	一一四	一一四	一一四	一一四
同五年	二〇六、七五五	五五六	二八八、六七三	四九五、四五八	六四四	六四四	八一、八八八	九四	九四	九四	九四
同六年	一五二、六七六	四二一	三三二、〇七六	四七四、七五二	七二九	七二九	一六九、四〇〇	一九五	一九五	一九五	一九五

註　民國海關統計による。

支那本土の貿易に於て、輸入が輸出に比して遙かに急速に増大しつゝあることは、謂ふ迄もなく支那が原料品供給地乃至製品、半製品供給地としての發展力の増大傾向に比すれば一層急速に列國の商品輸出市場として開拓されつゝあることを示すものであり、この入超額は支那では外債、内債、外國投資若くは巨額の勞働輸出、即ち華僑の送金等に依つて幾分償はれてゐたのである。

次ぎに、最近の世界貿易を見るに、それは昭和四年經濟恐慌の來襲と共に頗る不振となつてゐるが、その主なる原因は物價下落――農産物、原始産物例へば羊毛、珈琲、棉花、銅、護謨、皮革、小麥、砂糖等に於ては殊に甚しかつた――、高關税及び戰債問題等とされてゐる。今、その概要を見るに昭和四年上半期の國際貿易額（米弗）は昭和三年同期に比して四〇%の増加であつたが、下半期に入つて漸次減退し、昭和四年末に於いては反つて遞落傾向をとることゝなり、この現象は昭和五、六、七年と續き、今日に至るも何等回復の徴候を示してゐない。即ち、總貿易額は昭和四年に比して昭和五年は二〇%減、昭和六年は四〇%減、昭和七年（上半期）は六〇%減となつてゐる。因みに大陸別、主要國別貿易額は左表の如くである。

世界大陸別貿易（單位百萬弗）

輸出入	輸出						輸入					
年度	昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
價額	價額	指數	價額	指數	價額	指數	價額	指數	價額	指數	價額	指數
北亞米利加	六、五六一・二	一〇〇	四、八三五・四	七四	三、一六九・二	四八	七、四二三・〇	一〇〇	五、五六一・七	七五	三、六四一・三	四九
南亞米利加	一、八三・〇	一〇〇	一、三五六・七	七三	七四九・七	四〇	二、一三六・六	一〇〇	一、四九二・三	七〇	一、一四三・三	五二
歐洲	一九、六九九・〇	一〇〇	一六、七九六・七	八五	一二、七三三・五	六五	一六、〇〇八・九	一〇〇	一三、六六〇・九	八五	一〇、〇八四・八	六三
亞細亞	四、七三七・五	一〇〇	三、六二八・四	七七	二、六六五・〇	五六	四、九一四・七	一〇〇	三、六九三・七	七五	二、五九四・八	五三
大洋洲	九五八・四	一〇〇	六〇・二	七	三一九・五	三三	八〇・九	一〇〇	六四五・三	七三	四七五・七	五四
亞弗利加	一、五九七・五	一〇〇	一、四〇〇・〇	八八	一、〇八四・九	六八	一、三三四・五	一〇〇	九九八・四	八〇	七三五・三	六〇
合計	三五、四三六・六	一〇〇	二八、六八七・四	八一	二〇、七二・七	五八	三二、六八七・六	一〇〇	二六、〇五二・三	八〇	一八、六七五・二	五七

出			
國	二、九〇四・七	三、〇八九・四	三、八四・三
支那	二八〇・七	三〇六・二	六二一・九
日本	二六五・二	三一三・二	九〇八・〇
合計	一八、九七・九	二〇、〇七二・二	三〇、四六一・五

出			
國	三、七八二・三	三、七八四・三	三、八四・三
支那	六七二・四	六七二・四	六二一・九
日本	九六五・五	九六五・五	九〇八・〇
合計	一九、七九〇・一	二一、一四七・七	三一、一四七・七

出			
國	四、一〇六・七	四、一〇四・一	四、〇四九・一
支那	七一三・八	六六〇・〇	六六〇・〇
日本	九一五・二	九一五・二	九九〇・五
合計	三一、三四三・八	三一、三四三・八	三一、三四三・八

出			
國	三、二〇〇・二	三、二〇〇・二	三、二〇〇・二
支那	四、〇八三・二	四、〇八三・二	四、〇八三・二
日本	一、〇六九・八	一、〇六九・八	一、〇六九・八
合計	五六六・一	五六六・一	一、八六七・五

世界主要國貿易の大勢（單位百萬弗）

輸出入別	國別	北米合衆國	加奈陀	佛蘭西	獨逸	露西亞	英
輸	一九一一—一三年	一、七一四・三	五九九・二	一、五九〇・二	二、四七四・七	六三六・〇	三
輸	一九一三年	一、七九二・六	六九九・一	一、六二五・三	二、五六五・三	七〇七・一	三
輸	一九二六—一九三〇年	四、〇三三・五	一、一三五・〇	二、一〇九〇・五	二、九三六・一	四四八・五	五
輸	一九二六年	四、四三〇・九	一、〇〇八・三	一、九三一・九	二、三八〇・三	三八九・五	六
輸	一九二七年	四、一八四・七	一、〇八七・一	二、〇七七・四	三、三八〇・六	三六七・〇	五
輸	一九二八年	四、〇九一・四	一、一三三・三	二、一一〇三・八	三、三四〇・七	四八六・九	五
輸	一九二九年	四、三九九・四	一、二九九・〇	二、二八二・二	三、二〇三・〇	四五三・五	五
輸	一九三〇年	三、〇六〇・九	一、〇〇八・五	二、〇五八・四	二、四七五・六	五四五・三	五
輸	一九三一年	二、〇九〇・六	六一〇・七	一、六五四・二	一、六〇二・四	五六九・一	三

（單位百萬弗）

輸出														輸入					
合計	日本	支那	英國	墨西哥	獨逸	佛蘭西	加奈陀	北米合衆國	合計	日本	支那	英國	墨西哥	獨逸	佛蘭西	加奈陀	北米合衆國	合計	日本
一、三四五、〇	一三五	一三〇	一、一四五	一四三	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五
一、一四五、〇	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五
一、一四五、〇	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五
一、一四五、〇	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五
一、一四五、〇	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五
一、一四五、〇	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五
一、一四五、〇	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五
一、一四五、〇	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五
一、一四五、〇	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五
一、一四五、〇	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五	一、一四五

世界貿易の趨勢

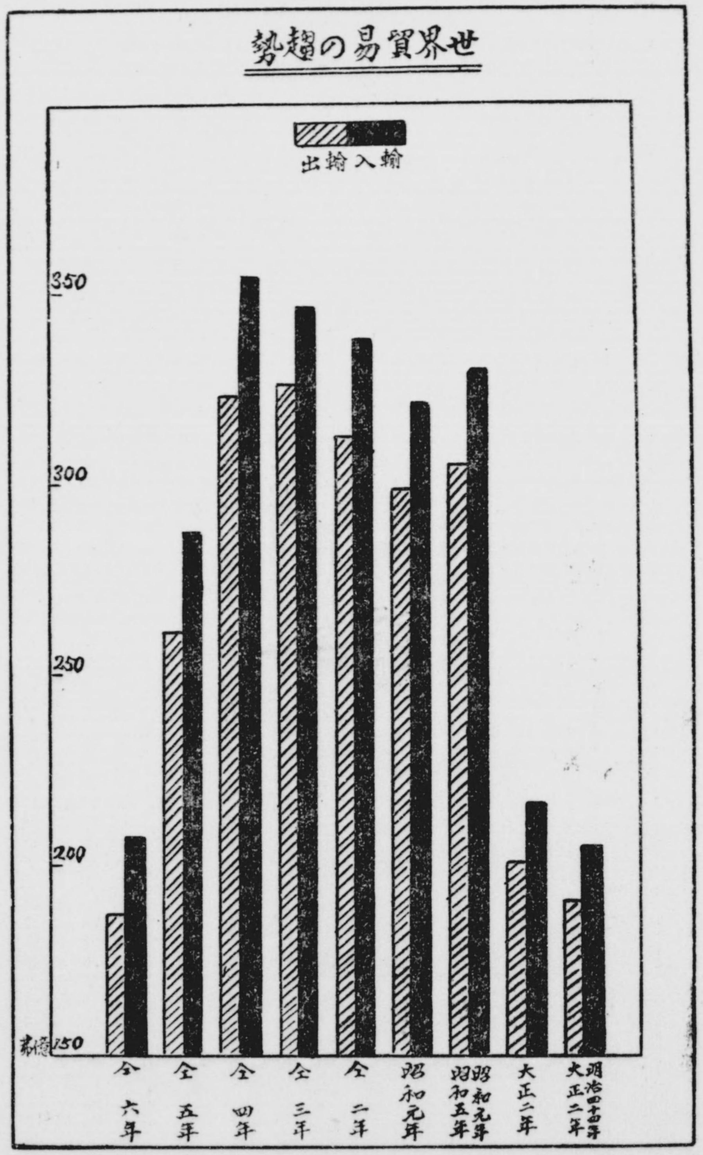
輸入
輸出
350
300
250
200
150
億弗
今六年
今五年
今四年
今三年
今二年
昭和元年
昭和元年
昭和五年
大正二年
明治四十四年
大正二年

註　本表は世界各國（百八ヶ國）の貿易額を弗に換算して、これを合計したものに過ぎず、統計作製上の相違の如きは全然考慮されてゐない。又各國の國境がかなり變更された大戰後の貿易額を大戰前のそれと比較するのは妥當を缺くが、世界貿易の大勢を見る上には差支へないものと思ふ。次ぎに總輸入額が常に總輸出額より多額であるのは輸入に際しては嚴密な計算がなされてゐること、輸出入に於てそれ〴〵評價が相違せること及び輸入價格中には運送費等が加算されてゐること等に因る。

一九三二年コンマース・イヤー・ブックに據る。

この世界貿易の趨勢に比較すると、最近に於ける滿洲貿易額（金弗）の減退も敢へて悲觀する必要はない樣である。殊に滿洲に於ては一般的原因の外に銀問題があり、其他農產物の大下落、輸入稅の金建徵收、新輸入稅則の實施、水害、滿洲事變等の貿易障害があつたことを思へば、その減少割合は寧ろ少なかつたと謂はねばならない。これを貿易數量に就いて見るに輸入では各商品共若干減少してゐるが、輸出では大豆及びその製品、その他の農產物、鹽、柞蠶絲、絹紬石炭及び鑛、金屬等凡て增加してゐる。

第二節　海關別貿易

滿洲の海關は既述した如く現在では大連、安東、牛莊（以上南滿）、哈爾濱、愛琿（以上北滿）龍井村、琿春（以上東滿）の七海關であつて、各海關の貿易額は年によつて多少の相違は免がれないが、大體南滿三海關の貿易額が最も多く總貿易額の九〇％弱を占め、北滿二海關の約一〇％これに次ぎ、東滿二海關のそれは殆ど謂ふに足りない、左表の如し。

琿春			龍井村		合計	
分比	價額	百分比	價額	百分比	價額	百分比
二・五二	四一七	〇・三五	三五二	〇・二九	一二〇、三一六	100・00
一・五四	二八二	〇・二一	九二	〇・〇七	一三三、〇三四	100・00
二・〇四	六九九	〇・二八	四四四	〇・一八	二五三、三五〇	100・00
二・九九	五八四	〇・二五	一、六四七	〇・七〇	二三五、五〇一	100・00
二・一七	二〇七	〇・〇一	六〇一	〇・二五	二四三、七七四	100・00
二・五七	七九一	〇・一七	二、二四八	〇・四七	四七九、二七五	100・00
—	一、一五〇	〇・四八	二、九二一	〇・九二	二三八、一五七	100・00
—	五四〇	〇・二〇	一、〇一九	〇・三三	三〇六、三九一	100・00

滿洲海關別

海關別	價額	大正四年 輸移入	大正四年 輸移出	大正四年 計	大正九年 輸移入	大正九年 輸移出	大正九年 計	大正十四年 輸移入	大正十四年 輸移出	大正十四年 計	昭和二年 輸移入	昭和二年 輸移出	昭和二年 計	昭和三年 輸移入	昭和三年 輸移出	昭和三年 計	昭和四年 輸移入	昭和四年 輸移出	昭和四年 計	昭和五年 輸移入	昭和五年 輸移出	昭和五年 計	昭和六年 輸移入	昭和六年 輸移出	昭和六年 計
大連	價額	四、三五、四三五	五八、四七五	101、00六	四九、八七五	四三、六四五	九三、五二〇	二四、七三四	三五、〇三九	五九、七七三	三三、八七七	三五、〇三四	六八、九一一	四三、七五二	三五、〇三五	七八、七八七	四三、〇三一	三四、八三四	七七、八六五	四三、三四一	三四、八三四	七八、一七五	四三、三四一	三四、八三四	七八、一七五
	百分比	四三、六四五	四三、六四五	八七、二九〇	四三、六四五	四三、六四五	八七、二九〇	四三、六四五	四三、六四五	八七、二九〇	四三、六四五	四三、六四五	八七、二九〇	四三、六四五	四三、六四五	八七、二九〇	四三、六四五	四三、六四五	八七、二九〇	四三、六四五	四三、六四五	八七、二九〇	四三、六四五	四三、六四五	八七、二九〇
安東	價額	四三、五六一	四三、五六一	八七、一二二	四三、五六一	四三、五六一	八七、一二二	四三、五六一	四三、五六一	八七、一二二	四三、五六一	四三、五六一	八七、一二二	四三、五六一	四三、五六一	八七、一二二	四三、五六一	四三、五六一	八七、一二二	四三、五六一	四三、五六一	八七、一二二	四三、五六一	四三、五六一	八七、一二二

註　北支那及滿洲貿易統計による。大正十四

海關別貿易（單位千海關兩）

比	安東 價額	安東 百分比	牛莊 價額	牛莊 百分比	哈爾濱 價額	哈爾濱 百分比	愛琿 價額	愛琿 百分比	琿春 價額	琿春 百分比	龍井村 價額	龍井村 百分比	合計 價額	合計 百分比
三五・三五	二八、七四五	二三・八九	二七、二三四	二二・六四	一八、〇〇四	一四・九六	三、〇三二	二・五二	四一七	〇・三五	三五三	〇・二九	一二〇、三一六	一〇〇・〇〇
四三・九五	一五、五一八	一一・六六	二四、七三〇	一八・五九	三一、八九三	二三・九七	二、〇四七	一・五四	二八二	〇・二一	九三	〇・〇七	一三三、〇三四	一〇〇・〇〇
三九・八七	四四、二六三	一七・四七	五一、九六四	二〇・五一	四九、八九七	一九・六九	五、〇七九	二・〇四	六九九	〇・二八	四四四	〇・一八	二五三、二五〇	一〇〇・〇〇
四〇・二九	六七、四三八	二八・六四	四一、八九五	一七・七九	二二、〇一九	九・三五	七、〇四三	二・九九	五八四	〇・二五	一、六四七	〇・七〇	二三五、五〇一	一〇〇・〇〇
三九・三七	四四、〇三三	一八・〇六	一八、〇四〇	七・四〇	三〇、六六九	一二・五八	五、二九一	二・一七	二〇七	〇・〇一	六〇一	〇・二五	二四三、七七四	一〇〇・〇〇
四九・九九	一一一、四七一	二三・二六	五九、九三四	一二・五一	五二、八八八	一一・〇三	一二、三三四	二・五七	七九一	〇・一七	二、二四八	〇・四七	四七九、二七五	一〇〇・〇〇
四〇・三四	四三、一三九	一七・六九	五九、四五三	二四・九六	一二、八二九	五・三九	一〇	—	一、一五〇	〇・四八	二、九三二	〇・九二	二三八、一五七	一〇〇・〇〇
三九・六四	四四、〇七六	一四・三九	三二、三三三	一〇・三三	四六、六三三	一五・三三	六六	—	五四〇	〇・二〇	一、〇一九	〇・三三	三〇六、三九一	一〇〇・〇〇
三五・三五	八六、二二五	一五・八三	九〇、七七五	一六・六七	五九、四六一	一〇・九三	七六	—	一、六九一	〇・三一	三、九四〇	〇・七二	五四四、五四七	一〇〇・〇〇
三三・八一	四四、六三六	一六・五〇	五六、九六九	二一・〇六	二〇、二四三	七・四八	一四〇	〇・〇五	一、三七四	〇・五一	四、二六一	一・五八	二七〇、五〇八	一〇〇・〇〇
三九・七三	四九、〇八五	一三・五一	三二、二八四	八・八六	六一、三三一	一六・八三	一〇七	〇・〇三	七八一	〇・二一	二、九〇三	〇・八〇	三六三、三一四	一〇〇・〇〇
三六・七八	九三、七三二	一四・七九	八九、二五三	一四・〇八	八一、三七四	一三・八四	二四七	〇・〇四	二、一五五	〇・三四	七、一八四	一・一三	六三三、八二二	一〇〇・〇〇
三四・九八	四三、四六四	一六・一九	四七、〇九四	一七・九五	二三、〇三六	八・四〇	一一一	〇・〇四	一、三三四	〇・五一	五、〇八一	一・九四	二六二、三三七	一〇〇・〇〇
三七・〇四	六三、五四八	一五・八四	三三、六五六	八・一四	七〇、七四〇	一七・六三	七三	〇・〇二	一、〇二九	〇・二六	四、三五三	一・〇八	四〇一、二八三	一〇〇・〇〇
三六・三三	一〇六、〇一一	一五・九七	七九、七五〇	一二・〇一	九二、七六六	一三・九八	一八二	〇・〇三	二、三六三	〇・三六	九、四三四	一・四二	六六三、六二〇	一〇〇・〇〇
三六・三一	四八、四三九	一六・四三	四五、八三四	一五・五五	二七、九二五	九・四七	一四三	〇・〇五	一、四四三	〇・四九	五、〇五九	一・七二	二九四、八三七	一〇〇・〇〇
六〇・八九	四九、五三五	一一・五六	三五、二六七	八・二三	七七、九一三	一八・一八	二〇四	〇・〇五	一、六四八	〇・三八	三、〇六四	〇・七一	四二八、六四〇	一〇〇・〇〇
三九・〇二	九七、九六四	一三・五四	八一、一一〇	一一・二二	一〇五、八二九	一四・六三	三四六	〇・〇五	三、〇九一	〇・四三	八、二二三	一・一三	七二三、四七七	一〇〇・〇〇
六三・九一	四九、九八八	一五・五〇	四八、八九七	一五・一七	一五、七五三	四・八九	二三	〇・〇一	一、〇〇九	〇・三一	三、九二三	一・二二	三二二、四〇三	一〇〇・〇〇
七一・二五	四三、七九三	一〇・一三	三四、〇〇六	八・〇四	四一、〇三六	九・七〇	九	—	九二三	〇・二三	三、二六四	〇・七五	四三二、八七三	一〇〇・〇〇
六七・五八	九三、七八〇	一三・四五	八三、九〇三	一一・二三	五六、七七八	七・六三	三一	—	一、九二〇	〇・二六	七、一八七	〇・九六	七四五、二七六	一〇〇・〇〇
六〇・五七	四四、一〇三	一四・八七	五三、五八三	一七・七三	一六、一四四	五・四四	七	—	九八三	〇・三三	三、一三五	一・〇六	二九六、六四九	一〇〇・〇〇
六一・〇四	五三、八五〇	一三・五五	四四、五〇三	一一・二一	五一、二七七	一三・一五	二	—	七七三	〇・二〇	二、五三〇	〇・六五	三八九、九九〇	一〇〇・〇〇
六〇・八四	九六、九五三	一四・一三	九七、〇八六	一四・一四	六七、四三一	九・八二	九	—	一、七五六	〇・二六	五、六六五	〇・八三	六八六、六三九	一〇〇・〇〇
六四・八五	二五、八一九	一一・七九	三〇、七四一	一四・〇四	一六、〇二七	七・三二			一、二六一	〇・五三	三、二〇二	一・四六	二一八、九四九	一〇〇・〇〇
五九・六五	四五、七四三	九・六五	九四、九三六	二〇・〇三	四六、八二八	九・八八	不明		一、七五八	〇・三七	二、〇三三	〇・四三	四七三、八六九	一〇〇・〇〇
六一・二八	七一、五六三	一〇・三三	一二五、六七七	一八・一四	六二、八五五	九・〇七			二、九二〇	〇・四三	五、一三九	〇・七四	六九二、八一八	一〇〇・〇〇

る。大正十四年以前の數字には滿洲内貿易を含む。

大連海關は滿洲に於ける代表的國際貿易港で、その貿易額は近年總貿易額の六〇%前後を占め、常に輸出超過である。これは日露戰爭後滿鐵が大連中心主義をとり、幾多貿易上の施設を計つた爲めであつて、殊に大連を搾油工業の中心地としたことは、その輸出貿易を發展せしむる上に與つて力があつた。尙大連海關の貿易額が昭和四年に激增して居るのは露支紛爭による哈爾濱貿易額減少の影響であり、以後漸減してゐるのは、この紛爭が緩和された事及び牛莊安東兩海關貿易額增加の結果である。因みに同港最近に於ける貿易狀態は左表の如くである。

大連港輸移出入貿易額累年比較

	昭和四年（滿關兩）	昭和五年（滿關兩）	昭和六年（滿關兩）
輸移出 外國へ	二三九、三二〇、一八三	一八五、五〇三、一二五	二二六、七〇二、九七三
輸移出 支那へ 計	六二、五三三、八七八	五二、五五二、六六五	六五、八六七、三九二
輸移出 支那へ 外國品 外國より	三〇〇、八六四、〇四一	二三八、〇五五、七九〇	二八二、五七〇、三六五
輸移出 支那へ 外國品 支那より	一五一、三二四、九〇六	一三六、八四八、八七六	一〇八、四二六、九七三
輸移入 支那品 計	一一、一六三、五〇九	一一、〇九八、五七八	三、六一三、一〇七
總貿易額	四〇、三三三、六七六	三一、七四六、三四七	二九、九五八、九九〇
再輸移出額 外國へ	二〇二、八一一、〇九一	一七九、六九四、八〇一	一四一、九九九、〇七〇
再輸移出額 支那へ	五〇三、六七五、一三一	四一七、七五〇、五九一	四二四、五六九、四三五
外國品 純輸移入額	八、六二一、〇六二	八、七〇二、九三五	七、一〇八、四六二
外國品 再輸移出額	一、五三〇、〇九九	二、五九八、七七一	三、二〇三、〇〇〇
支那品 外國へ	七、〇九〇、九六三	六、一四三、一六四	三、九〇五、四六二
支那品 支那へ	一五三、八六七、三九三	一三九、二四五、五一九	一〇四、九三一、六一八
純移入額	三、二〇四、五六九	二、二三五、三三〇	二、一六〇、五〇三
	二、九五八、八五三	二、二〇九、五一六	一、九八七、五三三
	二四五、七一七	二五、八〇四	一七二、九七〇
	二七、一二八、一〇七	二九、五二一、〇二七	二七、九八八、四八七

國別	昭和四年 輸出	昭和四年 輸入	昭和四年 合計	昭和五年 輸出	昭和五年 輸入	昭和五年 合計	昭和六年 輸出	昭和六年 輸入	昭和六年 合計
英領印度	七、一〇二、四一六	四、三五一、四一八	一一、四五三、八三四	六、四〇七、一三三	四、一〇一、一五〇	一〇、五〇八、二八三	四、三四五、〇〇九	三、四一九、三四三	七、七六四、三五二
蘭領印度	一、六四一、一四一	一、一四一、一四一	二、七八二、二八二	一、四一九、一四一	一、一四一、一四一	二、五六〇、二八二	一、四一九、一四一	一、一四一、一四一	二、五六〇、二八二
香港	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二
支那	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二
朝鮮	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二
日本	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二
其他	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二
計	一四、一四一、一四一	一〇、一四一、一四一	二四、二八二、二八二	一二、一四一、一四一	一〇、一四一、一四一	二二、二八二、二八二	一〇、一四一、一四一	一〇、一四一、一四一	二〇、二八二、二八二

大連港貿易の主要取引國別年比較

（單位　海關兩）

註　本表は昭和六年滿洲貿易年報による。

國別	昭和四年 輸出	昭和四年 輸入	昭和四年 合計	昭和五年 輸出	昭和五年 輸入	昭和五年 合計	昭和六年 輸出	昭和六年 輸入	昭和六年 合計
英領印度	一一、五八六、四一六	四、三五一、四一八	一九、三四六、四一六	一〇、四一九、一三三	四、一〇一、一五〇	一四、五二〇、二八三	六、四〇七、一三三	四、一〇一、一五〇	一〇、五〇八、二八三
蘭領印度	六、二九八、九三三	一、一四一、一四一	七、四三九、〇七四	四、一四一、一四一	一、一四一、一四一	五、二八二、二八二	四、一四一、一四一	一、一四一、一四一	五、二八二、二八二
香港	一一、三四一、八六五	一、一四一、一四一	一二、四八二、〇〇六	九、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一〇、二八二、二八二	九、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一〇、二八二、二八二
支那	九、三〇一、五六七	一、一四一、一四一	一〇、四四二、七〇八	六、一四一、一四一	一、一四一、一四一	七、二八二、二八二	六、一四一、一四一	一、一四一、一四一	七、二八二、二八二
朝鮮	三、一四一、一四一	一、一四一、一四一	四、二八二、二八二	三、一四一、一四一	一、一四一、一四一	四、二八二、二八二	三、一四一、一四一	一、一四一、一四一	四、二八二、二八二
日本	一〇、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一一、二八二、二八二	一〇、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一一、二八二、二八二	一〇、一四一、一四一	一、一四一、一四一	一一、二八二、二八二
其他	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二	一、一四一、一四一	一、一四一、一四一	二、二八二、二八二
計	五四、一四一、一四一	一〇、一四一、一四一	六四、二八二、二八二	四四、一四一、一四一	一〇、一四一、一四一	五四、二八二、二八二	四四、一四一、一四一	一〇、一四一、一四一	五四、二八二、二八二

註　昭和六年度滿洲貿易年報による。

牛莊の貿易額は、大正元年迄は滿洲第一位であつたが、以後大連貿易の隆盛に押されて停頓狀態に陷り、滿洲總貿易額に對する當港貿易額の占むる割合は漸減して、最近では一〇%前後となつた。唯、當港の貿易額は昭和五年以來銀安、支那鐵道の運賃政策及び課稅關係の好轉等の原因で稍々增加して居る。

而して、牛莊貿易の特徵は、我が貿易の盛んなこと及び連年輸移入超過を續けつゝあること等で、（昭和六年以後は滿洲事變の影響で輸出超過となつてゐる）それは古くより支那本土と地理的、商業的に密接な關係があつたことより推して當然のことであり、又漸次輸移入超過港となつたことは輸出貿易の隆盛を大連に奪はれたことにも原因してゐる。

而して當港最近の貿易狀態は左表の如し。

牛莊港輸移出入貿易額累年比較

輸移出入	昭和四年 海關兩	昭和五年 海關兩	昭和六年 海關兩
輸移出 支那へ	二二、二八二、四二五	一〇、五二二、四四五	五、三四九、三五二
外國へ	二、二八二、二八二	三、一四一、一四一	一、一四一、一四一
計	二四、五七一、七〇七	一三、六六三、五八六	六、四九〇、四九三

牛莊港貿易の主要取引國別

（單位海關兩）

國別		朝鮮	日本	香港	英領印度	英領緬甸	佛領印度支那	露領（舊西伯利亞）	獨逸	白耳義	和蘭	總計
昭和四年	輸出	一〇、三四八、四五九	六五六、三四三	三、八四〇、七五五	九二、八七七	三三、五五二	四三、八六六	一九九、六六六	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	一、一四五、四四五	三、四〇〇、三四二
	輸入	一、一三〇、一三五	六五六、三四三	一、一三〇、一三五	三三、五五二	四三、八六六	一九九、六六六	四三、八六六	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	一、一四五、四四五	三、四〇〇、三四二
	合計	一、一三〇、一三五	六五六、三四三	三、八四〇、七五五	九二、八七七	三三、五五二	四三、八六六	一九九、六六六	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	一、一四五、四四五	三、四〇〇、三四二
昭和五年	輸出	一、一四八、四四五	六五七、三四三	三、八四〇、七五五	九二、八七七	三三、五五二	四三、八六六	一九九、六六六	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	一、一四五、四四五	三、四〇〇、三四二
	輸入	一、一三〇、一三五	六五六、三四三	一、一三〇、一三五	三三、五五二	四三、八六六	一九九、六六六	四三、八六六	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	一、一四五、四四五	三、四〇〇、三四二
	合計	一、一三〇、一三五	六五六、三四三	三、八四〇、七五五	九二、八七七	三三、五五二	四三、八六六	一九九、六六六	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	一、一四五、四四五	三、四〇〇、三四二
昭和六年	輸出	一、一四八、四四五	六五七、三四三	三、八四〇、七五五	九二、八七七	三三、五五二	四三、八六六	一九九、六六六	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	一、一四五、四四五	三、四〇〇、三四二
	輸入	一、一三〇、一三五	六五六、三四三	一、一三〇、一三五	三三、五五二	四三、八六六	一九九、六六六	四三、八六六	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	一、一四五、四四五	三、四〇〇、三四二
	合計	一、一三〇、一三五	六五六、三四三	三、八四〇、七五五	九二、八七七	三三、五五二	四三、八六六	一九九、六六六	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	一、一四五、四四五	三、四〇〇、三四二

註　前表に同じ。

安東の貿易は陸路貿易と海路貿易とより成り、現在は安奉線經由の陸路貿易が遙かに海路貿易を凌いでゐる。但し、昭和五年當港特權の一つであつた陸關稅三分の一減が撤廢されるに至つてからは、陸路貿易が幾分衰退した樣である。卽ち、當港貿易額が昭和五年度に幾分增加し、昭和六年度に減少したのは、昭和五年度には特に栗の朝鮮輸出大

第二節　海關別貿易

第二章　滿洲の外國貿易

滿洲の外國貿易

		輸移入			總貿易							
		外國品				外國品						
		支那より				支那						
		外國品	支那品			外國品	支那品					
		支那より移入	純移入	再輸移出		支那へ移出	純移入	再輸移出				
昭和四年	輸出	一、五七九、八四五、四五五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五	三、四四〇、〇三五	三、四〇〇、三四二
	輸入	四、四五八、四四五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五	三、四四〇、〇三五	三、四〇〇、三四二
	合計	二八、九七七、八四五、四五五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五	三、四四〇、〇三五	三、四〇〇、三四二
昭和五年	輸出	一、五七九、八四五、四五五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五	三、四四〇、〇三五	三、四〇〇、三四二
	輸入	四、四五八、四四五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五	三、四四〇、〇三五	三、四〇〇、三四二
	合計	二八、九七七、八四五、四五五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五	三、四四〇、〇三五	三、四〇〇、三四二
昭和六年	輸出	一、五七九、八四五、四五五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五	三、四四〇、〇三五	三、四〇〇、三四二
	輸入	四、四五八、四四五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五	三、四四〇、〇三五	三、四〇〇、三四二
	合計	二八、九七七、八四五、四五五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五	三、四四〇、〇三五	三、四〇〇、三四二

（內）滿洲內貿易

		移入			移出			合計		
		外國品	支那品		外國品	支那品				
		支那國より移入	純移入	再輸移出	支那國へ移出	純移出	再輸移入			
昭和四年	對朝鮮貿易	四、五八九、四五八	一、五七九、八四五	四三、八四五	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	四三、八四五	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二
	對關東州貿易	一、〇〇三、五三八	四三、八四五	一、三三四、四四五	四三、八四五	四三、八四五	一、三三四、四四五	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二
	對支那貿易	六五六、三四三	四三、八四五	四三、八四五	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	一、三三四、四四五	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二
	對外國貿易	二八、九七七、八四五、四五五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五
	計	二八、九七七、八四五、四五五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五
昭和五年	對朝鮮貿易	四、四五八、四四五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五
	對關東州貿易	一、〇〇三、五三八	四三、八四五	一、三三四、四四五	四三、八四五	四三、八四五	一、三三四、四四五	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二
	對支那貿易	六五六、三四三	四三、八四五	四三、八四五	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	一、三三四、四四五	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二
	對外國貿易	二八、九七七、八四五、四五五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五
	計	二八、九七七、八四五、四五五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五
昭和六年	對朝鮮貿易	四、四五八、四四五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五
	對關東州貿易	一、〇〇三、五三八	四三、八四五	一、三三四、四四五	四三、八四五	四三、八四五	一、三三四、四四五	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二
	對支那貿易	六五六、三四三	四三、八四五	四三、八四五	一、三三四、四四五	一、四三四、四五五	一、三三四、四四五	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二	三、四〇〇、三四二
	對外國貿易	二八、九七七、八四五、四五五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五
	計	二八、九七七、八四五、四五五	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	二八、九七七、八四五、四五五	四八、七四三、一三七	四三、八四五、五五二	四九、二七四、四五五	八、四三五、一三五	四、四九二、〇三五

註　前表に同じ。

豆及高粱の對支移出が增加したことにも依るが、一面陸境貿易の特典が廢止された結果朝鮮より滿洲に輸入される綿絲布を主とし、清酒、棉花、水產物、護謨靴、地下足袋、セメント、罐詰類等である。

——朝鮮よ

が衰退したことに依る。

尙、當港貿易に就いて注意すべきは密貿易が特に多期に於て盛んに行はれつゝあることである。

左表は最近の安東貿易狀態を示すものである。

安東港輸移出入貿易額累年比較

國別	年次	昭和四年	昭和五年	昭和六年
輸出	支那本鮮	六、九五〇、二三四	六、八〇一、二三四	六、九五〇、二三四
	外國品	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七
	計	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、〇五〇、九三一
輸入	支那本鮮	四、九八七、五三四	四、一〇〇、九三四	三、八〇〇、九三四
	外國品	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七
	計	六、二八八、二三一	五、二〇〇、六三一	四、九〇〇、六三一
合計	輸出	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、〇五〇、九三一
	輸入	六、二八八、二三一	五、二〇〇、六三一	四、九〇〇、六三一
	計	一四、五三九、一六二	一三、一〇一、五六二	一二、九五〇、五六二

安東港貿易の主要取引國別累年比較

（單位海關兩）

國別	年次	昭和四年	昭和五年	昭和六年
輸出	支那本鮮	六、九五〇、二三四	六、八〇一、二三四	六、九五〇、二三四
	外國品	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七
	計	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、〇五〇、九三一
輸入	支那本鮮	四、九八七、五三四	四、一〇〇、九三四	三、八〇〇、九三四
	外國品	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七
	計	六、二八八、二三一	五、二〇〇、六三一	四、九〇〇、六三一
合計	輸出	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、〇五〇、九三一
	輸入	六、二八八、二三一	五、二〇〇、六三一	四、九〇〇、六三一
	計	一四、五三九、一六二	一三、一〇一、五六二	一二、九五〇、五六二

（內）戎克貿易　移入　合計　移出　合計

昭和四年	輸出	支那本鮮	六、九五〇、二三四	六、八〇一、二三四	六、九五〇、二三四	六、八〇一、二三四	六、九五〇、二三四	六、八〇一、二三四
		外國品	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七
		計	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一
	輸入	支那本鮮	四、九八七、五三四	四、一〇〇、九三四	四、九八七、五三四	四、一〇〇、九三四	四、九八七、五三四	四、一〇〇、九三四
		外國品	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七
		計	六、二八八、二三一	五、二〇〇、六三一	六、二八八、二三一	五、二〇〇、六三一	六、二八八、二三一	五、二〇〇、六三一
	合計	輸出	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一
		輸入	六、二八八、二三一	五、二〇〇、六三一	六、二八八、二三一	五、二〇〇、六三一	六、二八八、二三一	五、二〇〇、六三一
		計	一四、五三九、一六二	一三、一〇一、五六二	一四、五三九、一六二	一三、一〇一、五六二	一四、五三九、一六二	一三、一〇一、五六二
昭和五年	輸出	支那本鮮	六、八〇一、二三四	六、九五〇、二三四	六、八〇一、二三四	六、九五〇、二三四	六、八〇一、二三四	六、九五〇、二三四
		外國品	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七
		計	七、九〇一、九三一	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、二五〇、九三一
	輸入	支那本鮮	三、八〇〇、九三四	四、一〇〇、九三四	三、八〇〇、九三四	四、一〇〇、九三四	三、八〇〇、九三四	四、一〇〇、九三四
		外國品	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七
		計	四、九〇〇、六三一	五、二〇〇、六三一	四、九〇〇、六三一	五、二〇〇、六三一	四、九〇〇、六三一	五、二〇〇、六三一
	合計	輸出	七、九〇一、九三一	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、二五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、二五〇、九三一
		輸入	四、九〇〇、六三一	五、二〇〇、六三一	四、九〇〇、六三一	五、二〇〇、六三一	四、九〇〇、六三一	五、二〇〇、六三一
		計	一二、八〇一、五六二	一三、四五〇、五六二	一二、八〇一、五六二	一三、四五〇、五六二	一二、八〇一、五六二	一三、四五〇、五六二
昭和六年	輸出	支那本鮮	六、九五〇、二三四	六、八〇一、二三四	六、九五〇、二三四	六、八〇一、二三四	六、九五〇、二三四	六、八〇一、二三四
		外國品	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七
		計	八、〇五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、〇五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、〇五〇、九三一	七、九〇一、九三一
	輸入	支那本鮮	三、八〇〇、九三四	四、一〇〇、九三四	三、八〇〇、九三四	四、一〇〇、九三四	三、八〇〇、九三四	四、一〇〇、九三四
		外國品	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七	一、一〇〇、六九七	一、三〇〇、六九七
		計	四、九〇〇、六三一	五、二〇〇、六三一	四、九〇〇、六三一	五、二〇〇、六三一	四、九〇〇、六三一	五、二〇〇、六三一
	合計	輸出	八、〇五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、〇五〇、九三一	七、九〇一、九三一	八、〇五〇、九三一	七、九〇一、九三一
		輸入	四、九〇〇、六三一	五、二〇〇、六三一	四、九〇〇、六三一	五、二〇〇、六三一	四、九〇〇、六三一	五、二〇〇、六三一
		計	一二、九五〇、五六二	一三、一〇一、五六二	一二、九五〇、五六二	一三、一〇一、五六二	一二、九五〇、五六二	一三、一〇一、五六二

總計	北米合衆國	和蘭	自耳義	獨逸	佛蘭西	英吉利	英領印度	香港
四、七二〇、八六九						五三		
四、九八六、三〇四	八四、七三〇	八、八〇三	二、八六〇、八二〇	二、八六〇、八二〇	四三九	七〇、二三一	三、七五一	二二、三五三
九二七、〇三三	八四、七三〇	八、八〇三	二、八六〇、八二〇	二、八六〇、八二〇	四三九	七〇	三、七五一	二二、三五三
五二、八四九						四六三		一、七三三
四、一〇二、一五五	一、〇九五	八六、五二一	八六、五二一	一、〇九五	一、〇二三、一六三	五四、五六三	一、〇九五	四九、四三三
九八五、一九八	一、〇九五	八六、五二一	八六、五二一	一、〇九五	一、〇二三、一六三	五四、〇四三	一、〇九五	四二、一四三
四五、七四三、三四〇						四、七八三		一〇、三九五
五、八四九、九六一	八四、七三〇	八、八〇三	二、八六〇、八二〇	二、八六〇、八二〇	四三九	三三、四四五、五五八	三、七五一	五五、七五五
七一五、二六四	八四、七三〇	八、八〇三	二、八六〇、八二〇	二、八六〇、八二〇	四三九	三、〇五八、九〇二	三、七五一	五五、八一〇

註　前表に同じ。

左表は當管區内貿易の最近事情を示す。

哈爾濱の貿易は大體輸入超過であり、その總貿易額は近年全滿貿易額の一〇%前後である。而して當海關の貿易は殆んど對露貿易であるから、その貿易消長は露國の經濟狀態、露支政治經濟關係に影響さるゝ處が極めて大きい。同國革命以後の減退、露支紛爭當時の衰退はこの間の事情を雄辯に物語るものである。當海關で對露貿易に次ぐものは對合衆國貿易であつて、その主要貿易品は毛皮類である。尚、哈爾濱貿易に於て注意すべきことは、統計の上で對露貿易となつてゐるもの、中、少なからざる部分が浦鹽經由で我國市場並に歐洲各國に向けられつゝあることである。

第二節　海關別貿易

哈爾濱管區輸移出入貿易額累年比較

貿易額	合計	移入	支外	移出	計	那國	支外	純再輸移入	品額	那國	移出	再輸移出	品額	支外	純再輸移入	品額	那國	移入	再輸移出	品額	支外	純再輸移出	品額
一、三五五、五四〇	三、九二五、九三五			八四三、五七九				一四、九二一、三三〇															
三、三九三、五六〇	二、五四〇、九三三			八四三、五七九				一四、九二一、三三〇															
一、三五五、五四〇	三、九二五、九三五			八四三、五七九				一四、九二一、三三〇															
三、三九三、五六〇	二、五四〇、九三三			八四三、五七九				一四、九二一、三三〇															

貿易額	昭和四年
四一、〇三五、七七七	
五五、三六八、四七七	

貿易額	昭和五年
五三、三六八、四七七	

貿易額	昭和六年
四六、六三四、四四四	
三五、六六六	
四六、八〇六、五五五	

哈爾濱管區貿易の主要取引國別累年比較　（單位海關兩）

國別	昭和四年 輸出	昭和四年 輸入	昭和四年 合計	昭和五年 輸出	昭和五年 輸入	昭和五年 合計	昭和六年 輸出	昭和六年 輸入	昭和六年 合計
總計	四、〇三五、九七〇	五、七五六、六三〇	五、七九一、六〇〇	五、三六、八四五	六、三六、四四九	六、四一、六九四	四、六六、〇四〇	六、〇五六、七三一	六、一〇二、七七一
北滿各關	三四五、九七〇	二八六、三七七	四六四、三四七	三七七、三六五	三六四、三六五	七四一、七三〇	三九、一四六	三六、三六五	七五、五一一
西滿各關	一九四、四〇〇	三〇二、八五五	四九七、二五五	一四三、四七九	三〇一、九四六	四四五、四二五	一七四、八六一	三〇一、九四六	四七六、八〇七
東滿各關	三、四五、八九六	三、三六、九七七	六、四七、八七三	四、三六、四七九	三、三六、四七九	七、七三、九五八	三、四六、四七九	三、三六、四七九	六、七三、九五八
鐵嶺	一〇七	四、四七、〇七五	四、四七、一八二	一〇七	四、四七、〇七五	四、四七、一八二	一〇七	四、四七、〇七五	四、四七、一八二
營口	一、一九五、四三〇	一、一九五、四三〇	二、三九〇、八六〇	一、一九五、四三〇	一、一九五、四三〇	二、三九〇、八六〇	一、一九五、四三〇	一、一九五、四三〇	二、三九〇、八六〇
安東	二、三六、二四八	二、三六、二四八	四、三六、四九六	二、三六、二四八	二、三六、二四八	四、三六、四九六	二、三六、二四八	二、三六、二四八	四、三六、四九六
大連	一、一九五、四三〇	一、一九五、四三〇	二、三九〇、八六〇	一、一九五、四三〇	一、一九五、四三〇	二、三九〇、八六〇	一、一九五、四三〇	一、一九五、四三〇	二、三九〇、八六〇

註　前表に同じ。

國別	昭和四年 輸出	昭和四年 輸入	昭和四年 合計	昭和五年 輸出	昭和五年 輸入	昭和五年 合計	昭和六年 輸出	昭和六年 輸入	昭和六年 合計
日本	二、六九、一	六、七五、一	六、四九、六	六、三七、三	九、四四、九	一〇〇、二六	九〇、四六	三〇一、六四二	三一〇、六八
鮮那	九、一	三、五五、一	四七、四	一、四〇五、六	一、四六、一	二、八四三、一	一、〇〇三、一	一、九二、五六	三、〇二、七九
關東廳	一〇七	五、六、一	五、六、一	一、四六、一	一、四六、一	二、八四三、一	一、四六、一	一、四六、一	二、八四三、一
英領印度	四、〇三五、九七〇	二、八六、三七七	三、三六、三四七	三、七七、三六五	三、六四、三六五	七、四一、七三〇	三九、一四六	三、六五、三六五	七五、五一一
蘇領亞細亞	一九四、四〇〇	三、〇二、八五五	三、二九七、二五五	一四三、四七九	三、〇一、九四六	三、四四五、四二五	一七四、八六一	三、〇一、九四六	三、四七六、八〇七
白耳義	三、四五、八九六	三、三六、九七七	六、四七、八七三	四、三六、四七九	三、三六、四七九	七、七三、九五八	三、四六、四七九	三、三六、四七九	六、七三、九五八
佛蘭西	一、一九五、四三〇	一、一九五、四三〇	二、三九〇、八六〇	一、一九五、四三〇	一、一九五、四三〇	二、三九〇、八六〇	一、一九五、四三〇	一、一九五、四三〇	二、三九〇、八六〇
獨逸	二、三六、二四八	二、三六、二四八	四、三六、四九六	二、三六、二四八	二、三六、二四八	四、三六、四九六	二、三六、二四八	二、三六、二四八	四、三六、四九六
伊太利	一、一九五、四三〇	一、一九五、四三〇	二、三九〇、八六〇	一、一九五、四三〇	一、一九五、四三〇	二、三九〇、八六〇	一、一九五、四三〇	一、一九五、四三〇	二、三九〇、八六〇

註　前表に同じ。

愛琿、琿春、葦井村各海關の貿易は何れも地方的のものであり、貿易額も僅少であるから各々その統計のみを左に掲げて置く。

第二節　海關別貿易

滿洲內貿易額

合計 ┬ 移入 ┬ 支那品 ┬ 再輸移入額 ┬ 純移入額
　　 │　　 │　　 │　　 └ 支那國出品額
　　 │　　 └ 外國品 ┬ 再輸移入額 ┬ 純移入額
　　 │　　　　　　 │　　　　　 └ 支那國出品額
　　 └ 移出 ┬ 支那品 ┬ 再輸移出額 ┬ 純移出額
　　　　　 │　　　　 │　　　　 └ 外國品額
　　　　　 └ 外國品 ┬ 再輸移出額 ┬ 純移出額
　　　　　　　　　　 │　　　　　 └ 支那國入品額
　　　　　　　　　　 └ 支那國計額

愛琿輸移出入貿易額累年比較

昭和四年	昭和五年	昭和六年
九、四四、五六	二、八四、五	二、八三、一

註　前表に同じ。

愛琿貿易の主要取引國別累年比較

（單位海關兩）

國別		露領吉江西部	露領黑龍江沿岸	日本	英國	獨逸	總計
昭和四年	輸出	一	一	一、四一四、九二九	一	一	一、四一四、九二九
	輸入	一、八〇〇	一	一、三五五、〇四二	一	一	一、三五六、八四二
	合計	一、八〇〇	一	二、七七〇、〇五一	一	一	二、七七一、七五一
昭和五年	輸出	一	一	一、四一四、九二九	一	一	一、四一四、九二九
	輸入	一、八〇〇	一	一、三五五、〇四二	一	一	一、三五六、八四二
	合計	一、八〇〇	一	二、七七〇、〇五一	一	一	二、七七一、七五一
昭和六年	輸出	一	一	一、四一四、九二九	一	一	一、四一四、九二九
	輸入	一、八〇〇	一	一、三五五、〇四二	一	一	一、三五六、八四二
	合計	一、八〇〇	一	二、七七〇、〇五一	一	一	二、七七一、七五一

註　前表に同じ。

龍井村輸移出入貿易額累年比較

總額		輸移入	外國品	支那より	那計	國へ	輸移出	支那へ	外國へ	那計	國へ
貿易額	昭和四年	三、九三〇、〇五〇	三、五六六、六六八		三、五六六、六六八		三、三六三、三八二			三、三六三、三八二	
	昭和五年	三、四四七、三五八	三、〇四九、九九八		三、〇四九、九九八		三、一九七、三五〇			三、一九七、三五〇	
	昭和六年	二、八三〇、四四九	二、五一二、四六四		二、五一二、四六四		二、六八四、九八五			二、六八四、九八五	

龍井村貿易の主要取引國別累年比較

（單位海關兩）

國別		支那	日本	露領黑龍江沿岸	露領吉江西部	英國	獨逸	總計
昭和四年	輸出	一、九四六、九九八	一、四一四、九二九	一	一	一	一	三、三六三、三八二
	輸入	一、〇〇二、三五〇	一、三五五、〇四二	一	一	一	一	二、三五七、三九二
	合計	二、九四九、三四八	二、七七〇、〇五一	一	一	一	一	五、七二〇、七七四
昭和五年	輸出	一、一五二、三五〇	一、四一四、九二九	一	一	一	一	二、五六七、二七九
	輸入	一、〇四五、〇四二	一、三五五、〇四二	一	一	一	一	二、四〇〇、〇八四
	合計	二、一九七、三九二	二、七七一、七五一	一	一	一	一	四、九六七、三六三
昭和六年	輸出	一、六八四、九八五	一、四一四、九二九	一	一	一	一	三、〇九九、九一四
	輸入	一、〇〇二、三五〇	一、三五六、八四二	一	一	一	一	二、三五九、二〇二
	合計	二、六八四、三三五	二、七七一、七五一	一	一	一	一	五、四五九、一一六

註　前表に同じ。

滿洲の外國貿易

第二章

滿洲の外國貿易

滿洲移出入貿易額累年比較

（單位海關兩）

國別	年次	朝鮮	本邦	那支	外國	總計
輸出	昭和四年	九、七〇九、〇九六	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	三、九一〇、四四六
輸入		九、三八〇、八六一	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	三、八八〇、八六一
計		一九、〇八九、九七〇	二、二〇〇、六八〇	二、二〇〇、六八〇	二、二〇〇、六八〇	七、七九一、三〇七
輸出	昭和五年	七、八〇二、九三五	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	三、九〇三、二七五
輸入		六、四八二、九九九	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	三、五八三、三七九
計		一四、二八五、九三四	二、二〇〇、六八〇	二、二〇〇、六八〇	二、二〇〇、六八〇	七、四八七、二五四
輸出	昭和六年	五、三〇〇、三五九	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	三、五〇〇、三五九
輸入		四、三〇〇、三五九	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	三、五〇〇、三五九
計		九、六〇〇、七一八	二、二〇〇、六八〇	二、二〇〇、六八〇	二、二〇〇、六八〇	七、〇〇〇、七一八

註　前表に同じ。

滿洲移出入貿易額累年比較

年次	移出	移入	總額
昭和四年調査	九二、八四〇	九、四七五、九五〇	九、五六八、七九〇
昭和五年調査	七四二、三六〇	六、四四三、四四五	七、一八五、八〇五
昭和六年調査	一四五、四七七	三、三五九、五九九	三、五〇五、〇七六

註　前表に同じ。

滿洲の外國貿易

年次	輸出	輸入	總計
昭和四年	三、九一〇、四四六	三、八八〇、八六一	七、七九一、三〇七
昭和五年	三、九〇三、二七五	三、五八三、三七九	七、四八七、二五四
昭和六年	三、五〇〇、三五九	三、五〇〇、三五九	七、〇〇〇、七一八

註　前表に同じ。

滿洲移出入貿易額累年比較

年次	移出	移入	總額
昭和四年調査	九二、八四〇	九、四七五、九五〇	九、五六八、七九〇
昭和五年調査	七四二、三六〇	六、四四三、四四五	七、一八五、八〇五
昭和六年調査	一四五、四七七	三、三五九、五九九	三、五〇五、〇七六

滿洲の外國貿易

年次	輸出	輸入	總計
昭和四年	三、九一〇、四四六	三、八八〇、八六一	七、七九一、三〇七
昭和五年	三、九〇三、二七五	三、五八三、三七九	七、四八七、二五四
昭和六年	三、五〇〇、三五九	三、五〇〇、三五九	七、〇〇〇、七一八

註　前表に同じ。

滿洲移出入貿易額累年比較

（單位海關兩）

年次	移出	移入	總額
昭和四年調査	九二、八四〇	九、四七五、九五〇	九、五六八、七九〇
昭和五年調査	七四二、三六〇	六、四四三、四四五	七、一八五、八〇五
昭和六年調査	一四五、四七七	三、三五九、五九九	三、五〇五、〇七六

滿洲の外國貿易

年次	輸出	輸入	總計
昭和四年	三、九一〇、四四六	三、八八〇、八六一	七、七九一、三〇七
昭和五年	三、九〇三、二七五	三、五八三、三七九	七、四八七、二五四
昭和六年	三、五〇〇、三五九	三、五〇〇、三五九	七、〇〇〇、七一八

註　前表に同じ。

滿春貿易の主要取引國別累年比較

（單位海關兩）

國別	年次	朝鮮	本邦	那支	外國	總計
輸出	昭和四年	九二、八四〇	—	—	—	九二、八四〇
輸入		九、三八〇、八六一	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	三、八八〇、八六一
計		九、四七三、七〇一	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	三、九七三、七〇一
輸出	昭和五年	七四二、三六〇	—	—	—	七四二、三六〇
輸入		六、四四三、四四五	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	三、五八三、三七九
計		七、一八五、八〇五	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	四、三二六、一二九
輸出	昭和六年	一四五、四七七	—	—	—	一四五、四七七
輸入		三、三五九、五九九	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	三、五〇〇、三五九
計		三、五〇五、〇七六	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	一、一〇〇、三四〇	三、六四五、八三六

滿洲貿易の概要であるが、將來吉會線その他の鐵道が完成さるゝに至ると北滿、東滿地方に於ける貿易系統は可成り變化するであらう。殊に滿洲特產物大豆の生產地として、現在既に南滿より北滿が優勢であるから鐵道運賃政策等が加へられない限り、大豆及その製品の輸出港として雜津が大連、浦鹽等を凌ぐであらうことが考へられる。尙、吉會鐵道の沿線は木材資源が豐富であるから、我國に對する木材輸出港としても雜津は今後相當活況を呈するものと期待されてゐる。唯、南滿は現在消費地として、北滿に勝つてゐるから、輸入貿易に於ては輸出貿易に於ける程急激な變化は起り得ないであらう。

又、對支、對露貿易が現狀を維持し得るや否や甚だ疑問であり、もしこの點に幾分變化を生ずるものとすれば、それだけ各海關別の貿易に影響を及ぼすものと思はれる。

第三節　取引國別貿易

滿洲の貿易を統計の示す處により取引國別に見ることは、比較的容易であるが、輸入貿易に於ては輸入商品の生產國を、輸出貿易に於ては輸出商品の最後の仕向國、消費國を知ることは困難で、その眞相を正確に知ることは今の處不可能である。唯、この點で著しく貿易統計と實際とが相違する處は次の通りである。一、對露輸出中には浦鹽經由の對日輸出が少なからず含まれて居ること。二、對獨輸出の大部分が輸送の關係で對和輸出となつて居ること。三、輸入では日本よりの輸入品中に米國品が可成り含まれて居ること。尙、この外支那よりの移入支那品中には、支那に於て日本その他外國資本により生產されたものが巨額に含まれてゐることも見逃せない。

さて、上述のやうな條件の下に、最近十ケ年の滿洲貿易を取引國別に見ると、左表の如くである。

佛蘭西		
金額	百分比	指數
一六五、二〇一	〇・〇九	一〇〇・〇〇
二九六、〇四三	〇・一五	一七九・二〇
一、〇八五、〇二七	〇・五六	六五六・七九
六四六、六七三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
、四二八、〇八九	一〇〇・〇〇	一〇八・二三
、四三八、六〇九	一〇〇・〇〇	一〇〇・七一
、七七六、八七三	一〇〇・〇〇	一一七・四七
、四四二、六一五	一〇〇・〇〇	一四〇・二九
、〇六九、九九六	一〇〇・〇〇	一五四・七九
、三三〇、七一六	一〇〇・〇〇	一六五・九八
、七〇八、六七五	一〇〇・〇〇	一六二・九六
、九八四、六六六	一〇〇・〇〇	一五〇・四〇
四、九〇〇、三七二)	一〇〇・〇〇	(一八四・〇一)
、八六八、九四一	一〇〇・〇〇	
、〇九九、一五六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
、三三九、九四九	一〇〇・〇〇	一〇七・五四
、〇一三、五三五	一〇〇・〇〇	一〇一・五七
、九三三、八〇四	一〇〇・〇〇	一二一・二七
、九五〇、三二五	一〇〇・〇〇	一四一・六八
、四〇六、八一二	一〇〇・〇〇	一四八・一三
、一六八、一九八	一〇〇・〇〇	一六一・九一
、一一一、二七二	一〇〇・〇〇	一六六・四三
、六三四、〇四一	一〇〇・〇〇	一五三・四〇
二、八四九、三四四)	一〇〇・〇〇	(一五五・〇三)
、八一七、九一三		

一 全滿洲對各主要國別輸移出入額及指數

年次	計 合			出 移			入 移			輸		
	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數
昭和六年	一三五、四二九、八五〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇	七四、五二一、三四〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇	六一、九〇八、五一〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇	一二、六〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇
昭和五年	一四一、〇一六、九四〇	一〇〇・〇〇	一〇五・一	七四、〇一六、九四〇	一〇〇・〇〇	一〇五・一	六七、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇八・一			
昭和四年	一三五、四一七、八四〇	一〇〇・〇〇	一〇一・〇	七一、四一七、八四〇	一〇〇・〇〇	一〇一・〇	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
昭和三年	一三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	九七・〇	六六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	九七・〇	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
昭和二年	一二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	九三・三	六一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	九二・四	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
昭和元年	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	八九・六	五六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	八五・一	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
大正十四年	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	八九・六	五六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	八五・一	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
大正十三年	一一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	八五・九	五一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	七七・四	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
大正十二年	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	八二・一	四六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	六九・八	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
大正十一年	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	七四・六	四一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	六二・一	五九、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	九五・二			

年次	日本						朝鮮						香港					
	計 合			出 移			入 移			計 合			出 移			入 移		
	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數
昭和六年	六一、三四六、九三九	四五・三	一〇〇・〇	三五、四九二、八三九	四七・六	一〇〇・〇	二五、八五四、一〇〇	四一・七	一〇〇・〇	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和五年	六三、三五九、四三六	四四・九	一〇三・一	三六、〇九八、四三六	四八・五	一〇一・九	二七、二六一、〇〇〇	四三・九	一〇五・二	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和四年	六一、三四六、九三九	四五・三	一〇〇・〇	三五、四九二、八三九	四七・六	一〇〇・〇	二五、八五四、一〇〇	四一・七	一〇〇・〇	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和三年	五九、三五九、四三六	四五・六	九七・三	三四、〇九八、四三六	五一・六	九六・二	二五、二六一、〇〇〇	三九・五	九七・六	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和二年	五九、三五九、四三六	四七・六	九七・三	三四、〇九八、四三六	五四・五	九六・二	二五、二六一、〇〇〇	四一・七	九七・六	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和元年	五九、三五九、四三六	四九・五	九七・三	三四、〇九八、四三六	五六・八	九六・二	二五、二六一、〇〇〇	四三・九	九七・六	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十四年	五九、三五九、四三六	四九・五	九七・三	三四、〇九八、四三六	五六・八	九六・二	二五、二六一、〇〇〇	四三・九	九七・六	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十三年	五四、三五九、四三六	四七・二	八八・八	三一、〇九八、四三六	五一・六	八七・六	二三、二六一、〇〇〇	四一・七	八九・二	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十二年	五一、三五九、四三六	四六・四	八三・四	二八、〇九八、四三六	五〇・一	七九・二	二三、二六一、〇〇〇	四一・七	八九・二	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十一年	四九、三五九、四三六	四八・九	八〇・一	二六、〇九八、四三六	五二・一	七三・六	二三、二六一、〇〇〇	四一・七	八九・二	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇

年次	獨逸						白耳義						和蘭					
	計 合			出 移			入 移			計 合			出 移			入 移		
	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數
昭和六年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和五年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和四年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和三年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和二年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和元年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十四年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十三年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十二年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十一年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇

二 全滿洲對各主要國別輸移出入額及指數

年次	計 合			出 移			入 移			輸		
	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數
昭和六年	一三五、四二九、八五〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇	七四、五二一、三四〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇	六一、九〇八、五一〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇	一二、六〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇
昭和五年	一四一、〇一六、九四〇	一〇〇・〇〇	一〇五・一	七四、〇一六、九四〇	一〇〇・〇〇	一〇五・一	六七、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇八・一			
昭和四年	一三五、四一七、八四〇	一〇〇・〇〇	一〇一・〇	七一、四一七、八四〇	一〇〇・〇〇	一〇一・〇	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
昭和三年	一三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	九七・〇	六六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	九七・〇	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
昭和二年	一二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	九三・三	六一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	九二・四	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
昭和元年	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	八九・六	五六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	八五・一	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
大正十四年	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	八九・六	五六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	八五・一	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
大正十三年	一一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	八五・九	五一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	七七・四	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
大正十二年	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	八二・一	四六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	六九・八	六四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・二			
大正十一年	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	七四・六	四一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	六二・一	五九、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	九五・二			

年次	日本						朝鮮						香港					
	計 合			出 移			入 移			計 合			出 移			入 移		
	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數
昭和六年	六一、三四六、九三九	四五・三	一〇〇・〇	三五、四九二、八三九	四七・六	一〇〇・〇	二五、八五四、一〇〇	四一・七	一〇〇・〇	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和五年	六三、三五九、四三六	四四・九	一〇三・一	三六、〇九八、四三六	四八・五	一〇一・九	二七、二六一、〇〇〇	四三・九	一〇五・二	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和四年	六一、三四六、九三九	四五・三	一〇〇・〇	三五、四九二、八三九	四七・六	一〇〇・〇	二五、八五四、一〇〇	四一・七	一〇〇・〇	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和三年	五九、三五九、四三六	四五・六	九七・三	三四、〇九八、四三六	五一・六	九六・二	二五、二六一、〇〇〇	三九・五	九七・六	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和二年	五九、三五九、四三六	四七・六	九七・三	三四、〇九八、四三六	五四・五	九六・二	二五、二六一、〇〇〇	四一・七	九七・六	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和元年	五九、三五九、四三六	四九・五	九七・三	三四、〇九八、四三六	五六・八	九六・二	二五、二六一、〇〇〇	四三・九	九七・六	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十四年	五九、三五九、四三六	四九・五	九七・三	三四、〇九八、四三六	五六・八	九六・二	二五、二六一、〇〇〇	四三・九	九七・六	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十三年	五四、三五九、四三六	四七・二	八八・八	三一、〇九八、四三六	五一・六	八七・六	二三、二六一、〇〇〇	四一・七	八九・二	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十二年	五一、三五九、四三六	四六・四	八三・四	二八、〇九八、四三六	五〇・一	七九・二	二三、二六一、〇〇〇	四一・七	八九・二	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十一年	四九、三五九、四三六	四八・九	八〇・一	二六、〇九八、四三六	五二・一	七三・六	二三、二六一、〇〇〇	四一・七	八九・二	三一、一一〇、三三五	二三・一	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇

年次	獨逸						白耳義						和蘭					
	計 合			出 移			入 移			計 合			出 移			入 移		
	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數	金額	百分比	指數
昭和六年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和五年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和四年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和三年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和二年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
昭和元年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十四年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十三年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十二年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇
大正十一年	一、三五〇、一五七	一・〇	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	二四〇、八二二	〇・四	一〇〇・〇	一、一一〇、三三五	一・五	一〇〇・〇	一四、四〇〇、九三五	一九・三	一〇〇・〇	一六、七〇九、四〇〇	二七・〇	一〇〇・〇

輸移出入額

（單位百圓兩）

港別	金額	百分比	指數	英領印度	金額	百分比	指數	關領印度	金額	百分比	指數	荷蘭	金額	百分比	指數
香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
嘉興	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	嘉興	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	嘉興	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	嘉興	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
湖州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	湖州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	湖州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	湖州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
溫州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	溫州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	溫州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	溫州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
三都澳	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	三都澳	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	三都澳	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	三都澳	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇

港別	金額	百分比	指數	北美合衆國	金額	百分比	指數	加奈陀	金額	百分比	指數	支那	金額	百分比	指數	全滿總額	金額	百分比	指數
香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
嘉興	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	嘉興	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	嘉興	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	嘉興	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	嘉興	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
湖州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	湖州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	湖州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	湖州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	湖州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
溫州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	溫州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	溫州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	溫州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	溫州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
三都澳	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	三都澳	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	三都澳	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	三都澳	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	三都澳	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇

港別	金額	百分比	指數	錫蘭西亞	金額	百分比	指數	英古利	金額	百分比	指數	佛蘭西	金額	百分比	指數
香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	香港	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	上海	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廣東	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九龍	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	汕頭	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	福州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	廈門	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	寧波	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	漢口	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	重慶	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	沙市	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	宜昌	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蕪湖	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	九江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	南京	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	鎮江	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	蘇州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	杭州	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇	一〇〇·〇〇
嘉

註　一、北支那貿易年報による。
二、百分比は全滿總額に對するものを示す。
三、輸移入額は總輸移入額をとり、輸移出額は總輸移出額中より外國品再輸移出額を控除した。
四、對露西亞貿易はこれを地域的に見て殆んど極東、太平洋、黑龍江沿岸地方であつて、對歐羅巴露西亞貿易は謂ふに足らず、此處には便宜上これ等露西亞全部の總計を揭げた。
五、統計資料不足の爲め、露西亞、支那を除く諸國の大正十一、十二兩年度分の貿易額中にはそれ等諸國の哈爾濱管區內貿易額を含まず。その額は輸入に於て大正十一年一、〇二七、七三八海關兩、大正十二年一、一五九、七六八海關兩、輸出に於ては大正十一年一、〇二七、七三三海關兩、大正十二年一、〇六七、八〇六海關兩である。而して輸入は殆んど小包郵便物であり、輸出は毛皮類及小包郵便物で、その仕向國としては合衆國が首位を占め、その他諸國としては英、獨、佛等があるが何れも小額である。
六、昭和六年度は愛琿海關の分を缺き、且、輸出に於て外國品再輸移出を控除してゐない。

滿洲輸移入貿易に於ては日本（朝鮮を含む）が總額の四〇％以上を占め、絕對的勢力を持つてゐる。我國に次ぐものとしては支那の二六、七％であつて、この兩者を合すると總輸移入額の七〇％近くに達する。然しながら、その增加割合から謂へば獨逸、白耳義、佛蘭西、英吉利、香港、英領印度等が我國並に支那よりも大である。これは支那よりの仲繼品が著しく減少してゐることにも因るであらうし、又一方その基準を大正十一年に置いたことによつて、多少不當に示されてゐる所もあらうが、その勢力は決して輕視し得ない。

滿洲に於て日本よりの輸入貿易が比較的不振であつた理由としては、舊東北軍閥による排日貨、支那の關稅政策等を擧げ得るが、他方邦商の取引方法の不完全、滿洲市場に對する無關心等も看過し得ない。然しながら、元來對滿貿易に於て我國は其の領土の一部である朝鮮及び租借地たる關東州が滿洲と境を接すること、距離の近接してゐること、滿鐵を

有すること等に依り他列國に比し、著しく有利の地位に置かれてゐるから、前記日本品輸入の障害となつてゐる諸原因が除去されるものとすれば、今後の對日輸入貿易には相當望を囑し得るものと思ふ。

尙、滿洲の我國商品市場としての價値は單に貿易關係によつて簡明に表現されてゐない。卽ち、商品輸出の形式を採らず、資本輸出の形式を以て滿洲市場に進出してゐるものが甚だ多く、この點、滿洲は單に貿易統計に現れた以上に日本產業に對して重大な意義を持つてゐる。左に參考として滿洲に於ける列國の投資を揭げる。

滿洲に於ける列國投資

	日本	蘇聯邦	英吉利	合衆國	佛蘭西	瑞典・丁抹
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
運輸業	五三六、四五三	四五〇、〇〇〇	一六、五〇〇	—	一四、二七六	—
農・鑛・林業	二五八、九九〇		—	—	二五〇	—
工業	一四七、四〇四	五〇、〇〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	五、〇〇〇	二五〇
商業	一一七、七五三		一〇、八七〇	一〇、七〇〇	六〇	六〇七
金融業	二〇四、三三九	一五、〇〇〇	七、〇〇〇	八、五〇〇	—	—
其の他	三五二、〇二七	七五、〇〇〇	二、七二〇	四、七〇〇	一、五〇〇	一五〇
合計	一、六一六、九六六	五九〇、〇〇〇	三九、五九〇	二六、四〇〇	二一、〇八六	一、〇〇七

註　蘇聯邦中その他の項は不動產であり、農・鑛・林・工・商を一まとめにした五千萬圓の中に、これらに對する「其の他」のものが多少ある。

右の如く我國の資本進出は諸列强に比して頗る優勢で總投資額の七〇・四五％を占めてゐるが、唯近年土着資本（支那本土よりの資本輸出を含む）に依る壓迫が南支那に於ける程顯著ではないにしても相當目立つて來たことは事實であつて、運輸業を別として支那資本に依る纖維工業、窯業その他輕工業の勃興は在滿邦人工業は勿論、我國對滿輸出貿易に少からざる影響を與へつゝあつた。

滿洲輸移出貿易に在つても、その取引相手國としては、我國が最も重要なものであり、以下支那本土、露西亞、和蘭朝鮮等の順序となつてゐる。（但し、對露輸出額中その少からざる部分が事實上日本向のものであり、對和蘭輸出の大宗をなす大豆が和蘭經由で獨逸に輸出されつゝあることは前記の通りである）

右によると、我國が滿洲に依存する程度は——滿洲から輸入されるものは後に述べる通り、主として食料品乃至原料品である——支那本土その他諸國のそれに比し遙かに大であると謂はねばならない。

次ぎに參考として滿洲國獨立前の支那外國貿易をその取引相手國別に見ると左表の如くである。

支那輸出入貿易（單位千海關兩）

國別	輸入 昭和四年 價額	輸入 昭和四年 百分比	輸入 昭和五年 價額	輸入 昭和五年 百分比	輸入 昭和六年 價額	輸入 昭和六年 百分比	輸出 昭和四年 價額	輸出 昭和四年 百分比	輸出 昭和五年 價額	輸出 昭和五年 百分比	輸出 昭和六年 價額	輸出 昭和六年 百分比
日本	三二九、〇七五	二五・二二	三三二、三〇三	二四・六一	二九〇、三八六	二〇・二六	二五六、四二八	二五・二五	二一六、五五五	二四・二〇	二六四、九五六	二九・一三
朝鮮	一四、八六八	一・一七	一三、〇二二	〇・九九	一〇、〇六九	〇・七〇	三九、七八四	三・九二	四四、一七五	四・九四	二九、六三一	三・二六
香港	二一〇、四一二	一六・六二	二二一、四二三	一六・一四	二二八、一七〇	一五・二二	一七三、五八一	一七・〇九	一五八、〇一八	一七・六六	一四八、三一二	一六・三一
英領印度	五四、一八〇	四・二八	一三三、〇九三	一〇・〇九	八四、九八九	五・九三	一七、八一五	一・七五	一六、九五三	一・八九	一八、一一八	一・九九
英領海峽植民地	一一、〇九六	〇・八八	八、八三一	〇・六七	八、三九〇	〇・五九	二三、五六〇	二・三二	一九、一七七	二・一四	一五、九一六	一・七五
蘭領印度	五四、二六二	四・二九	四七、四五〇	三・六二	五四、二〇一	三・七八	一二、四五九	一・二三	一一、七〇七	一・三一	一二、九八七	一・四三
佛領印度支那	一四、二六三	一・一三	二七、八三一	二・一三	一一、三六四	〇・七九	五、七五四	〇・五七	三、八八二	〇・四三	二、三九四	〇・二六
露西亞（シベリアを含む）	一八、一四八	一・四三	一八、四六一	一・四一	二四、五六五	一・七一	五五、九八六	五・五一	五五、四一三	六・一九	五四、六五七	六・〇一
英吉利	一一八、六五七	九・三七	一〇七、一一八	八・一八	一一九、三四四	八・三三	七四、三三四	七・三二	六二、六六九	七・〇一	六四、五二六	七・〇九

佛蘭西	一八、〇四四	一・四三	一六、七五八	一・二八	二一、四二〇	一・五〇	五六、三一九	五・五四	四二、七〇〇	四・七七	三四、一一一	三・七五
獨逸	六六、七五三	五・二七	六八、七九九	五・二五	八三、一六八	五・八〇	二二、四五八	二・二一	二三、三六一	二・六一	二三、一三八	二・五四
白耳義	二五、七五五	二・〇三	二七、四〇一	二・〇九	三〇、二五九	二・一一	四、一三三	〇・四一	四、五三三	〇・五一	四、〇七四	〇・四五
ルクセンブルグ	一一、八二六	〇・九三	一〇、六二七	〇・八一	一三、四九三	〇・九四	三九、五四三	三・八九	四四、九四四	五・〇二	四九、五二八	五・四五
和蘭	一九、八一七	一・五七	一四、六四八	一・一二	一九、三八三	一・三五	一六、三七七	一・六一	九、三三二	一・〇四	八、七四六	〇・九六
伊太利	二三〇、一〇九	一八・一八	二五一、六五三	一七・六九	三二〇、二六六	二二・三四	一三七、八三六	一三・五七	一三一、八八〇	一四・七四	一二〇、二〇五	一三・二二
北米合衆國	三八、四一三	三・〇四	一三、四八八	一・〇三	二三、五七二	一・五七	二、一六〇	〇・二一	三、四九一	〇・三九	三、七三六	〇・四一
加奈陀	四〇、一〇一	三・一七	三七、八五一	二・八九	一〇一、四五〇	七・〇八	七七、一六〇	七・六〇	四六、〇五四	五・一五	五四、四四一	五・九九
其の他	一、二六五、七七九	一〇〇・〇	一、三〇九、七五六	一〇〇・〇	一、四三三、四八九	一〇・〇〇	一、〇一五、六八七	一〇〇・〇	八九四、八四四	一〇〇・〇	九〇九、四七六	一〇〇・〇

註　海關統計による、再輸出入額を含まず

即ち、全支那の場合、輸出相手國として數ふ可きものは、總輸出額の三〇％餘を占むる日本、一七％前後の香港、一四％前後の北米合衆國、七％餘の英吉利等であつて、滿洲輸出貿易に於て對日輸出額が總額（對支移出を含む）の殆んど四〇％に相當する狀態と著しく異つてゐる。

全支那輸入貿易に在つては、古くは英吉利よりの輸入が首位を占めてゐたが、最近は日本が英吉利の位置を奪つてこれに代はり、日本、合衆國、香港、英吉利等の順位で、何れも二〇％餘以下であつた。但し、昭和六、七年には滿洲事變、上海事件等の關係もあらうが、終に合衆國が第一位となつた。かくの如く輸入貿易に在つても各國の勢力は略同等のものであるが、唯此處に注意すべきは、近年支那が排日貨、關稅政策等により着々日本品を驅逐しつゝあることである。輕工業製品を主として支那に輸出する我國にとつて、是等の方法による支那の產業保護政策は頗る大きい打擊と云はねばならぬ。

次ぎに、滿洲を除く支那本土の國別貿易（對滿貿易を含む）に就いて概觀するに、日本は全支那の場合より更に劣つた位置にあること勿論である。その輸移入相手國としては、日本、香港、合衆國、英吉利等の諸國が主なもので、何れも二〇％以下で、各國の勢力は略同等であるが、全支那の場合と異なり、對日貿易額は既に數年前より對合衆國或は對香港貿易額等に及ばざることゝなつてゐる。即ち、全支那の場合に述べた我國の衰退、歐米諸國の進出、支那產業の勃興等の事實は、滿洲を除く支那本土の輸入貿易に於ては一層顯著である。

輸移出貿易に於ても我國に對する輸出額は、總額の一五、六％で、合衆國、香港等より下位にあり、その增加割合も後者に比して小である。

一	一一五・〇二	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
五	一一四・七一	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
六	一一八・一六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
五	一二五・六七	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
八	一二九・五七	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一	一三四・四二	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
九	一四二・三三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
七	一二六・七二	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
八	一一九・五七	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
二	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一	一〇二・九九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
二	一〇六・四八	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
五	一〇三・六五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一	一一七・一一	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一	一一一・八八	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一	一二四・三〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一	一二六・六八	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一	一二八・二七	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一	一四一・一六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

支那（滿洲を除く）對各主要國別

一

年次		日本 金額	日本 指數	日本 百分比	朝鮮 金額	朝鮮 指數	朝鮮 百分比	香港 金額	香港 指數	香港 百分比
輸入	大正十一年	一六〇、一一五、四九〇	100・00	一六・九六	二、九七三、五七三	100・00	0・三一	二三四、五七三、六〇七	100・00	二四・八五
	大正十二年	一四三、一五五、三〇五	八九・四一	一五・七七	二、五一〇、五九五	八四・四三	0・二八	二四二、五八七、七六〇	10三・四二	二六・七二
	大正十三年	一七一、一七一、一五四	10六・九〇	一七・八一	二、五四三、四四九	八五・五四	0・二六	二三八、八三九、〇三四	101・八二	二四・八五
	大正十四年	二一一、二六二、〇七九	一三一・九四	二三・四五	一、七一九、七五六	五七・八三	0・一九	一七〇、八一二、一八二	七二・八二	一八・九六
	昭和元年	二三三、八二〇、三二二	一四六・〇三	二二・〇七	一、九六一、〇四二	六五・九五	0・一九	一一六、五四六、六六九	四九・六八	一一・〇〇
	昭和二年	一九四、六五六、一七八	一二一・五七	二〇・二四	三、一四七、〇六九	10五・八三	0・三三	二〇二、二三〇、一二八	八六・二一	二一・〇三
	昭和三年	二〇九、九七六、四七〇	一三一・一四	一九・〇六	二、五一二、二八八	八四・四九	0・二三	二一五、一二七、六四六	九一・七一	一九・五三
	昭和四年	一九六、六三二、〇六四	一二二・八一	一七・二二	三、四二三、二三五	一一五・一二	0・三〇	二〇〇、七四六、九三六	八五・五八	一七・五八
	昭和五年	二一六、二三四、二四七	一三五・〇五	一七・七三	四、五八〇、八三二	一五四・〇五	0・三八	二〇五、五三八、五二九	八七・六二	一六・八六
	昭和六年	二〇八、四五七、九二一	一三〇・一九	一四・三九	三、九六二、九〇九	一三三・二七	0・二七	二一三、五三四、三〇六	九一・〇三	一四・七四
輸出	大正十一年	八〇、七一一、七〇四	100・00	一五・〇七	三、七八四、一七九	100・00	0・七一	一六七、四七〇、七五八	100・00	三一・二六
	大正十二年	九五、四一一、七四六	一一八・二一	一五・四九	四、一六四、二二五	110・〇四	0・六八	一七三、三六〇、九七一	10三・五二	二八・一四
	大正十三年	10三、〇〇二、三七五	一二七・六二	一六・七六	四、九七〇、五五六	一三一・三五	0・八一	一七〇、九一七、五六九	10二・〇六	二七・八二
	大正十四年	八八、一七二、三七二	10九・二四	一三・九三	四、七九三、九一五	一二六・六八	0・七六	一一二、〇七四、七二一	六六・九二	一七・七一
	昭和元年	101、二九二、五七〇	一二五・五〇	一五・〇五	七、二六〇、四三〇	一九一・八六	1・〇八	九〇、一六六、五一〇	五三・八四	一三・三九
	昭和二年	10七、七八六、四二五	一三三・五五	一五・五三	六、五三六、〇〇八	一七二・七二	0・九四	一六四、七四五、一三九	九八・三七	二三・七四
	昭和三年	10六、五三九、二五二	一三二・〇〇	一四・四七	六、一三六、六二七	一六二・一七	0・八三	一七五、四五六、八〇七	10四・七七	二三・八三
	昭和四年	一二二、七二八、八八三	一五二・〇六	一六・一〇	六、四八三、二六六	一七一・三三	0・八五	一六七、一五七、二七九	九九・八一	二一・九二
	昭和五年	101、三三七、三一一	一二五・五五	一四・九三	五、一二六、一一六	一三五・四六	0・七六	一五一、三〇二、四二八	九〇・三五	二二・二九
	昭和六年	10五、七六三、三〇三	一三一・〇四	一六・五一	六、一一一、九六二	一六一・五一	0・九五	一四〇、七二三、五一〇	八四・〇三	二一・九七
合計	大正十一年	二四〇、八二七、一九四	100・00	一六・二八	五、七五七、七五二	100・00	0・三九	四〇二、〇四四、三六五	100・00	二七・一七
	大正十二年	二三八、五六七、〇五一	九九・〇六	一五・六五	六、六七四、八二〇	一一五・九三	0・四四	四一五、九四八、七三一	10三・四六	二七・二九
	大正十三年	二七四、一七三、五二九	一一三・八五	一七・四〇	七、五一四、〇〇五	一三〇・五〇	0・四八	四〇九、七五六、六〇三	101・九三	二六・〇一
	大正十四年	二九九、四三四、四五一	一二四・三四	一九・五二	六、五一三、六七一	一一三・一三	0・四二	二八二、八八六、九〇三	七〇・三六	一八・四四
	昭和元年	三三五、一一二、八九二	一三九・一五	一九・三四	九、二二一、四七二	一六〇・一六	0・五三	二〇六、七一三、一七九	五一・四二	一一・九三
	昭和二年	三〇二、四四二、六〇三	一二五・五八	一八・八五	九、六八三、〇七七	一六八・一七	0・五八	三六六、九七五、二六七	九一・二八	二二・一七
	昭和三年	三一六、五一五、七二二	一三一・四三	一七・二二	八、六四八、九一五	一五〇・二一	0・四七	三九〇、五八三、四五三	九七・一五	二一・二五
	昭和四年	三一九、三六〇、九四七	一三二・六一	一六・七七	九、九〇六、五〇一	一七二・〇五	0・五二	三六七、九〇四、二一五	九一・五一	一九・三二
	昭和五年	三一七、五七一、五五八	一三一・八七	一六・七三	九、七〇六、九四八	一六八・五九	0・五一	三五六、八四〇、九五七	八八・七六	一八・八〇
	昭和六年	三一四、二二一、二二四	一三〇・四八	一五・〇四	10、〇七四、八七一	一七四・九八	0・四八	三五四、二五七、八一六	八八・一一	一六・九六

二

年次		獨逸 金額	獨逸 指數	獨逸 百分比	白耳義 金額	白耳義 指數	白耳義 百分比	和蘭 金額	和蘭 指數	和蘭 百分比	金
輸入	大正十一年	二三、五一三、九七一	100・00	二・四九	10、四五二、七四六	100・00	1・一一	七、二九一、四六四	100・00	0・七七	1五三
	大正十二年	二九、九五八、四三二	一二七・四一	三・三〇	九、七六一、九一五	九三・三九	1・〇八	三、八〇二、六六二	五二・一五	0・四二	1三七
	大正十三年	三三、七〇七、八七六	一四三・三五	三・五一	一六、一七一、八六七	一五四・七一	1・六八	二〇、二五六、三七三	二七七・八一	二・一一	1六九
	大正十四年	二五、七三四、三二一	10九・四四	二・八六	九、四〇八、〇九七	九〇・〇一	1・〇四	一〇、八六八、二四七	一四九・〇五	一・二一	1二七
	昭和元年	三九、四六四、五七九	一六七・八三	三・七二	一三、一一九、七〇八	一二五・五一	1・二四	一〇、二八七、四三四	一四一・〇九	0・九七	1七〇
	昭和二年	三三、八八五、二七一	一四四・一一	三・五二	一一、二七八、八四〇	10七・九〇	1・一七	七、七九二、五七八	10六・八七	0・八一	1四九
	昭和三年	四七、一八二、〇七九	二〇〇・六六	四・二八	一四、八四六、一四二	一四二・〇三	1・三五	一〇、五九七、八六五	一四五・三五	0・九六	1八五
	昭和四年	五八、五四一、四四〇	二四八・九六	五・一三	二〇、三一四、二一八	一九四・三四	1・七八	一〇、九七八、九八〇	一五〇・五七	0・九六	二〇四
	昭和五年	五六、九七三、二五五	二四二・三〇	四・六七	二三、七五五、一三一	二二七・二六	1・九五	九、二四二、八二三	一二六・七六	0・七六	二一一
	昭和六年	七八、六三〇、四九九	三三四・四〇	五・四三	二八、〇九二、七五八	二六八・七六	1・九四	一二、九七六、二八五	一七七・九七	0・九〇	三〇八
輸出	大正十一年	八、七六八、〇七二	100・00	一・六四	一、九三八、九七三	100・00	0・三六	三、六〇八、八一四	100・00	0・六七	九三
	大正十二年	10、七九七、一三七	一二三・一四	一・七五	二、〇一一、七〇九	10三・七五	0・三三	四、五六三、七三七	一二六・四六	0・七四	一二一
	大正十三年	一三、九二九、四九四	一五八・八七	二・二七	三、〇一九、〇九二	一五五・七一	0・四九	七、三二三、〇七一	二〇二・九二	一・一九	九四
	大正十四年	一四、四五三、二三四	一六四・八四	二・二八	三、四五七、八三〇	一七八・三三	0・五五	五、五一九、八七〇	一五二・九六	0・八七	一三三
	昭和元年	一六、二五二、一六〇	一八五・三六	二・四一	三、五六六、六〇二	一八三・九四	0・五三	九、三二九、〇七九	二五八・五一	一・三九	一三九
	昭和二年	一八、七六〇、〇四〇	二一三・九六	二・七〇	五、四七九、五九六	二八二・六〇	0・七九	10、三二六、五一八	二八六・一五	一・四九	一一一
	昭和三年	二一、二三三、三八二	二四二・一七	二・八八	三、四六六、三〇四	一七八・七七	0・四七	八、三九六、五四八	二三二・六七	一・一四	一一八
	昭和四年	二一、〇六九、五五一	二四〇・三〇	二・七六	三、八一一、〇六〇	一九六・五五	0・五〇	九、八三八、八二六	二七二・六三	一・二九	一二七
	昭和五年	二〇、〇六六、七七五	二二八・八六	二・九六	二、八九四、七四〇	一四九・二九	0・四三	10、二一四、三九九	二八三・〇四	一・五〇	一二四
	昭和六年	一七、五五〇、一七一	二〇〇・一六	二・七四	三、七二三、一九七	一九二・〇二	0・五八	10、九三一、六八五	三〇二・九二	一・七一	一一四
合計	大正十一年	三二、二八二、〇四三	100・00	二・一八	一二、三九一、七一九	100・00	0・八四	10、九〇〇、二七八	100・00	0・七四	二四六
	大正十二年	四〇、七五五、五六九	一二六・二五	二・六七	一一、七七三、六二四	九五・〇一	0・七七	八、三六六、三九九	七六・七五	0・五五	二五九
	大正十三年	四七、六三七、三七〇	一四七・五七	三・〇二	一九、一九〇、九五九	一五四・八七	1・二二	二七、五七九、四四四	二五三・〇二	一・七五	二六四
	大正十四年	四〇、一八七、五五五	一二四・四九	二・六二	一二、八六五、九二七	10三・八三	0・八四	一六、三八八、一一七	一五〇・三五	一・〇七	二六一
	昭和元年	五五、七一六、七三九	一七二・五九	三・二二	一六、六八六、三一〇	一三四・六六	0・九六	一九、六一六、五一三	一七九・九六	一・一三	三〇九
	昭和二年	五二、六四五、三一一	一六三・〇八	三・一八	一六、七五八、四三六	一三五・二四	1・〇一	一八、一一九、〇九六	一六六・二三	一・〇九	二六〇
	昭和三年	六八、四一五、四六一	二一一・九三	三・七二	一八、三一二、四四六	一四七・七八	1・〇〇	一八、九九四、四一三	一七四・二六	一・〇三	三〇四
	昭和四年	七九、六一〇、九九一	二四六・六一	四・一八	二四、一二五、二七八	一九四・六九	1・二七	二〇、八一七、八〇六	一九〇・九八	一・〇九	三三二
	昭和五年	七七、〇四〇、〇三〇	二三八・六五	四・〇六	二六、六四九、八七一	二一五・〇六	1・四〇	一九、四五七、二二二	一七八・五〇	一・〇三	三三六
	昭和六年	九六、一八〇、六七〇	二九七・九四	四・六〇	三一、八一五、九五五	二五六・七五	1・五二	二三、九〇七、九七〇	二一九・三三	一・一四	四二二

主要國別輸移出入額

（單位海關兩）

年別	香港			英領印度			蘭領印度			暹羅西岸			英吉利			佛蘭西		
	金額	指數	百分比	金額	指數	百分比	金額	指數	百分比	金額	指數	百分比	金額	指數	百分比	金額	指數	百分比
光緒二年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
四年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
五年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
六年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
七年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
八年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
九年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十一年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十二年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十三年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十四年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十五年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十六年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十七年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十八年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十九年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十一年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十二年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十三年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十四年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十五年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十六年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十七年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十八年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十九年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十一年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十二年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十三年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十四年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十五年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十六年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十七年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十八年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十九年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十一年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十二年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十三年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十四年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十五年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十六年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十七年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十八年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
四十九年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
五十年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
五十一年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
五十二年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
五十三年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
五十四年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
五十五年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
五十六年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
五十七年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
五十八年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
五十九年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
六十年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇

年別	美利堅合衆國			加奈陀			滿洲	伸張		滿洲			總額		
	金額	指數	百分比	金額	指數	百分比	金額	指數	百分比	金額	指數	百分比	金額	指數	百分比
光緒二年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
四年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
五年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
六年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
七年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
八年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
九年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十一年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十二年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十三年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十四年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十五年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十六年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十七年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十八年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
十九年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十一年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十二年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十三年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十四年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十五年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十六年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十七年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十八年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
二十九年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇
三十年	一、一六九、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一六九、一〇

註　一、本表では支那海關統計の各國別貿易額、卽ち、輸出に於ては支那品輸出額、輸入に於ては總輸入額より、それ〳〵前揭滿洲に於ける各國別貿易額を控除したものを支那國別貿易額として採り、支那の對滿貿易額は滿洲に於ける對支貿易額をそのまゝ使用した。

二、對露西亞貿易はこれを地域的に見て殆んど極東、太平洋、黑龍江沿岸地方に限られ、對歐羅巴露西亞貿易は謂ふに足らず、此處には便宜上、これ等露西亞全部の總計を揭げた。

三、前記滿洲國別貿易の「註」の處で述べた若干の誤は本統計にも現れてゐる。

第四節　品目別貿易

滿洲は謂ふ迄もなく、今日に於ても原料品輸移出國であり、加工乃至製造品の輸移入國であつて、その貿易は常に輸移出超過である。最近三ヶ年の品目別輸移出入額を示すと左表の如し。

最近三ヶ年全滿洲品目別貿易額

（單位千海關兩）

品名	輸出 昭和四年 價額	輸出 昭和四年 百分比	輸出 昭和五年 價額	輸出 昭和五年 百分比	輸出 昭和六年 價額	輸出 昭和六年 百分比	輸移入 昭和四年 價額	輸移入 昭和四年 百分比	輸移入 昭和五年 價額	輸移入 昭和五年 百分比	輸移入 昭和六年 價額	輸移入 昭和六年 百分比
穀物、穀粉、澱粉及種子	三三五、四八六	五三・三三	一八二、七六六	四六・六一	二一八、二三六	四六・〇五	二三、〇四四	七・七七	一九、八三七	九・〇六	二三、一〇四	七・七五
飲食物	六、五〇三	一・五四	七、九一九	二・〇三	一〇、六二五	二・二四	九、〇三二	九・七二	二三、三八九	一〇・六八	二一、一〇五	七・〇五
煙草	二、二四	〇・五四	一、八二七	〇・四七	一、五二七	〇・三三	一七、〇四九	五・二九	八、一一九	三・七一	一〇、七四八	三・五九
皮革、毛骨、角牙類	九、一六八	二・一七	七、六九五	一・九七	八、五四八	一・八〇	六、三〇六	一・九六	三、七八三	一・七一	一〇、六〇七	三・五五
油、脂、蠟及同製品	二三、四八六	五・五五	二九、五八二	七・五九	四一、二五三	八・七一	一四、六〇七	四・五三	一四、二〇三	四・七九	四〇、七〇〇	一三・四五
藥材、化學藥及爆發藥	四、二〇六	一・〇〇	五、〇五七	一・三〇	七、九五六	一・六四	九、六二四	二・九八	九、四七六	三・一八	二三、三八九	七・五九
染料、顏料、塗料及填充料	一四八	〇・〇四	二四七	〇・〇六	三五五	〇・〇八	三、九九九	一・二四	三、四九三	一・一八	二、三三三	〇・七〇
絲縷、繩索、及同材料	一八、一七一	四・三〇	一八、三三二	四・七〇	二三、八七〇	五・四四	二六、二九二	八・二五	二四、〇六六	八・一一	二三、三三八	七・九〇
布帛及同製品	四、三九四	一・〇四	四、八八九	一・二五	三、八七五	〇・八二	九五、八二九	二九・七二	七八、三九六	二六・四三	五四、三三一	一四・八一
衣類及同附屬品	二一七	〇・〇五	二三三	〇・〇六	二〇九	〇・〇四	六、七六六	二・一〇	五、七一三	一・九三	八、二二一	二・七五
紙及紙製品、書籍及繪畫	九八一	〇・二三	一、三八〇	〇・三五	一、四七四	〇・三三	一〇、五九五	三・二九	一一、五〇三	三・八八	八、七〇〇	二・九七
鑛物及同製品	三九、八八七	九・四三	四〇、一八八	一〇・三〇	一〇、一八	二・五六	二、八三八	〇・八八	五、四八二	一・八五	三、五五八	一六・二五
陶磁器、硝子及硝子製品	七七五	〇・一九	一、二六二	〇・三二	二、一九六	〇・五七	三、四五七	一・〇七	二、七九八	〇・九四	一、六一三	〇・七四
鑛及金屬	九、四七七	二・二四	一二、一三三	三・八五	一五、〇二七	三・九五	一四、九六九	五・〇五	一四、九四四	五・〇五	八、九四四	四・〇八
金屬製品	二一一	〇・〇五	二七二	〇・〇七	二七二	〇・〇七	八、三六二	二・九九	八、〇六五	二・七三	四、五五六	二・〇八
時計、學術器、船車	六七五	〇・一六	九四五	〇・二四	一、一四一七	〇・三〇	二四、二五八	八・五三	二五、四五四	八・五八	二五、四五三	七・一〇
雜品	七六、二九七	一八・〇五	七七、一〇六	一九・七七	九二、九四六	一八・六一	一九、八三七	六・一五	一九、三五八	六・五三	一六、一一五	七・三六
小包郵便物	四三四	〇・一〇	一二九	〇・〇三	一二四	〇・〇三	五六〇	〇・一七	一八〇	〇・〇六	五五九	〇・二六
旅客携帶品	八四	〇・〇二	四九	〇・〇一	七三	〇・〇二	三四	〇・〇一	一八	〇・〇一	六	〇・〇
合計	四三、八七三、一〇〇	一〇〇・〇〇	三八九、九〇〇	一〇〇・〇〇	四七三、八六九	一〇〇・〇〇	三三、四〇三、一〇〇	一〇〇・〇〇	二九八、九四九	一〇〇・〇〇	二一八、九四九	一〇〇・〇〇

註

一、滿洲貿易年報に據る
二、昭和六年度は愛琿貿易を含まず
三、滿洲内貿易は削除されてゐる
四、再輸移出額は輸出品目中に整理されてゐる

右統計によると、過去に於て滿洲は殆んど原料品供給地として重大な意義を、列國、殊に日本に對して有してゐたと云ひ得る。今、その重要輸移出品を見るに大豆及同製品（總輸移出額の約六〇%を占めてゐる）、粟、柞蠶絲、皮革、鐵、石炭等凡て農畜産物或は鑛産物である。重要輸移出品の最近の數字は左の通りである。

年比較

（價額單位海關兩）

那	昭和六年	一、〇二二	五、八四四	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	四、二三一、四二二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二
	昭和五年	五、〇〇二	五、八四四	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二
歐	昭和四年	一、〇二二	五、八四四	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二
西	昭和六年	一、〇二二	五、八四四	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二
亞	昭和五年	一、〇二二	五、八四四	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二
	昭和四年	一、〇二二	五、八四四	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二
合計	昭和六年	一、〇二二	五、八四四	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二
	昭和五年	一、〇二二	五、八四四	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二
	昭和四年	一、〇二二	五、八四四	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二	一、一四二、八九二	一、一八三、八九二

全滿洲對日、支露輸出貿易主要品累年比較

（價額單位海關兩）

品名		日本			支那			露西亞			合計		
		昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
大豆	價數	三五九、三九五	三六、一四〇、三四四	四九、三四五、四四六	一七四、六八六、六〇五	三四、七八〇、八五〇	三六八、七六二、八三五	三五八、〇七三、八三五	一〇、九八九、四三一	一四、三四四、八九六	三七四、九四六、八一〇	三六、一四〇、三四四	四九、三四五、四四六
	額量	三一、四六七、三五三	三一、四五〇、三六五	三一、九三四、三六六	三五、〇七四、八六〇	三、一五二、九三	三一、九三四、三六六	一四、三四四、八九六	一、一四四、三四六	一、一四四、三四六	三七、一四四、八九六	三、一五二、九三	三一、九三四、三六六
豆類	價數	六四、五六八、八五六	七、三四一、四五〇	八、一一九、五二一	一、六四三、六五三	一、一四三、五五二	一、六四三、六五三	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	八、一一九、五二一	七、三四一、四五〇	八、一一九、五二一
	額量	四、一四〇、四五〇	四、一四〇、四五〇	四、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	四、一四〇、四五〇	四、一四〇、四五〇	四、一四〇、四五〇
其他	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
油粕	價數	三一、四五〇、三六五	三一、四五〇、三六五	三一、四五〇、三六五	三五、〇七四、八六〇	三、一五二、九三	三一、九三四、三六六	一四、三四四、八九六	一、一四四、三四六	一、一四四、三四六	三七、一四四、八九六	三、一五二、九三	三一、九三四、三六六
	額量	三一、四五〇、三六五	三一、四五〇、三六五	三一、四五〇、三六五	三五、〇七四、八六〇	三、一五二、九三	三一、九三四、三六六	一四、三四四、八九六	一、一四四、三四六	一、一四四、三四六	三七、一四四、八九六	三、一五二、九三	三一、九三四、三六六
豆粕	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
小麥	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
麥類	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
玉蜀黍	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
高粱	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
其他雜穀	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
柞蠶絲	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
繭	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
鹽	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
煙草	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
絲	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
獸皮、骨、角、牙	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
鹽	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
石炭	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
鐵及鐵製品	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
木材及竹	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
其他	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
合計	價數	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇
	額量	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四三、五五二	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇	一、一四〇、四五〇

對日、支、露輸出貿易主要品累年比較

（價額單位海關兩）

		日本			支那			露西亞		
		昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
生糸	斤	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一七〇、〇〇〇	一、三四〇、〇〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、九〇〇			
	海關兩	一、三〇〇、〇〇〇	一、一七〇、〇〇〇	一、三四〇、〇〇〇	一、三〇〇	一、六〇〇	一、九〇〇			
絹織物	斤	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇			
	海關兩	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇			
綿織物	斤	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇			
	海關兩	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇			
綿糸	斤	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇			
	海關兩	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇			
其他	海關兩	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇			
合計	海關兩	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇			

		亞西亞			計合		
		昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
生糸	斤				一、三〇〇	一、六〇〇	一、九〇〇
	海關兩				一、三〇〇	一、六〇〇	一、九〇〇
絹織物	斤				一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
	海關兩				一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
綿織物	斤				一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
	海關兩				一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
綿糸	斤				一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
	海關兩				一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
其他	海關兩				一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
合計	海關兩				一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

註　昭和四、五年度分は北支那貿易年報に、昭和六年度分は滿洲貿易年報によつたから、左記の點で各統計は異つてゐる。

一、昭和六年度輸出額は全滿洲輸移出額であるが、昭和四、五年度輸移出額は南滿三港及び哈爾濱管區内の合計に過ぎない。

二、昭和六年度各商品輸出額中には再輸移出額を含むが、昭和四、五年度はこれを含まず、其他の項に含めてある。

三、昭和四、五年度の總輸移出額中には各々三、二〇一、一九八海關兩、六、一八九、〇四八海關兩の滿洲内貿易を含む。

四、昭和四、五年度輸出中石炭の項にはコークスを含む。

五、貿易品目中「鐵及鐵製品」、「木材及竹」とあるも、昭和六年度にあつては單に「鐵及鋼」、「木材」のみである。

尙、從前の品目別輸移出貿易に就いて詳論することは一應必要であらうが、滿洲の關稅政策を考究する場合、その必要性は輸移入貿易に比し、より少いことは冗言を要しない。故に本項では滿洲輸移出品の大宗をなす大豆、豆粕、豆油等に就いて一言するに止める。

滿洲は農業國であるから大豆、高粱、粟、玉蜀黍等農産物の産額は何れも莫大であるが、殊に大豆はその收穫高に於て農作物中首位を占むるのみならず、輸出餘力が他のものに比し遙かに大きいので、從來、滿洲は大豆の國と稱せられた程である。實に、滿洲は大豆に依つて今日の隆盛を見るに至つたもので、大豆は滿洲に於ける財政、金融、貿易等各方面に亘つてその原動力となり、從つて大豆に對する方策の宜しきを得ると否とは滿洲の政治經濟上極めて重大な問題であつた。

先づ、滿洲に於ける大豆の生産狀態に就いて見るに、大豆は作付面積に於ても、收穫高に於ても、年々全農産物の三〇%内外に當り、滿洲農作物中の王座を占むるのみならず、その産額は世界大豆産額の六割以上となつてゐる。左の如し。

滿洲大豆生産高

	收穫高	增加高	指數
	瓩	瓩	
大正元年	一、五九三、三七一	—	一〇〇
大正四年	二、四二七、五六七	八三四、一九六	一五二
大正七年	二、一四九、八八一	(一) 二七七、六八六	一三五
大正十年	二、九三八、七二四	七八八、八四三	一八四
大正十三年	三、四四八、二六〇	五〇九、五三六	二一六
昭和二年	四、八一六、六五〇	一、三六八、三九〇	三〇二
昭和三年	四、八三四、〇三〇	一七、三八〇	三〇三
昭和四年	四、八四九、四六〇	一五、四三〇	三〇四
昭和五年	五、二九七、八二〇	四四八、三六〇	三三二
昭和六年	五、二二七、七八〇	(一) 七〇、〇四〇	三二八

註　大正十三年以前は貿易額よりの推算、昭和二年以後は滿洲産業統計による。

昭和六年度大豆消費狀態

滿洲大豆總收穫高　五、二二七、七八〇瓲（世界總産額の六割）

一、滿洲内消費量　九三六、五六〇瓲（一八%）

食料	四六九、六四〇瓲
飼料	二三五、〇二〇瓲
種子用	二三一、九〇〇瓲

二、國外輸出可能量　四、二九一、二二〇瓲（八二%）

註　但し、大豆だけでは一、三〇一、〇〇〇瓲滿洲内で工業原料に供せられ、その製品が輸出されてゐるのである。

右の如く、現在滿洲では莫大な大豆が生産されるが、元來大豆は支那本土より移植されたもので、古くより栽培されてゐたが、その用途は農民自身の食料に過ぎなかつた。處が、約七十年前大豆より油分を抽出して油脂を食料、點燈用、車軸用等に供し、殘滓たる大豆粕を飼料に充當するに及んで、漸次其の生産を增加するに至つたが、まだ當時は滿洲内需要を充たす程度に過ぎなかつた。然るに日清戰爭後、我國に窒素肥料としての豆粕輸出の途が開け、又日本人によつて滿洲大豆が歐洲市場に紹介されてから、食料又は工業原料品としての大豆の價値は一般に知られ、世界的商品となつたのである。故に滿洲大豆がその生産を激增するに至つたのは僅々二、三十年のことである。

尙、滿洲に於ける大豆を原料とする搾油工業その他に關しては他に讓り、此處では輸出稅賦課に關聯して問題となる大豆及同製品の輸出商品としての特性に就いて見よう。大豆は貯藏、輸送共に簡單であり、又その製品たる豆油は他の油に比べて安價なことは勿論、食料用、工業用の各種用途に向けられる長所を持つが、たゞ、その反面これ等何れの用途に於ても最良質のものでないから、他の油を支配することが出來ず、反つて亞麻仁油（工業用）、オリーブ油、棉實油（食料用）の需給に支配さるゝ嫌がある。次ぎに、大豆粕は品質上、利用價値の極めて優秀なことは勿論、價格から見ても、各種油粕中最も低廉であることは一段の强味であるが、從來我國に於けるが如く單に肥料としてのみこれを使用することは、硫安等化學肥料の擡頭により不可能となりつゝある。然しながら品質、榮養價の優秀な點に着眼し、飼料、食料用としての研究をなせば我國に於ても尙一層大豆粕に對する需要は喚起し得るものと云へよう。

次ぎに、大豆及同製品の貿易に就いては次表を一覽すればその概要を窺へる筈であるが、唯注意すべきは次の諸點である。

一、大豆粕の八割以上を消費してゐた日本に於ては、最近硫安等の壓迫により肥料用豆粕の需要が著しく減退し、逐次飼料用として豆粕が需要されつゝあること。

二、從來豆粕の大部分は歐米各國に輸出され、殊に大戰當時は旺んに合衆國に輸出されたが、其後合衆國向は關稅高の爲め杜絶し、歐洲市場に於ても獨逸に於ける油脂工業發達の結果、原料大豆の輸出旺盛となり、豆粕、豆油の輸出激減の傾向あること。

三、大豆並にその製品は何れも他の商品の代替物であり、且合衆國、露西亞等では大豆栽培が漸次旺んとなりつゝあるから、大豆輸出に對しては餘り樂觀出來ないこと。

大豆及び其の製品の輸出

大豆

年度	數量	價額	數量	價額	合計	三品の總輸移出額に對する割合
	噸	海關兩	噸	海關兩	海關兩	
昭和二年	二八、四八八、八二一	九八、〇六八、一七〇	三三、〇六七、四六八	二五、九五五、七三三	二二四、〇二三、九〇四	五三・七九
昭和三年	三九、四〇七、四三二	一四六、二七七、二八九	二七、四〇一、六七三	二三、四〇三、五一五	一七〇、二六一、八〇四	五六・七九
昭和四年	四四、九四五、八一〇	一六五、四五九、五〇五	二三、四〇三、五一五	二〇六、九〇一、五八三	一七五、三五〇、二六二	五二・六六
昭和五年	三二、五九四、一六三	一一四、二五六、七五四	二五、一三〇、二六二	一七〇、八〇一、五八七	一二九、九三二、二〇三	五七・八七
昭和六年	四六、八九七、一一一	一五七、四七二、三〇一	三一、三七五、一三三	二三八、五四一、七五六	一九六、二一九、〇五七	五六・三三
以上五ヶ年平均	三八、四六六、六六七	一三六、三〇六、八〇四	二八、〇七五、六一〇	二一三、四〇三、五一五	一七五、三五〇、二六二	

註　一、本表は昭和五年迄は北支那貿易年報に、六年は滿洲貿易年報による。

二、昭和五年迄は南滿三港及び哈爾濱管區の分であり、昭和六年は滿洲貿易年報による。尙昭和六年度分には滿洲內貿易を含まず。

豆粕

年度	數量	價額	數量	價額	合計	三品の總輸移出額に對する割合
	噸	海關兩	噸	海關兩	海關兩	
昭和二年	八四、九五八、八二四	二、九四五、八四八	三三、九二八、七三九	二四三、二七七、四〇四	二二四、〇二三、九〇四	五三・七九
昭和三年	七三、二五三、四六九	二、一四八、七二〇	二三、七四六、六四六	二五二、三四四、三〇五	一七〇、二六一、八〇四	五六・七九
昭和四年	六五、二八七、六八九	一、九六八、三四四	二一、五五七、二一一	二五二、三四四、三〇五	一七五、三五〇、二六二	五九・九〇
昭和五年	六六、一三五、三五五	二、一三九、九五七	二六、五〇九、四六三	二〇六、九〇一、五八三	一二九、九三二、二〇三	五二・六六
昭和六年	七九、九六六、八五七	三、〇九九、五三一	三六、七九五、四九八	二七四、二三四、六五六	一九六、二一九、〇五七	五七・八七
以上五ヶ年平均	七三、九二〇、四四一	二、四七八、四四八	二八、三〇七、五一一	二三八、五四一、七五六	一七五、三五〇、二六二	五六・三三

註　日本には朝鮮を含む。

大豆需要地別輸出數量

	歐洲	日本	合衆國	支那	其の他	計
	噸	噸	噸	噸	噸	噸
昭和二年	二、七二八、二四七	一四、六〇一、二七〇	四、〇九一、七八七	一、七一八、三五一	二八、四八八、八二一	
昭和三年	六、六八九、三四〇	一二、四三二、四八一	四、四〇八、三三六	一、八〇五、九五〇	三九、四〇七、四三二	
昭和四年	一一、三九八、二五五	一一、五六二、九八八	四、六九八、一九六	一、七四四、〇八一	四四、九四五、八一〇	
昭和五年	六、三七〇、一四〇	一〇、四六〇、五四三	四、七六七、〇七三	一、一三三、四八〇	三二、五九四、一六三	
昭和六年	一〇、〇一四、三八	一二、六六六、三八	八、八〇二、九六三	一、〇九三、七八二	四六、八九七、一一一	

註　日本には朝鮮を含む。

豆粕需要地別輸出數量

	日本	朝鮮	支那	其の他	計
	噸	噸	噸	噸	噸
昭和二年	一四、六〇一、二七〇	一、七一八、三五一	八、七六六、七三五	七、八九二、一一二	三三、〇六七、四六八
昭和三年	一二、四三二、四八一	一、八〇五、九五〇	五、六八四、四九二	四、九七七、七一〇	二七、四〇一、六七三
昭和四年	一一、五六二、九八八	一、七四四、〇八一	四、〇九七、三七五	七、六六九、一七一	二三、四〇三、五一五
昭和五年	一〇、四六〇、五四三	一、一三三、四八〇	五、〇三三、七九三	八、五三三、四四六	二五、一三〇、二六二
昭和六年	一二、六六六、三八	一、〇九三、七八二	七、七九三、三九九	九、八三二、六三四	三一、三七五、一三三

豆油需要地別輸出數量

	歐洲	支那	合衆國	其の他	計
	噸	噸	噸	噸	噸
昭和二年	一、〇二四、七四四	四七七、三四二	一四八、四三五	一、二九五、三三七	二、九四五、八四八
昭和三年	五三三、二八六	八四二、三六六	一二三、八九一	三〇三、八三〇	一、一四八、七二〇
昭和四年	八四二、三六六	一、〇七一、七一三	二〇一、九七五	六八、六〇五	一、九六八、三七四
昭和五年	一、〇二四、一八三	一、二〇七、一八三	九七、四二三	一七五、三五四	二、二二九、九六七
昭和六年	一、六二三、三九	一、九二八、九〇六	三一、五〇五	一七五、七八一	二、九四五、八四八

次ぎに滿洲輸移入品に就いて見る。

滿洲に於ても關東州、滿鐵附屬地及び大都市等には所謂工業、飲食物工業、搾油工業等があるが、この中滿洲內需要を充し得るものは搾油工業より外にない狀態で、滿洲は未だ農業國の域を脫しないから、その輸移入する物品が、凡べて加工乃至製造品であることは謂ふ迄もない。試みに昭和六年度滿洲輸移入品に就いて見るに、布帛及同製品（二四・八一%）、飲食物（一〇・六八%）、絲縷、繩索及同材料（一〇・六六%）、穀物、穀粉、澱粉及種子（九・〇六%）、雜品（七・三六%）、時計、學術品、船車、機械類及同部分品（七・一〇%）、油、脂、蠟及同製品（四・八七%）、鑛及金屬（四・〇八%）、紙及紙製品、書籍及繪畫（三・九七%）、藥材、化學藥及爆發藥（三・七五%）、煙草（三・七一%）、衣類及同附屬品（二・五〇%）、金屬製品（二・〇八%）、皮、毛、角、牙、骨、殼類及同製品（一・七一%）、礦物及同製品（一・六二%）、染料、顏料、塗料及填充料（一・〇二%）、陶磁器、硝子及硝子製品（〇・七四%）、小包郵便物（〇・二六%）、旅客携帶品（——）等の順序となつてゐる。

更にこれを詳細に見ると、布帛及び同製品中では綿織物が五割五分、飲食物中では酒類が三割以上、絲縷、繩索及同材料中では棉花、綿織絲が八割以上、穀物、穀粉、澱粉及種子中では小麥粉が八割餘、時計、學術器、船車、機械類及同部分品中では車輛類が二割六分、油、脂、蠟及同製品中では燈油が五割餘、鑛及金屬中では鐵及鋼が八割以上、紙及紙製品、書籍及繪畫中では紙類が六割餘、金屬製品中では鐵及鋼製品が五割七分をそれ〳〵占めてゐる。因みに昭和六年度の商品別輸移入貿易は左の如くである。

昭和六年

品目	支那
1 穀物、穀粉、澱粉及種子	
a. 米及籾	—
b. 小麥粉	一三、一六〇
c. 其他	四、〇三七
2 飲食物	
a. 蔬菜、果實及核子	四八、三〇三
b. 茶	九、七七一
c. 水產物	三三、九九六
d. 砂糖	三三、一一八
e. 酒類	三一、五四九
f. 其他	一〇五、一八四
3 煙草	二、〇八五、一四三
4 皮毛角牙骨殼類及同製品	
a. 皮革及毛皮	八二、七一七
b 其他	五、〇四〇
5 油、脂、蠟及同製品	
a. 燈油	三三四、〇五三
b. 揮發油	九八、八三六
c. 機械油	一一三、三〇七
d. 其他	四九五、一一一
6 藥材、化學藥及爆發藥	三三三、三〇〇
7 染料、顏料、塗料及塡充料	七三三、七八七
8 絲縷、繩索及同材料	
a. 棉花	四〇〇、九八七
b. 綿絲	—
c. 其他	二〇〇、二九八
9 布帛及同製品	
a. 綿織物	一、一三八、四五三
b. 絹織物	一三、四九四
c. 毛織物	七〇八、九一九
d. 其他織物	四〇、五六六
e. 麻袋	三八、四一六
f. 其他布帛製品	四三、五一九
10 衣類及同附屬品	六五、六一五
11 紙及紙製品、書籍及繪畫	
a. 紙	一〇〇、二五六
其他	三五、四三〇
12 礦物及同製品	六、九六五
13 陶磁器、硝子及硝子製品	二七、七三五
14 鑛及金屬	
a. 鐵及鋼	三一九、七六四
b. 其他鑛及金屬	一四六、九五九
15 金屬製品	
a. 鐵及鋼製品	九四、二九五
b. 其他金屬製品	三一、八八三
16 時計、學術器、船車、機械類	
a. 車輛及同部分品	二〇四、六八三
b 其他	五四七、八一五
17 雜品	
a. 木材	三六、七二三
b 其他	五三〇、九〇一
18 小包郵便物	—
19 旅客携帶品	—
合計	九、一六二、九六五

全滿洲輸移入品價額仕出國別表

六年

（單位海關兩）

國別	支那	日本	朝鮮	香港	英領印度	蘭領印度	露西亞	獨逸	英吉利	北米合衆國	其他	支那諸港品	合計
支那	—	一、三六〇、四七九	四、八三五、一四八	三、八一〇、四七九	一、六三〇、四七九	一、六三〇、四七九	一、六三〇、四七九	一、六三〇、四七九	一、六三〇、四七九	一、六三〇、四七九	一、六三〇、四七九	一、六三〇、四七九	一、六三〇、四七九
日本	四三〇、七九	—	四八五、四七九	三八〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九
朝鮮	四三〇、七九	四八五、四七九	—	三八〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九
香港	四三〇、七九	四八五、四七九	三八〇、四七九	—	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九
英領印度	四三〇、七九	四八五、四七九	三八〇、四七九	一、三六〇、四七九	—	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九
蘭領印度	四三〇、七九	四八五、四七九	三八〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	—	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九
露西亞	四三〇、七九	四八五、四七九	三八〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	—	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九
獨逸	四三〇、七九	四八五、四七九	三八〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	—	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九
英吉利	四三〇、七九	四八五、四七九	三八〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	—	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九
北米合衆國	四三〇、七九	四八五、四七九	三八〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	—	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九
其他	四三〇、七九	四八五、四七九	三八〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	—	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九
支那諸港品	四三〇、七九	四八五、四七九	三八〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	—	一、三六〇、四七九
合計	四三〇、七九	四八五、四七九	三八〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	一、三六〇、四七九	—

第五節　日本品の輸入趨勢

前節迄で滿洲貿易の概略とその趨勢を窺ふことが出來たから、本節では日本品の滿洲輸移入貿易に於ける事情を各商品別に考察することにする。

先づ、滿洲に於ける輸移入品五十三種目に就き日本品並にそれ以外の主なる外國品の昭和元年から昭和五年に至る輸移入趨勢を見るに左の如くである。

品名	年次	日本		韓		印度		英吉利		計		各年の總額に對する百分比
		金額	百分比	金	額	百分比		金額	百分比	百分比		
綿織物		海關兩		海關	兩			海關兩				
	昭和元年	36,538,917	60,89	1	57	1.00		445,653	0.7	100.00		22.30
	昭和二年	33,002,233	60,64	4	—	—		204,351	0.3	100.00		20.34
	昭和三年	37,247,972	64,02	14	—	—		272,806	0.4	100.00		19.72
	昭和四年	41,102,511	61,47	14	—	—		239,768	.3	100.00		20.62
	昭和五年	30,332,212	55,83	3	—	—		164,968	0.3	100.00		18.00
毛及毛綿交織物												
	昭和元年	760,721	12,83	—	—	—		1.292,503	21.8	100.00		2.20
	昭和二年	1,023,294	15,07	—	—	—		1,187,551	17.4	100.00		2.60
	昭和三年	2,086,350	23,58	1	—	—		1,784,640	20.1	100.00		3.00
	昭和四年	2,440,947	30,36	—	—	—		1,514,403	18.8	100 00		2.48
	昭和五年	1,877,346	30,32	—	—	—		790,829	12.7	100.00		2.05
絹及絹綿交織物												
	昭和元年	184,733	4,75	—	—	—		46,109	1.1	100.00		1.45
	昭和二年	112,145	3,27	—	—	—		29,969	0.8	100.00		1.31
	昭和三年	103,999	2,81	—	—	—		42,855	1.1	100.00		1.25
	昭和四年	101,212	2,25	—	—	—		22,533	0.5	100.00		1.39
	昭和五年	69,537	3,46	—	—	—		924	0.0	100.00		0.94
其他雜織物												
	昭和元年	735,589	30,36	—	—	—		296,330	12.2	100.00		0.90
	昭和二年	518,638	21,5	23	0.08			113,302	4.92	100.00		0.92
	昭和三年	1,497,953	33,2	140	0.05			164,203	3.6	100.00		1.53
	昭和四年	2,506,576	61,8	—	—	—		169,382	4.1	100.00		1.25
	昭和五年	909,982	58,2	—	—	—		88,968	5.6	100.00		0.52
綿絲												
	昭和元年	67,498	15,7	—	—	—		111,994	26.0	100.00		0.16
	昭和二年	63,272	13,	—	—	—		105,262	22.9	100.00		0.18
	昭和三年	52,352	7,	—	—	—		153,096	20.9	100.00		0.25
	昭和四年	41,877	8,	—	—	—		150,841	31.1	100.00		0.15
	昭和五年	63,148	12,	—	—	—		78,903	15.0	100.00		0.17
綿絲												
	昭和元年	3,634,078	22	—	—	—		131	1.00	100.00		6.07
	昭和二年	2,512,193	19	—	—	—		—	—	100.00		4.94
	昭和三年	3,379,601	2	—	—	—		—	—	100.00		4.29
	昭和四年	3,006,012	2	—	—	—		—	—	100.00		8.72
	昭和五年	2,320,575	2	—	—	—		—	—	100.00		3.62

滿洲商品別輸移入統計

日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲繼品		其他		合計		各年の總額に對する百分比
額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	
海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		
538,917	60,89	1,931	0.00	17,394,968	29.00	—	—	1,057	1.00	445,653	0.74	1,743,073	2.90	17,639	0.03	57,923	0.10	3,648	00.1	1,559	0.00	—	—	54,089	0.09	3.734,410	6.22	13,393	0.02	60,003,260	100.00	22.30
002,233	60,64	4,658	0.01	15,739,472	28.92	—	—	—	—	204,351	0.38	2,229,557	4.09	5,494	0.01	60,066	0.11	3,937	0.01	8,412	00.2	—	—	50,489	0.09	3,099,384	5.69	16,145	0.03	54,424,198	100.00	20.34
247,972	64,02	14,032	0.03	15,150,744	26.04	5,379	0.01	—	—	272,806	0.47	2,398,229	4.98	22,760	0.04	66,201	0.11	9,081	0.02	6,452	0.01	—	—	52,793	0.09	2,415,945	4.15	19.336	0.03	58,181,825	100.00	19.72
102,511	61,47	14,073	0.02	20,644,043	30.87	—	—	—	—	239,768	.36	1,717,466	2.57	25,868	0.03	77.950	0.12	14,816	0.02	13,413	0.02	—	—	800,960	1.20	2,212,899	3.31	5,032	0.01	66,863,794	100.00	20.62
332,212	55,83	35,083	0.06	20,277,355	37.32	—	—	—	—	164,968	0.30	1,692,480	3.12	3,404	0.01	30,720	0.06	6,702	0.01	209	0.00	—	—	10.495	0.02	1,773,843	3.26	3,176	0.01	54,330,656	100.00	18.00
760,721	12,83	3,578	0.06	1,894	0.03	1,176	0.02	—	—	1.292,503	21.80	52,307	0.88	66,164	1.12	777,585	13.11	38.300	0.65	16,837	0.28	—	—	17,253	0.29	2,757,681	46.50	143,948	2,43	5,929,947	100.00	2.20
023,294	15,07	3,107	0.05	783	0.01	9,560	0.14	—	—	1,187,551	17.49	80,684	1.19	144,089	2.12	853,163	12.57	90,398	1.33	7,236	0.11	—	—	20,146	0.30	3,188,567	46.95	181,539	2.67	6,790,126	100.00	2.60
086,350	23,58	11,550	0.14	2,028	0.02	3,440	0,04	—	—	1,784,640	20.18	95.235	1.08	144,932	1.64	1,419,553	16.05	141,043	1.59	26,770	0.30	—	—	14,812	0.17	2,879,896	32.55	235,855	2.66	8,846,104	100.00	3.00
440,947	30,36	8,348	0·10	4,608	0.06	—	—	—	—	1,514,403	18.84	15,427	0.19	184,090	2.29	1,603,223	19.94	94,383	1.17	7,398	0.09	—	—	13,103	0.23	1,968,617	24.49	180,251	2.24	8,039,798	100 00	2.48
877,346	30,32	5,813	0.09	7.606	0.12	22,147	0.36	—	—	790,829	12.77	4,680	0.07	123,460	1.99	1,085,921	17.54	117,689	1.90	2,624	0.04	—	—	2,990	0.05	2,069,775	33.43	81,729	1.32	6,192,609	100.00	2.05
184,733	4,75	44	0.00	3,601,624	92.57	—	—	—	—	46,109	1.18	1,416	0.04	1,768	0.05	23,205	0.60	—	—	—	—	—	—	1,146	0,03	30,463	0.78	—	—	3,890,503	100.00	1.45
112,145	3,27	—	—	3,210,797	93,64	—	—	—	—	29,969	0.87	2,937	0.09	1,598	5.05	46,336	1.35	—	—	1,476	0.04	—	—	128	0.01	23,433	0.68	101	0.00	3,428,920	100.00	1.31
103,999	2,81	727	0,02	3,374,173	91.30	—	—	—	—	42,855	1.16	3,019	0.08	10,102	0.27	140.250	3.80	2,059	0.06	2,443	0.07	—	—	—	—	15,409	0.42	664	0.01	3,695,700	100.00	1.25
101,212	2,25	269	0.01	4,240,563	94.34	—	—	—	—	22,533	0.50	7,402	0.16	1,061	0.02	97.418	2.17	—	—	8,716	0.19	—	—	—	—	15,620	0.35	—	—	4,494,794	100.00	1.39
69,537	3,46	4,843	0.17	2,710,256	95.79	—	—	—	—	924	0.03	—	—	1,641	0.06	31.739	1.12	—	—	8.817	0.31	—	—	—	—	1,770	0.06	—	—	2,329.527	100.00	0.94
735,589	30,36	3,584	0.35	362,979	14.98	7,528	0.31	—	—	296,330	12.23	351,106	14.49	36,094	1.49	173,159	7.15	9,426	0.39	3,456	0.14	—	—	74,502	3.08	333,003	13.74	31,223	1.29	2,422,979	100.00	0.90
518,638	21,56	9,600	0.40	1,194,824	49.66	80	0.00	1,923	0.08	118,302	4.92	76,741	3.19	30,984	1.29	84,191	3.50	16,895	0.70	6,993	0.28	—	—	44,977	1.87	290,582	12.08	11.366	0.47	2,406,096	100.00	0.92
497,953	33,22	5,707	0.13	2,154,571	47.78	12,989	0.29	2,440	0.05	164,203	3.64	75,814	1.68	48,122	1.07	131,145	2.91	7,851	0.17	6,228	0.14	—	—	64,844	1.44	319,976	7.10	17,425	0.38	4,509,268	100.00	1.53
506,576	61,86	3,610	0.08	793,862	19.71	12,127	0.30	—	—	169,382	4.18	109,519	2.73	30,482	0.75	148,929	3.67	10,782	0.26	8,533	0.21	448	1.01	20,178	0.50	218,557	5,39	14,199	0.35	4,052,189	100.00	1.25
909,982	58,24	15,884	1.02	158,032	10.11	14,930	0.96	—	—	88,968	5.69	133,523	8.55	22,800	1.46	49,598	3.18	4,604	0.29	4,739	0.30	—	—	26,136	1.68	129.573	8,29	3,556	0.23	1,562,330	100.00	0.52
67,498	15,73	—	—	4,912	1.14	—	—	—	—	111,994	26.09	14,413	3.36	13,177	3.07	641	0.15	6,689	1.56	—	—	—	—	—	—	209,863	48,90	—	—	429,187	100.00	0.16
63,272	13,79	—	—	1,465	0.32	—	—	—	—	105,262	22.95	15,445	3.37	12,264	2.67	2,627	0.57	2,581	0.56	—	—	—	—	—	—	255,864	55.77	—	—	458,780	100.00	0.18
52,352	7,18	265	0.04	—	—	—	—	—	—	153,096	20.99	254,227	34.86	20,014	2.75	1,459	0.20	3,066	0.42	—	—	—	—	—	—	244,748	33.56	—	—	729,227	100.00	0.25
41,877	8,65	166	0.03	1,672	0.35	—	—	—	—	150,841	31.14	43,680	6.02	21,790	4.50	1,213	0.25	1,111	0.22	—	—	—	—	—	—	222,009	45.84	—	—	434,359	100.00	0.15
63,148	12,05	—	—	12,017	2.29	—	—	—	—	78,903	15.06	45,061	8.60	13,995	2.67	1,027	0.20	3,679	0.70	560	0.10	—	—	—	—	305.730	58,33	—	—	524,120	100.00	0.17
634,078	22,25	240	0.00	12,608,481	77.21	—	—	—	—	131	1.00	8,573	0.05	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	79,367	0.46	—	—	16,330,369	100.00	6.07
512,193	19,47	334	0.01	10,379,844	80.46	—	—	—	—	—	—	3,711	0.03	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	0.03	—	—	12,900,092	100.00	4.94
379,601	26,71	1,776	0.01	9,268,869	73.25	—	—	—	—	—	—	3,741	0.03	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	396	0.00	—	—	12,654,383	100.00	4.29
006,012	24.90	2,456	0.02	9,056,904	75.03	—	—	—	—	—	—	4,642	0.04	105	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	249	0.01	—	—	12,070,363	100.00	8.72
320,575	21,24	6,490	0.06	8,567,826	78.42	—	—	—	—	—	—	3,976	0.04	—	—	367	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	26.114	0.24	—	—	10,925,348	100.00	3.62

滿洲商品別輸移入統計

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲繼品		其
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金
綿織物		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關
	昭和元年	36,538,917	60,89	1,931	0.00	17,394,968	29.00	—	—	1,057	1.00	445,653	0.74	1,743,073	2.90	17,639	0.03	57,923	0.10	3,648	00.1	1,559	0.00	—	—	54,089	0.09	3,734,410	6.22	13,2
	昭和二年	33,002,233	60,64	4,658	0.01	15,739,472	28.92	—	—	—	—	204,351	0.38	2,229,557	4.09	5,494	0.01	60,066	0.11	3,937	0.01	8,412	00.2	—	—	50,459	0.09	3,099,384	5.69	16,1
	昭和三年	37,247,972	64,02	14,032	0.03	15,150,744	26.04	5,379	0.01	—	—	272,806	0.47	2,398,229	4.98	22,760	0.04	66,201	0.11	9,081	0.02	6,452	0.01	—	—	52,793	0.09	2,415,945	4.15	19,3
	昭和四年	41,102,511	61,47	14,073	0.02	20,644,043	30.87	—	—	—	—	239,768	.36	1,717,466	2.57	25,868	0.03	77,950	0.12	14,816	0.02	13,413	0.02	—	—	800,960	1.20	2,212,899	3.31	5,0
	昭和五年	30,332,212	55,83	35,083	0.06	20,277,355	37.32	—	—	—	—	164,968	0.30	1,692,480	3.12	3,404	0.01	30,720	0.06	6,702	0.01	209	0.00	—	—	10.495	0.02	1,773,843	3.26	3,1
毛及毛綿交織物																														
	昭和元年	760,721	12,83	3,578	0.06	1,894	0.03	1,176	0.02	—	—	1.292,503	21.80	52,307	0.88	66,164	1.12	777,585	13.11	38.300	0.65	16,837	0.28	—	—	17,253	0.29	2,757,681	46.50	143,9
	昭和二年	1,023,294	15,07	3,107	0.05	783	0.01	9,560	0.14	—	—	1,187,551	17.49	80,684	1.19	144,089	2.12	853,163	12.57	90,398	1.33	7,236	0.11	—	—	20,146	0.30	3,188,567	46.95	181,5
	昭和三年	2,086,350	23,58	11,550	0.14	2,028	0.02	3,440	0,04	—	—	1,784,640	20.18	95.235	1.08	144,932	1.64	1,419,553	16.05	141,043	1.59	26,770	0.30	—	—	14,812	0.17	2,879,896	32.55	235,8
	昭和四年	2,440,947	30,36	8,348	0·10	4,608	0.06	—	—	—	—	1,514,403	18.84	15,427	0.19	184,090	2.29	1,603,223	19.94	94,383	1.17	7,398	0.09	—	—	13,103	0.23	1,968,617	24.49	180,2
	昭和五年	1,877,346	30,32	5,813	0.09	7.606	0.12	22,147	0,36	—	—	790,829	12.77	4,680	0.07	123,460	1.99	1,085,921	17.54	117,689	1.90	2,624	0.04	—	—	2,990	0.05	2,069,775	33.43	81,7
絹及絹綿交織物																														
	昭和元年	184,733	4,75	44	0.00	3,601,624	92.57	—	—	—	—	46,109	1.18	1,416	0.04	1,763	0.05	23,205	0.60	—	—	—	—	—	—	1,146	0,03	30,463	0.78	
	昭和二年	112,145	3,27	—	—	3,210,797	93,64	—	—	—	—	29,969	0.87	2,937	0.09	1,598	5.05	46,336	1.35	—	—	1,476	0.04	—	—	128	0.01	23,433	0.68	1
	昭和三年	103,999	2,81	727	0,02	3,374,173	91.30	—	—	—	—	42,855	1.16	3,019	0.08	10,102	0.27	140.250	3.80	2,059	0.06	2,443	0.07	—	—	—	—	15,409	0.42	6
	昭和四年	101,212	2,25	269	0.01	4,240,563	94.34	—	—	—	—	22,533	0.50	7,402	0.16	1,061	0.02	97.418	2.17	—	—	8,716	0.19	—	—	—	—	15,620	0.35	
	昭和五年	69,537	3,46	4,843	0.17	2,710,256	95.79	—	—	—	—	924	0.03	—	—	1,641	0.06	31.739	1.12	—	—	8.817	0.31	—	—	—	—	1,770	0.06	
其他雜織物																														
	昭和元年	735,589	30,36	3,584	0.35	362,979	14.98	7,528	0.31	—	—	296,330	12.23	351,106	14.49	36,094	1.49	173,159	7.15	9,426	0.39	3,456	0.14	—	—	74,502	3.08	333,003	13.74	31,2
	昭和二年	518,638	21,56	9,600	0.40	1,194,824	49.66	80	0.00	1,923	0.08	113,302	4.92	76,741	3.19	30,984	1.29	84,191	3.50	16,895	0.70	6,993	0.28	—	—	44,977	1.87	290,582	12.08	11,3
	昭和三年	1,497,953	33,22	5,707	0.13	2,154,571	47.78	12,989	0.29	2,440	0.05	164,203	3.64	75,814	1.68	48,122	1.07	131,145	2.91	7,851	0.17	6,228	0.14	—	—	64,844	1.44	319,976	7.10	17,4
	昭和四年	2,506,576	61,86	3,610	0.08	793,862	19.71	12,127	0.30	—	—	169,382	4.18	109,519	2.73	30,482	0.75	148,929	3.67	10,782	0.26	8,533	0.21	448	1.01	20,178	0.50	218,557	5,39	14,1
	昭和五年	909,982	58,24	15,884	1.02	158,032	10.11	14,930	0.96	—	—	88,968	5.69	133,528	8.55	22,800	1.46	49,598	3.18	4,604	0.29	4,739	0.30	—	—	26,186	1.68	129.573	8,29	3,5
綿絲絲																														
	昭和元年	67,498	15,73	—	—	4,912	1.14	—	—	—	—	111,994	26.09	14,413	3.36	13,177	3.07	641	0.15	6,689	1.56	—	—	—	—	—	—	209,863	48,90	
	昭和二年	63,272	13,79	—	—	1,465	0.32	—	—	—	—	105,262	22.95	15,445	3.37	12,264	2.67	2,627	0.57	2,581	0.56	—	—	—	—	—	—	255,864	55.77	
	昭和三年	52,352	7,18	265	0.04	—	—	—	—	—	—	153,096	20.99	254,227	34.86	20,014	2.75	1,459	0.20	3,066	0.42	—	—	—	—	—	—	244,748	33.56	
	昭和四年	41,877	8,65	166	0.03	1,672	0.35	—	—	—	—	150,841	31.14	43,680	6.02	21,790	4.50	1,213	0.25	1,111	0.22	—	—	—	—	—	—	222,009	45.84	
	昭和五年	63,148	12,05	—	—	12,017	2.29	—	—	—	—	78,903	15.06	45,061	8.60	13,995	2.67	1,027	0.20	3,679	0.70	560	0.10	—	—	—	—	305.730	58,33	
綿織絲																														
	昭和元年	3,634,078	22,25	240	0.00	12,608,481	77.21	—	—	—	—	131	1.00	8,573	0.05	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	79,367	0.46	
	昭和二年	2,512,193	19,47	334	0.01	10.379,844	80.46	—	—	—	—	—	—	3,711	0.03	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	0.03	
	昭和三年	3,379,601	26,71	1,776	0.01	9,268,869	73.25	—	—	—	—	—	—	3,741	0.03	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	396	0.00	
	昭和四年	3,006,012	24.90	2,456	0.02	9,056,904	75.03	—	—	—	—	—	—	4,642	0.04	105	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	249	0.01	
	昭和五年	2,320,575	21,24	6,490	0.06	8,567,826	78.42	—	—	—	—	—	—	3,976	0.04	—	—	367	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	26.114	0.24	

二

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額
棉花		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩
	昭和元年	2,751,489	46.40	—	—	3,077,773	51.91	—	—	91,51
	昭和二年	3,280,001	54.85	100	0.00	2,535,162	42.40	—	—	—
	昭和三年	2,790,770	47.61	—	—	3,167,749	36.99	—	—	434,17
	昭和四年	—	—	25	0.00	2,575,360	82.18	—	—	—
	昭和五年	4,417,554	53.42	20,017	0.25	1,516,684	18.34	—	—	77,17
滿蠶絲及絹製品										
	昭和元年	65,687	29.18	4,770	2.12	138,077	61.34	—	—	—
	昭和二年	81,004	32.70	10,265	4.14	138,381	55.85	—	—	—
	昭和三年	135,691	57.14	8,406	3.54	73,263	30.85	—	—	—
	昭和四年	201,231	51.51	6,516	1.67	156,774	40.13	—	—	—
	昭和五年	214,200	50.37	3,800	0.89	124,549	29.29	25	0.00	—
其他絲綢及材料										
	昭和元年	689,671	31.02	6,740	0.30	574,983	25.87	139,690	6.29	219,80
	昭和二年	875,352	39.77	1,919	0.09	332,209	15.09	413,679	18.80	13,13
	昭和三年	900,472	28.05	1,771	0.06	642,456	20.01	636,443	19.83	131,00
	昭和四年	897,364	21.35	1,956	0.05	499,283	11.88	1,031,624	24.54	105,23
	昭和五年	434,665	11.68	32,753	0.88	1,581,946	42.52	828,180	22.26	36
衣服及附屬品										
	昭和元年	2,359,356	64.83	37,425	1.03	559,300	15.37	4,116	0.11	—
	昭和二年	2,356,323	66.18	47,372	1.33	617,182	17.33	2,401	0.07	—
	昭和三年	3,936,901	62.36	65,877	1.04	832,586	13.19	2,127	0.03	—
	昭和四年	4,533,245	69.86	124,737	1.92	926,017	14.27	9,841	0.15	—
	昭和五年	2,951,677	56.06	97,618	1.85	1,474,343	28.00	10,617	0.20	—
米										
	昭和元年	854,066	29.62	67,462	2.34	828,276	28.73	644,747	22.36	30,88
	昭和二年	247,737	11.13	127,269	5.72	1,022,755	45.95	633,132	28.44	101,16
	昭和三年	188,203	7.59	66,229	2.67	1,386,919	55.96	708,808	28.60	—
	昭和四年	227,988	11.85	88,509	4.60	760,658	39.53	778,962	40.48	6,63
	昭和五年	822,444	29.76	160,829	5.82	503,496	18.22	1,067,544	38.62	123,55
其他穀物及種子										
	昭和元年	122,984	6.05	34,923	1.72	1,648,563	81.15	688	0.03	2,08
	昭和二年	166,191	5.45	408,225	13.38	2,417,567	79.24	2,020	0.06	—
	昭和三年	176,089	6.37	25,274	0.92	2,515,958	91.04	470	0.02	1,28
	昭和四年	118,124	3.35	49,720	1.41	3,324,275	94.30	623	0.02	26
	和和五年	232,611	5.23	158,313	3.56	4,014,850	90.32	442	0.01	—

本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲継品		其他		合計		各年の總額に對する百分比
分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	
	海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		
46.40	—	—	3,077,773	51.91	—	—	91,518	1.54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,917	0.15	—	—	5,929,697	100.00	2.20
54.85	100	0.00	2,535,162	42.40	—	—	—	—	—	—	5,769	0.10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	128,270	2.14	30,400	0.51	—	—	5,979,702	100.00	2.29
47.61	—	—	2,167,749	36.99	—	—	434,175	7.41	—	—	3,430	0.06	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	403,355	6.88	61,737	1.05	—	—	5,861,216	100.00	1.99
—	25	0.00	2,575,360	82.18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	558,362	17.82	—	—	3,133,747	100.00	0.97
53.42	20,017	0.25	1,516,684	18.34	—	—	77,170	0.93	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	733,748	8.87	1,504,676	18.19	—	—	8,269,849	100.00	2.74
29.18	4,770	2.12	138,077	61.34	—	—	—	—	2,474	1.10	—	—	5,390	2.39	131	0.06	—	—	—	—	—	—	1,960	0.87	6,628	2.94	—	—	225,117	100.00	0.08
32.70	10,265	4.14	138,381	55.85	—	—	—	—	705	0.28	1,354	0.55	8,303	3.35	2,484	1.00	—	—	—	—	—	—	349	0.14	4,926	2.00	—	—	247,771	100.00	0.09
57.14	8,406	3.54	73,263	30.85	—	—	—	—	4,237	1.31	48	0.00	3,382	1.43	2,145	0.90	—	—	—	—	—	—	2,053	0.87	5,368	2.26	2,837	1.20	237,480	100.00	0.08
51.51	6,516	1.67	156,774	40.13	—	—	—	—	8,883	2.27	807	0.21	988	0.23	—	—	189	0.05	—	—	—	—	1,513	0.39	3,910	1.01	9,857	2.53	390,668	100.00	0.12
50.37	3,800	0.89	124,549	29.29	25	0.00	—	—	7,688	1.31	107	0.03	2,398	0.56	16,256	3.82	—	—	2,305	0.54	—	—	21	0.00	18,902	4.44	35,025	8.25	425,276	100.00	0.14
31.02	6,740	0.30	574,983	25.87	139,690	6.29	219,301	9.89	91,532	4.12	73,288	3.30	—	—	155,457	6.99	53,076	2.39	—	—	—	—	—	—	217,933	9.31	386	0.02	2,222,557	100.00	0.53
39.77	1,919	0.09	332,209	15.09	413,679	18.80	13,136	0.60	160,541	7.29	44,979	2.04	—	—	53,170	2.41	7,712	0.35	2,212	0.10	—	—	—	—	283,764	12.89	12,315	0.57	2,200,988	100.00	0.84
28.05	1,771	0.06	642,456	20.01	636,443	19.83	131,000	4.08	127,956	3.99	124,503	3.88	—	—	264,170	8.23	79,782	2.49	—	—	—	—	2,270	0.07	293,993	9.16	5,357	0.16	3,210,173	100.00	1.09
21.35	1,956	0.05	499,283	11.88	1,031,624	24.54	105,233	2.50	436,179	10.38	19,398	0.46	—	—	729,430	17.35	53,578	1.28	14,875	0.35	—	—	2,483	0.06	405,713	9.65	5,883	0.14	4,203,004	100.00	1.30
11.68	32,753	0.88	1,581,946	42.52	828,180	22.26	360	0.01	185,155	4.97	14,625	0.39	4,328	0.12	368,219	9.90	3,171	0.09	—	—	—	—	—	—	263,446	7.08	3,607	0.10	3,720,455	100.00	1.23
64.83	37,425	1.03	559,300	15.37	4,116	0.11	—	—	55,546	1.53	102,733	2.83	10,146	0.28	133,644	3.67	1,539	0.04	4,371	0.12	—	—	159,132	4.37	144,208	3.96	67,579	1.86	3,639,095	100.00	1.35
66.18	47,372	1.33	617,182	17.33	2,401	0.07	—	—	55,493	1.56	76,624	2.15	9,635	0.28	102,817	2.89	187	0.00	—	—	—	—	110,577	3.10	129,190	3.63	52,789	1.48	3,560,590	100.00	1.36
62.36	65,877	1.04	832,586	13.19	2,127	0.03	—	—	85,662	1.36	347,273	5.51	47,203	0.75	319,739	5.06	3,311	0.06	—	—	—	—	174,864	2.76	162,500	2.57	334,932	5.31	6,313,475	100.00	2.14
69.86	124,737	1.92	926,017	14.27	9,841	0.15	—	—	63,340	0.99	176,718	2.72	33,425	0.51	217,917	3.37	1,133	0.02	3,001	0.04	—	—	84,977	1.31	143,363	2.21	171,198	2.63	6,489,467	100.00	2.00
56.06	97,618	1.85	1,474,343	28.00	10,617	0.20	—	—	45,165	0.86	126,298	2.40	32,658	0.62	149,924	2.85	99	—	2,845	0.05	740	0.02	83,307	1.58	97,166	1.84	193,182	3.67	5,265,639	100.00	1.74
29.62	67,462	2.34	828,276	28.73	644,747	22.36	30,886	1.07	—	—	1,281	0.04	—	—	—	—	—	—	—	—	342	0.01	—	—	199,915	6.93	256,069	8.88	2,883,044	100.00	1.07
11.13	127,269	5.72	1,022,755	45.95	633,132	28.44	101,162	4.54	—	—	—	—	—	—	207	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	39,649	1.78	53,879	2.43	2,225,790	100.00	0.85
7.59	66,229	2.67	1,386,919	55.96	708,808	28.60	—	—	—	—	766	0.03	—	—	206	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	27,024	1.09	100,076	4.04	2,478,231	100.00	0.84
11.85	88,509	4.60	760,658	39.53	778,962	40.48	6,634	0.34	—	—	429	0.03	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60,935	3.17	1,924,215	1000.0	0.59
29.76	160,829	5.82	503,496	18.22	1,067,544	38.62	123,551	4.47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85,960	3.11	2,763,824	100.00	0.92
6.05	34,923	1.72	1,648,563	81.15	688	0.03	2,087	0.10	—	—	47,278	2.33	871	0.04	16,226	0.80	41	0.00	—	—	—	—	823	0.04	487	0.02	156,687	7.71	2,031,658	100.00	0.75
5.45	408,225	13.38	2,417,567	79.24	2,020	0.06	—	—	—	—	34,440	1.13	—	—	3,242	0.10	—	—	—	—	—	—	392	0.01	197	0.01	18,638	0.62	3,050,912	100.00	1.17
6.37	25,274	0.92	2,515,958	91.04	470	0.02	1,280	0.05	7	0.00	24,577	0.89	28	0.00	7,764	0.28	—	—	—	—	—	—	204	0.01	272	0.01	11,645	0.42	2,763,568	100.00	0.94
3.35	49,720	1.41	3,324,275	94.30	623	0.02	264	0.01	—	—	23,038	0.65	237	0.01	8,376	0.24	—	—	—	—	—	—	478	0.01	140	0.00	—	—	3,525,325	100.00	1.09
5.23	158,313	3.56	4,014,850	90.32	442	0.01	—	—	—	—	23,976	0.54	155	0.00	597	0.02	—	—	63	0.00	12,975	0.29	365	0.01	652	0.01	—	—	4,444,999	100.00	1.47

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭領印度		北米合衆國		支那仲継品	
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
棉花		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩	
	昭和元年	2,751,489	46.40	—	—	3,077,773	51.91	—	—	91,518	1.54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,917	0.15
	昭和二年	3,280,001	54.85	100	0.00	2,535,162	42.40	—	—	—	—	—	—	5,769	0.10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	128,270	2.14	30,400	0.51
	昭和三年	2,790,770	47.61	—	—	2,167,749	36.99	—	—	434,175	7.41	—	—	3,430	0.06	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	403,355	6.88	61,737	1.05
	昭和四年	—	—	25	0.00	2,575,360	82.18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	558,362	17.82
	昭和五年	4,417,554	53.42	20,017	0.25	1,516,684	18.34	—	—	77,170	0.93	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	733,748	8.87	1,504,676	18.19
繭蠶絲及絹製品																													
	昭和元年	65,687	29.18	4,770	2.12	138,077	61.34	—	—	—	—	2,474	1.10	—	—	5,390	2.39	131	0.06	—	—	—	—	—	—	1,960	0.87	6,628	2.94
	昭和二年	81,004	32.70	10,265	4.14	138,381	55.85	—	—	—	—	705	0.28	1,354	0.55	8,303	3.35	2,484	1.00	—	—	—	—	—	—	349	0.14	4,926	2.00
	昭和三年	135,691	57.14	8,406	3.54	73,263	30.85	—	—	—	—	4,237	1.31	48	0.00	3,382	1.43	2,145	0.90	—	—	—	—	—	—	2,053	0.87	5,368	2.26
	昭和四年	201,231	51.51	6,516	1.67	156,774	40.13	—	—	—	—	8,883	2.27	807	0.21	988	0.23	—	—	189	0.05	—	—	—	—	1,513	0.39	3,910	1.01
	昭和五年	214,200	50.37	3,800	0.89	124,549	29.29	25	0.00	—	—	7,688	1.81	107	0.03	2,398	0.56	16,256	3.82	—	—	2,305	0.54	—	—	21	0.00	18,902	4.44
其他絲縷及材料																													
	昭和元年	689,671	31.02	6,740	0.30	574,983	25.87	139,690	6.29	219,801	9.89	91,532	4.12	73,288	3.30	—	—	155,457	6.99	53,076	2.39	—	—	—	—	—	—	217,933	9.81
	昭和二年	875,352	39.77	1,919	0.09	332,209	15.09	413,679	18.80	13,136	0.60	160,541	7.29	44,979	2.04	—	—	53,170	2.41	7,712	0.35	2,212	0.10	—	—	—	—	283,764	12.89
	昭和三年	900,472	28.05	1,771	0.06	642,456	20.01	636,443	19.83	131,000	4.08	127,956	3.99	124,503	3.88	—	—	264,170	8.23	79,782	2.49	—	—	—	—	2,270	0.07	293,993	9.16
	昭和四年	897,364	21.35	1,956	0.05	499,283	11.88	1,031,624	24.54	105,233	2.50	436,179	10.38	19,398	0.46	—	—	729,430	17.35	53,578	1.28	14,875	0.35	—	—	2,483	0.06	405,713	9.65
	昭和五年	434,665	11.68	32,753	0.88	1,581,946	42.52	828,180	22.26	360	0.01	185,155	4.97	14,625	0.39	4,328	0.12	368,219	9.90	3,171	0.09	—	—	—	—	—	—	263,446	7.08
衣服及附屬品																													
	昭和元年	2,359,356	64.83	37,425	1.03	559,300	15.37	4,116	0.11	—	—	55,546	1.53	102,733	2.83	10,146	0.28	133,644	3.67	1,539	0.04	4,371	0.12	—	—	159,132	4.37	144,208	3.96
	昭和二年	2,356,323	66.18	47,372	1.33	617,132	17.33	2,401	0.07	—	—	55,493	1.56	76,624	2.15	9,635	0.28	102,817	2.89	137	0.00	—	—	—	—	110,577	3.10	129,190	3.63
	昭和三年	3,936,901	62.36	65,877	1.04	832,586	13.19	2,127	0.03	—	—	85,662	1.36	347,273	5.51	47,203	0.75	319,739	5.06	3,811	0.06	—	—	—	—	174,864	2.76	162,500	2.57
	昭和四年	4,533,245	69.86	124,737	1.92	926,017	14.27	9,841	0.15	—	—	63,840	0.99	176,718	2.72	33,425	0.51	217,917	3.37	1,133	0.02	3,001	0.04	—	—	84,977	1.31	143,363	2.21
	昭和五年	2,951,677	56.06	97,618	1.85	1,474,343	28.00	10,617	0.20	—	—	45,165	0.86	126,598	2.40	32,658	0.62	149,924	2.85	99	—	2,845	0.05	740	0.02	83,307	1.58	97,166	1.84
米																													
	昭和元年	854,066	29.62	67,462	2.34	828,276	28.73	644,747	22.36	30,886	1.07	—	—	1,261	0.04	—	—	—	—	—	—	—	—	342	0.01	—	—	199,915	6.93
	昭和二年	247,737	11.13	127,269	5.72	1,022,755	45.95	633,132	28.44	101,162	4.54	—	—	—	—	—	—	207	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	39,649	1.78
	昭和三年	188,203	7.59	66,229	2.67	1,386,919	55.96	708,808	28.60	—	—	—	—	766	0.03	—	—	206	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	27,024	1.09
	昭和四年	227,988	11.85	88,509	4.60	760,658	39.53	778,962	40.48	6,634	0.34	—	—	429	0.03	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和五年	822,444	29.76	160,829	5.82	503,496	18.22	1,067,544	38.62	123,551	4.47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他穀物及種子																													
	昭和元年	122,984	6.05	34,923	1.72	1,648,563	81.15	688	0.03	2,087	0.10	—	—	47,278	2.33	871	0.04	16,226	0.80	41	0.00	—	—	—	—	823	0.04	487	0.02
	昭和二年	166,191	5.45	408,225	13.38	2,417,567	79.24	2,020	0.06	—	—	—	—	34,440	1.13	—	—	3,242	0.10	—	—	—	—	—	—	392	0.01	197	0.01
	昭和三年	176,089	6.37	25,274	0.92	2,515,958	91.04	470	0.02	1,280	0.05	7	0.00	24,577	0.89	28	0.00	7,764	0.28	—	—	—	—	—	—	204	0.01	272	0.01
	昭和四年	118,124	3.35	49,720	1.41	3,324,275	94.30	623	0.02	264	0.01	—	—	23,038	0.65	237	0.01	8,376	0.24	—	—	—	—	—	—	478	0.01	140	0.00
	和和五年	232,611	5.23	158,313	3.56	4,014,850	90.32	442	0.01	—	—	—	—	23,976	0.54	155	0.00	597	0.02	—	—	63	0.00	12,975	0.29	365	0.01	652	0.01

三

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金
麥粉		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關
	昭和元年	4,668,403	24.38	120,081	0.63	8,861,259	46.29	—	—	
	昭和二年	1,254,228	16.51	46,452	0.61	3,501,598	46.08	—	—	
	昭和三年	3,871,202	49.00	23,026	0.29	2,403,274	30.41	—	—	
	昭和四年	10,004,718	44.43	21,246	0.09	2,953,899	13.07	32	0.00	
	昭和五年	2,712,699	15.11	27,370	0.15	7,548,386	42.04	—	—	
野菜										
	昭和元年	238,478	28.98	14,305	1.43	626,635	62.95	3,295	0.33	
	昭和二年	337,002	34.68	9,244	0.95	552,727	56.88	14,751	1.52	
	昭和三年	418,763	45.78	18,368	2.01	422,884	46.22	12,563	1.38	
	昭和四年	409,235	44.55	12,673	1.38	404,162	43.98	54,595	5.94	
	昭和五年	538,913	33.35	12,144	0.75	895,616	55.42	113,820	7.04	
果物										
	昭和元年	1,613,100	43.13	362,999	10.83	906,624	27.05	50,560	1.51	
	昭和二年	1,324,367	43.20	309,604	10.10	912,939	29.77	24,786	0.81	
	昭和三年	1,212,503	42.17	318,002	11.06	823,711	28.65	16,956	0.59	
	昭和四年	1,489,092	42.35	492,262	14.00	939,247	26.70	19,833	0.56	
	昭和五年	1,073,665	40.96	198,082	7.56	949,565	36.23	20,708	0.79	
砂糖										
	昭和元年	2,265,113	33.29	926,469	13.62	27,253	0.40	1,404,291	20.64	
	昭和二年	1,957,031	22.19	1,290,960	14.64	14,044	0.16	1,860,214	21.09	
	昭和三年	3,249,297	36.62	1,871,376	21.09	6,655	0.08	1,129,644	12.73	
	昭和四年	4,426,788	44.92	2,332,116	23.67	7,307	0 07	1,488,041	15.10	1,
	昭和五年	4,032,378	39.71	1,954,229	19.00	5,623	0.05	3,326,374	32.35	
水産物										
	昭和元年	1,454,723	45.73	511,465	16.08	328,157	10.32	73,331	2.31	
	昭和二年	1,413,636	43.93	508,944	15.82	451,205	14.03	90,872	2.82	
	昭和三年	2,113,446	49.97	535,132	12.65	508,880	12.03	64,432	1.52	
	昭和四年	1,646,311	44.21	592,249	15.91	646,691	17.37	62,477	1.68	1,
	昭和五年	1,638,720	43.71	556,225	14.84	821,721	21.91	75,120	2.00	
其他食料品										
	昭和元年	1,632,115	30.86	82,710	1.56	2,593,229	49.13	129,034	2.44	
	昭和二年	1,924,725	34.66	83,290	1.50	2,504,470	45.10	115,169	2.07	1,
	昭和三年	2,102,617	30.94	100,950	1.49	3,099,701	45.62	138,996	2.79	
	昭和四年	1,924,312	25.34	82,325	1.08	3,383,800	51.15	177,644	2.34	1,
	昭和五年	2,360,755	24.62	87,460	0.91	5,292,771	55.20	213,653	2.23	

本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭印度		北米合衆國		支那仲繼品		其他		合計		各年の總額に對する百分比
額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	
關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		
403	24.38	120,061	0.63	8,361,259	46.29	—	—	—	—	—	—	36	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,458,511	12.84	31,096	0.43	2,955,325	15.44	19,144,711	100.00	7.11
228	16.51	46,452	0.61	3,501,598	46.08	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,362,892	18.20	1,511	0.02	1,411,444	18.53	7,598,125	100.00	2.91
202	49.00	23,026	0.29	2,403,274	30.41	—	—	—	—	—	—	18,090	0.23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372,915	17.38	6,398	0.09	205,737	2.60	7,901,142	100.00	2.63
718	44.43	21,246	0.09	2,953,899	13.07	32	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,023,924	31.08	139,790	0.62	2,420,668	10.71	22,600,277	100.00	6.97
399	15.11	27,370	0.15	7,548,386	42.04	—	—	—	—	—	—	2,513	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,472,520	36.04	321,439	1.79	872,198	4.86	17,957,125	100.00	5.95
478	28.98	14,305	1.43	626,635	62.95	3,295	0.33	—	—	—	—	60,422	6.07	—	—	87	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	2,433	0.24	—	—	995,705	100.00	0.37
002	34.68	9,244	0.95	552,727	56.88	14,751	1.52	—	—	—	—	54,230	5.58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,758	0.39	—	—	971,712	100.00	0.37
763	45.78	13,368	2.01	422,884	46.22	12,563	1.38	—	—	—	—	38,812	4.24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,404	0.37	—	—	914,799	100.00	0.51
335	44.55	12,673	1.38	404,162	43.98	54,595	5.94	—	—	—	—	16,258	1.77	—	—	1,433	0.16	—	—	—	—	—	—	961	0.11	1,534	0.17	17,816	1.94	913,672	100.00	0.28
913	38.35	12,144	0.75	895,616	55.42	113,820	7.04	—	—	—	—	49,992	3.09	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	215	0.01	5,461	0.34	—	—	1,616,161	100.00	0.54
00	48.13	362,999	10.83	906,624	27.05	50,560	1.51	—	—	—	—	184,711	5.51	2,081	0.06	2,367	0.07	—	—	—	—	—	—	105,131	3.14	122,512	3.65	1,593	0.05	3,351,678	100.00	1.24
67	43.20	309,604	10.10	912,939	29.77	24,786	0.81	—	—	786	0.03	391,506	12.77	424	0.01	2,987	0.10	—	—	—	—	—	—	42,734	1.39	53,607	1.75	2,599	0.09	3,066,839	100.00	1.17
03	42.17	318,002	11.06	823,711	28.65	16,956	0.59	—	—	720	0.03	370,751	12.89	2,966	0.10	5,895	0.21	—	—	—	—	—	—	61,432	2.14	53,463	1.86	8,656	0.30	2,875,055	100.00	0.98
92	42.35	492,262	14.00	939,247	26.70	19,833	0.56	—	—	439	0.01	447,466	12.73	472	0.01	5,439	0.16	206	0.01	—	—	—	—	55,644	1.58	60,914	1.74	4,962	0.14	3,515,976	100.00	1.08
65	40.96	198,032	7.56	949,565	36.23	20,708	0.79	—	—	394	0.02	217,963	8.32	2,204	0.09	2,162	0.08	—	—	—	—	—	—	80,591	3.08	68,460	2.61	7,030	0.27	2,620,824	100.00	0.87
13	33.29	926,469	13.62	27,253	0.40	1,404,291	20.64	—	—	—	—	1,537,170	22.60	—	—	22,360	0.34	—	—	—	—	418,050	6.14	16	0.00	202,032	2.97	—	—	6,803,254	100.00	2.53
31	22.19	1,290,960	14.64	14,044	0.16	1,860,214	21.09	—	—	—	—	3,353,394	38.03	—	—	1,365	0.02	2,900	0.03	—	—	212,794	2.41	—	—	125,830	1.43	—	—	8,818,582	100.00	3.33
97	36.62	1,871,376	21.09	6,655	0.08	1,129,644	12.73	—	—	—	—	2,519,018	28.39	—	—	750	0.00	600	0.11	—	—	23,722	0.27	613	0.00	71,921	0.82	—	—	8,873,596	100.00	3.01
38	44.92	2,332,116	23.67	7,307	0 07	1,488,041	15.10	1,030	0.01	1,070	0.01	1,455,030	14.77	—	—	1,280	0.01	—	—	42	0.00	52,335	0.54	—	—	89,139	0.90	—	—	9,854,773	100.00	3.04
78	39.71	1,954,229	19.00	5,623	0.05	3,326,374	32.35	—	—	—	—	645,702	6.28	—	—	11.011	0.11	—	—	—	—	167,750	1.63	—	—	89,937	0.87	—	—	10,283,004	100 00	3.41
23	45.73	511,465	16.08	328,157	10.32	73,331	2.31	—	—	220	0.00	639,703	20.11	—	—	374	0.01	—	—	—	—	—	—	40,103	1.26	97,811	3.05	35,128	1.10	3,181,015	100.00	1.18
36	43.93	508,944	15.82	451,205	14.03	90,872	2.82	—	—	—	—	627,109	19.49	840	0.02	825	0.02	—	—	—	—	—	—	7,520	0.23	65,146	2.03	51,942	1.61	3,213,089	100.00	1.23
46	49.97	535,132	12.65	508,880	12.03	64,432	1.52	—	—	—	—	843,501	19.94	—	—	1,118	0.03	—	—	—	—	—	—	11,065	0.26	58,362	1.38	93,447	2.21	4,229,403	100.00	1.43
11	44.21	592,249	15.91	646,691	17.37	62,477	1.68	1,344	0.04	—	—	575,270	15.44	—	—	99	0.00	—	—	—	—	—	—	2,437	0.07	111,183	2.99	85,535	2.30	3,723,646	100.00	1.15
20	43.71	556,225	14.84	821,721	21.91	75,120	2.00	—	—	—	—	515,643	13.75	78	0.00	188	0.01	—	—	—	—	15	0.00	48,040	1.28	93,317	2.49	—	—	3,749,072	100 00	1 24
15	30.86	82,710	1.56	2,593,229	49.13	129,034	2.44	544	0.01	36,990	0.69	186,936	3.54	20,331	0.39	59,822	1.13	7,001	0.13	12,620	0.24	4,233	0.08	133,275	2.52	364,860	6.90	20,101	0.38	5,288,801	100.00	1.96
25	34.66	83,290	1.50	2,504,470	45.10	115,169	2.07	1,040	0.02	36,343	0.65	155,191	2.80	18,611	0.34	50,526	0.91	4,348	0.08	19,436	0.35	705	0.01	251,154	4.52	371,159	6.68	16,756	0.30	5,552,923	100.00	2.13
17	30.94	100,950	1.49	3,099,701	45.62	188,996	2.79	—	—	51,900	0.76	245,016	3.61	21,899	0.32	87,946	1.29	9,418	0.14	63,311	0.93	13,912	0.20	294,149	4.33	487,949	7.18	26,645	0.39	6,794,409	100.00	2.30
2	25.34	82,325	1.08	3,383,800	51.15	177,644	2.34	1,157	0.02	44,071	0.58	521,169	6.36	15,719	0.21	59,042	0.78	20,844	0.27	34,252	0.45	10,467	0.14	307,702	4.05	482,164	6.35	28,278	0.37	7,592,946	100.00	2.34
55	24.62	87,460	0.91	5,292,771	55.20	213,653	2.23	—	—	68,833	0.72	467,827	4.88	16,351	0.17	76,727	0.80	6,754	0.07	43,962	0.46	2,778	0.03	302,760	3.16	609,773	6.36	38,699	0.40	9,589,103	100.00	3.18

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領印度		英吉利		露西亞		佛蘭西		獨逸		白耳義		和蘭		蘭印度		北米合衆國		支那仲継品	
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
麥粉		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩	
	昭和元年	4,668,403	24.38	120,081	0.63	8,861,259	46.29	—	—	—	—	—	—	36	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,458,511	12.84	31,096	0.16
	昭和二年	1,254,228	16.51	46,452	0.61	3,501,598	46.08	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,382,892	18.20	1,511	0.02
	昭和三年	3,871,202	49.00	23,026	0.29	2,403,274	30.41	—	—	—	—	—	—	13,090	0.23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,372,915	17.38	6,393	0.09
	昭和四年	10,004,718	44.43	21,246	0.09	2,953,899	13.07	32	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,023,924	31.08	139,790	0.62
	昭和五年	2,712,699	15.11	27,370	0.15	7,548,386	42.04	—	—	—	—	—	—	2,513	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,472,520	36.04	321,439	1.79
野菜																													
	昭和元年	238,478	28.98	14,305	1.43	626,635	62.95	3,295	0.33	—	—	—	—	60,422	6.07	—	—	87	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	2,433	0.24
	昭和二年	337,002	34.68	9,244	0.95	552,727	56.88	14,751	1.52	—	—	—	—	54,230	5.58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,758	0.39
	昭和三年	413,763	45.78	18,368	2.01	422,884	46.22	12,563	1.38	—	—	—	—	33,812	4.24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,404	0.37
	昭和四年	409,235	44.55	12,673	1.38	404,162	43.98	54,595	5.94	—	—	—	—	16,258	1.77	—	—	1,433	0.16	—	—	—	—	—	—	961	0.11	1,534	0.17
	昭和五年	538,913	33.35	12,144	0.75	895,616	55.42	113,820	7.04	—	—	—	—	49,992	3.09	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	215	0.01	5,461	0.34
果物																													
	昭和元年	1,613,100	43.13	362,999	10.33	906,624	27.05	50,560	1.51	—	—	—	—	184,711	5.51	2,081	0.06	2,367	0.07	—	—	—	—	—	—	105,131	3.14	122,512	3.65
	昭和二年	1,324,367	43.20	309,604	10.10	912,939	29.77	24,786	0.81	—	—	786	0.03	391,506	12.77	424	0.01	2,987	0.10	—	—	—	—	—	—	42,734	1.39	53,607	1.75
	昭和三年	1,212,503	42.17	318,002	11.06	823,711	28.65	16,956	0.59	—	—	720	0.03	370,751	12.89	2,966	0.10	5,895	0.21	—	—	—	—	—	—	61,432	2.14	53,463	1.86
	昭和四年	1,489,092	42.35	492,262	14.00	939,247	26.70	19,833	0.56	—	—	439	0.01	447,466	12.73	472	0.01	5,439	0.16	206	0.01	—	—	—	—	55,644	1.58	60,914	1.74
	昭和五年	1,073,665	40.96	193,062	7.56	949,565	36.23	20,708	0.79	—	—	394	0.02	217,963	8.32	2,204	0.09	2,162	0.08	—	—	—	—	—	—	80,591	3.08	68,460	2.61
砂糖																													
	昭和元年	2,265,113	33.29	926,469	13.62	27,253	0.40	1,404,291	20.64	—	—	—	—	1,537,170	22.60	—	—	22,360	0.34	—	—	—	—	418,050	6.14	16	0.00	202,032	2.97
	昭和二年	1,957,031	22.19	1,290,960	14.64	14,044	0.16	1,860,214	21.09	—	—	—	—	3,353,394	38.03	—	—	1,365	0.02	2,900	0.03	—	—	212,794	2.41	—	—	125,830	1.43
	昭和三年	3,249,297	36.62	1,871,376	21.09	6,655	0.08	1,129,644	12.73	—	—	—	—	2,519,018	28.39	—	—	750	0.00	600	0.11	—	—	23,722	0.27	613	0.00	71,921	0.82
	昭和四年	4,426,788	44.92	2,332,116	23.67	7,307	0.07	1,488,041	15.10	1,080	0.01	1,070	0.01	1,455,030	14.77	—	—	1,286	0.01	—	—	42	0.00	52,335	0.54	—	—	89,139	0.90
	昭和五年	4,082,378	39.71	1,954,229	19.00	5,623	0.05	3,326,374	32.35	—	—	—	—	645,702	6.28	—	—	11,011	0.11	—	—	—	—	167,750	1.63	—	—	89,937	0.87
水産物																													
	昭和元年	1,454,723	45.73	511,465	16.08	328,157	10.32	73,331	2.31	—	—	220	0.00	639,703	20.11	—	—	374	0.01	—	—	—	—	—	—	40,103	1.26	97,811	3.08
	昭和二年	1,413,636	43.93	508,944	15.82	451,205	14.03	90,872	2.82	—	—	—	—	627,109	19.49	840	0.02	825	0.02	—	—	—	—	—	—	7,520	0.23	65,146	2.03
	昭和三年	2,113,446	49.97	535,132	12.65	508,880	12.03	64,432	1.52	—	—	—	—	843,501	19.94	—	—	1,118	0.03	—	—	—	—	—	—	11,065	0.26	58,362	1.38
	昭和四年	1,646,311	44.21	592,249	15.91	646,691	17.37	62,477	1.68	1,344	0.04	—	—	575,270	15.44	—	—	99	0.00	—	—	—	—	—	—	2,437	0.07	111,183	2.99
	昭和五年	1,638,720	43.71	556,225	14.84	821,721	21.91	75,120	2.00	—	—	—	—	515,643	13.75	78	0.00	188	0.01	—	—	—	—	15	0.00	48,040	1.28	93,317	2.49
其他食料品																													
	昭和元年	1,632,115	30.86	82,710	1.56	2,593,229	49.13	129,034	2.44	544	0.01	36,990	0.69	186,936	3.54	20,331	0.39	59,822	1.13	7,001	0.13	12,620	0.24	4,233	0.08	133,275	2.52	364,860	6.90
	昭和二年	1,924,725	34.66	83,290	1.50	2,504,470	45.10	115,169	2.07	1,040	0.02	36,343	0.65	155,191	2.80	18,611	0.34	50,526	0.91	4,348	0.08	19,436	0.35	705	0.01	251,154	4.52	371,159	6.68
	昭和三年	2,102,617	30.94	100,950	1.49	3,099,701	45.62	133,996	2.79	—	—	51,900	0.76	245,016	3.61	21,899	0.32	87,946	1.29	9,418	0.14	63,311	0.93	13,912	0.20	294,149	4.33	487,949	7.18
	昭和四年	1,924,312	25.34	82,325	1.08	3,333,800	51.15	177,644	2.34	1,157	0.02	44,071	0.58	521,169	6.86	15,719	0.21	59,042	0.78	20,844	0.27	34,252	0.45	10,467	0.14	307,702	4.05	432,164	6.35
	昭和五年	2,360,755	24.62	87,460	0.91	5,292,771	55.20	213,653	2.23	—	—	68,833	0.72	467,827	4.88	16,351	0.17	76,727	0.80	6,754	0.07	43,962	0.46	2,778	0.03	302,760	3.16	609,773	6.36

品名	年次	日本		朝鮮		支那		香港		英領
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額
茶		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩		海關兩
	昭和元年	125,590	4.12	66	0.00	2,619,875	85.86	6,355	0.21	8,10
	昭和二年	112,296	3.10	212	0.01	3,280,353	90.70	—	—	8,10
	昭和三年	114,067	2.90	27	0.00	3,641,902	92.54	—	—	17,11
	昭和四年	135,058	3.74	166	0.00	3,411,172	94.48	—	—	30,11
	昭和五年	168,099	6.36	416	0.02	2,399,075	90.81	5,353	0.20	33,07
酒類及其他飲料										
	昭和元年	1,671,828	69.93	57,818	2.42	374,954	15.68	180	0.01	—
	昭和二年	1,674,575	69.21	46,910	1.94	386,256	15.96	2,493	0.10	—
	昭和三年	1,934,885	69.79	49,070	1.77	294,778	10.63	70	0.00	
	昭和四年	1,931,282	71.28	52,562	1.94	291,699	10.77	2,335	0.09	—
	昭和五年	2,662,351	78.38	69,758	2.05	259,384	7.64	1,462	0.04	2,02
紙卷及葉卷煙草										
	昭和元年	37,555	0.66	3,921	0.07	2,997,683	52.73	9,563	0.17	—
	昭和二年	67,233	1.20	487	0.01	3,484,088	62.46	644	0.01	—
	昭和三年	85,866	1.06	—	—	6,055,563	74.89	12,944	0.16	—
	昭和四年	77,869	0.62	581	0.00	8,610,154	68.49	804	0.01	—
	昭和五年	46,089	0.35	—	—	6,348,208	47.95	20,012	0.15	—
其他煙草										
	昭和元年	361,448	9.40	33,396	0.86	1,452,158	37.76	8,265	0.21	—
	昭和二年	622,598	10.12	48,787	0.79	2,061,528	33.50	140	0.00	—
	昭和三年	383,873	7.23	1,190	0.02	1,421,417	26.77	4,169	0.08	—
	昭和四年	346,785	7.86	61,074	1.38	1,424,662	32.28	—	—	—
	昭和五年	417,527	9.24	18,608	0.41	1,374,677	30.42	—	—	—
卷煙草製造材料										
	昭和元年	295,959	57.02	—	—	751	0.14	—	—	—
	昭和二年	311,116	52.42	11	0.00	11,990	2.02	—	—	—
	昭和三年	308,616	47.51	527	0.08	15,570	2.40	—	—	—
	昭和四年	300,040	27.60	48	0.00	588,589	54.13	—	—	—
	昭和五年	255,389	21.94	—	—	695,490	59.74	—	—	—
家具										
	昭和元年	611,677	43.78	6,260	0.45	431,697	30.90	443	0.03	96
	昭和二年	676,749	46.75	7,072	0.49	463,673	32.03	533	0.04	27
	昭和三年	802,707	52.00	6,156	0.40	177,694	11.51	6,760	0.44	17
	昭和四年	674,738	48.22	5,885	0.42	241,438	17.25	1,169	0.08	2,11
	昭和五年	865,005	64.77	15,040	1.13	98,881	7.41	361	0.03	34,52